

《論 説》

石井照久の労働法学

——戦後労働法学における・もう一つの潮流——

石 井 保 雄

- 一 はじめに——本稿の課題と石井のプロフィール
 - 1 本稿の課題
 - 2 石井のプロフィール
- 二 敗戦直後の課題と対応——占領下での研究会を通じた労働法々理の形成
 - 1 敗戦直後の東京（帝国）大学法学部教授会の状況
 - 2 新憲法研究の一環としての労働基本権理解
 - 3 占領体制のもとでの「日本管理法令」研究
 - 4 『企業形態論』と東京大学労働法研究会の注釈書（共著）二冊の刊行
- 三 戦後労働法学における対抗軸としての法理展開
 - 1 団交制度重視に立った政治スト違法論の提示
 - 2 労働協約と就業規則に関わる法理提唱
 - 3 団結権の法的意義と団結強制（ユニオン・ショップ協定の法的効力）
 - 4 二つの『労働法総論』と労働法の概念理解
- 四 1960年代以降の理論的営為と社会活動
 - 1 労働組合の組織と機能に関する理解
 - 2 「労使関係法研究会」への関与——日本の労使関係の「近代化」を目指して
- 五 結び——『団体交渉と労使協議制』（1972）の刊行と逝去

一 はじめに——本稿の課題と石井のプロフィール

1 本稿の課題

日本は1945（昭和20）年8月14日、ポツダム宣言を受諾し、翌9月2日に降伏文書に調印し、1931（昭和6）年の満州事変に始まる十五年戦争とも称されるアジア太平洋戦争（広義）の敗北を認め、無条件降伏をするにいたった。わが国の戦後労働法学はその年の秋以降、本格的な展開を始めた。そこでは、当初から大きく二つの潮流が対抗していたといわれている¹⁾。それは、主に法解釈論における労働運動ないし労働組合運動に対する態度（対応）に関わる理解の違いによるものであった。一方は「プロレイバー労働法学」ないしカギ括弧付きの戦後労働法学といわれ、他方は、これに批判的な立場をさしている。前者は、「マルクシズムまたは社会主義を信奉するかこれに親和的な——いわば反マルクシズム・反社会主義でない——立場から、憲法上保障された労働者の団結権（広義）の現実的定着をめざして、労働運動ないし労働組合運動の擁護を志向する」ものであった。これに対し後者は、「マルクシズムに立脚した法理論を明確に排斥するか少なくともこれに非親和的な立場をとり、労働運動・労働組合運動擁護の志向の横溢は……法解釈の常道を逸脱した法解釈論に陥り易いとして、これを否定する流れ」をさしていた²⁾。このような戦後労働法学

1) 津曲蔵之丞「労働法の今昔」日本労働法学会〔編〕『労働法講座』第1巻（有斐閣・1956）しおり2頁は、「労働法学上には、二つの全く違った理論による学説がある。この学説の対立は、〔戦後－引用者（以下、本文および注記に際しての亀甲かっこ内の記述は同じ）〕初期の時代から今日まで続いている」とのべていた。それは具体的には、このあとと言及するプロ・レイバーpro laborとプロ・キャピタルpro capitalといわれるものを指しているものと思われる。

2) 以上、蓼沼謙一「労働法と労働法学の五〇年／〔1〕戦後労働法学説の原型形成期」労働法律旬報1399=400号（1997）8頁。ただし同前所に「プロ・キャピタル労働法」という呼称は使用されていない。そのような者たちが事実と法規範、運動論と法律

論との混同の排斥を志向するとしても、労組法や労基法等の解釈に際し、それらが憲法における労働基本権保障を具体化した立法として、その意義が投影された解釈がなされねばならないと理解していたことについて、プロ・レイバー労働法といわれた者とのあいだに相違はなかったであろう。それゆえに当該法解釈が結果的に使用者側に有利なものとなったとしても、それをもって「親資本家」「資本家寄り」といわれることは不本意であり、かつ受け入れがたいものであったと推測する。ただし「プロ・レイバー」「プロ・キャピタル」という相手方への非難の意味を込めた呼称が、労働側のみならず、政府・使用者側からもなされたものであったことに留意したい。このような呼称がいったいだれが、いつ、どのような機会にのべたことに由来するのかは、不明である。沼田稲次郎「戦後日本における民主主義法学と労働法学」都立大学法学会誌16巻1号(1975)・のちに同『民主主義法学と学者像』(法律文化社・1982)収録75頁は、1951(昭和26)年の春に発足し、1957(昭和32)年末に解散した労働法懇談会の機関誌「討論労働法」誌(勁草書房)における討論記録掲載がその契機となったのではないかと推測している。すなわち、そこでは研究者の報告に基づき、労使双方の関係者も交えた討論が「対立する理論的立場もはっきりしたが同時に学者は相互に〔相手方の主張・議論を〕理解し合った」けれども、その記録の同誌への掲載により、「プロ・レーバー学者なるレッテルはここでの討論の印象が生み出したもの〔であった〕かもしれない」とのべている。なお同前所は段落を改め、「しかし、プロ・レーバー学者ではなく、政府が使えるとした“中立的”な学者とみられる人々の労働法理が必ずしも非民主的であったわけではない。労働法が戦後の民主化政策の一環として制定せられたものであり、……その意味では労働法学者たるものすべて民主的法律家であったといつてよい」と続けている。

蓼沼・同前稿の主張は直接的には、初井常喜〔編〕『戦後労働法学説史』(労働旬報社・1996)序章(初井)が戦後労働法学の原型として、「マルクシズムに立脚した階級闘争擁護的労働法学」(同前書26頁)、「法社会学的方法論に立脚する理論志向」(同前所)および「欧米的労働組合主義の範型をモデルするもの」(同前書27頁)という三つの類型をあげた際に、後二者における原型形成の経緯が明らかにされていないことを批判するなかで言及されたものであった。すなわち蓼沼・同前論文7-9頁は、前二者を併せて「プロレイバー労働法学」——マルクス主義を信奉するか、またはこれに親和的である点で共通する——としてまとめ、これに対する後者を「オーソドックスな法解釈論を志向する」ものとして、大きく二つに類別すべきだとしている。換言すれば、同じくプロ・レイバー労働法学といっても、その主張には、自ずといわば色調の濃淡があるということであろうか。そして同シリーズの続稿〔2〕であ

の原型形成期にとどまらず、その後も80年代まで続く、対抗的な理論な潮流において、吾妻光俊(1903~1973)³⁾と並んで、一方の『『秩序をもたらす労働法』理論の構築に使命感をもつ理論志向』(柁井常喜)⁴⁾を代表するのが、石井照久であった⁵⁾。本稿は、そのような石井照久の戦後労働法学とは、いかなるもので、

る片岡昇「戦後労働法学の再検討の意義」1同前誌1403号(1997)6頁は、蓼沼の「理解に同調したい」としている。なお、戦後労働法学の「原型」について三つの類型を示す柁井〔編〕同前書16頁以下(柁井)の理解は、片岡昇『現代労働法の理論』(日本評論社・1967)が戦後労働法学について「法社会史的研究方法」(吾妻光俊)、「社会学的法律学」(野村平爾・有泉亨ほか多数)そして「唯物史観法律学」(沼田稲次郎)の三つに分類していた。さらに付言すれば、沼田稲次郎「労働法の解釈と労働法学」別冊法学セミナー・基本法コンメンタール8『労働法〔団体法〕』(日本評論社・1971)33頁(注1)は、片岡・同前書における三類型中、「社会学的法律学」とは概念法学に対置されるべきもので、唯物史観法学とは異なり、法や法思想・法律学などのイデオロギー論的吟味を不可欠としたうえで法解釈を位置づけるものではなく、思想の類型として捉えることに疑義を呈している。同前所によれば、戦後労働法学は、その認識や評価の違いはあれ、すべてが社会学的であったとのべている。

- 3) 吾妻の戦後労働法学については、拙稿「吾妻光俊の戦後労働法学——ある近代主義者の肖像」獨協法学69号(2006)29-111頁で取り上げている。
- 4) 蓼沼・前掲論文8頁は、吾妻と石井の主張を特徴づけるものとして柁井〔編〕前掲書27頁にある「欧米的労働組合主義の範型をモデルにするもの」という文言を引用している。しかし私は、柁井〔編〕同前所にある、もう一つの評言である本文引用のそれの方が、吾妻と石井が志向した労働法学のあり方を端的に表現すべき文言として、より適切であると考えらる。
- 5) 「プロ・レイバー」「プロ・キャピタル」という呼称について、自らが後者の典型と理解されていることについて、石井は敗戦からいまだ時間がたっていないことと関連させて、つぎのようにのべて、上記のような類型化それ自体に否定的であった。すなわち戦後1950年代までの「花やかな社会的環境のもとに、労働法学は必ずしも健全な成長の途をのみたどったとはいいがたい。……プロ・レイバーまたはプロ・キャピタルといった先入観的な偏見が、あたかも社会観の相違にもとづくかのような粉飾をもって登場しがちであった時代であったともいえる」(石井「労働法学の成長」ジュリスト300号『学説展望』[1964]356頁)。なお石井のいう、労働法学の「健全な成長」とは、いかなるものをさすのであろうか。それは、同人の戦後労働法学に

どのような経過をたどって形成・展開されていったのかについて検討することを課題とする。

2 石井のプロフィール

石井については、一般に商法学を主たる研究対象とし、戦後はそれに関連・付随して労働法学について発言した者と理解されているのではなかろうか。確かに戦前、1931（昭和6）年東京帝国大学法学部を卒業し、田中耕太郎（1890～1974・商法・法哲学）のもとで助手論文（「株主総会の決議の瑕疵」〔1〕—

おける集团的団体法理の主張のなかに見出すことになろう。

1990年代の初め、山本吉人（1929～2002）が「日本労働法学会最近の一〇年とこれからの課題」日本労働法学会誌77号（1991）173頁以下、とくに182-186頁で上記学会創立40周年を迎えたことへの感懐として、吾妻光俊「戦後労働法と法理論」労働法〔日本労働法学会誌—以下省略〕16号（1960）13頁以下を引用しながら、戦後労働法学の「潮流」について、「開放」派と「統制」派という二つの流派にわけて説明していた。前者に属する者の多くは徴兵・従軍体験をもち、「復員後、過去の反省、過去への訣別、贖罪意識の下に、……日本民主化の基礎となる『開放政策』を是としたうえで、労働運動の発展に寄与する理論構成の方向を基調とする傾向が強く」、具体的には、労働基本権を最大限に尊重し、組合活動や争議行為の「正当性を拡大するところに特色を有する」としている。これに対し後者は、1948・9年の法改正による「制限的・統制的な政策を具体化する労働法体系への推移」（吾妻・同前論文14頁）による「統制」を支持する者だと理解している。確かに、石井が属した東京帝大法工学部の教官であった者のなかで、戦時中徴兵を経験したのは、丸山眞男ただ一人であった（松沢弘陽・植手通有・平石直昭〔編〕『定本丸山眞男回顧談』〔上〕〔岩波現代文庫・2016〕291-292頁）ことは、衆知の事実であろう。ただし、山本いわく「開放」派であっても、法理論をのべるに際し「市民法体系を無視するものではな」いし、一方、後者は「『統制』派というよりは現在〔1990年代初め—引用者〕では市民法派とでも称すべき」だとしている。両者は労働法学の独自性を認める点では共通するが、「『開放』派が市民法の制約を認めつつも労働法学の特殊性により力点をおくのに対し、市民法理論に立脚する程度が強いといったところに特色がある」として、両者の違いを相対化している（185-186頁）。しかし、そのような把握のあり方がはたして適切であったのであろうか。それ自体、議論がなされるべきであろう。

〔3〕法学協会雑誌51巻1号—3号〔1933〕のちに同『株主総会の研究』〔有斐閣・1958〕収録)を執筆して2年の助手期間を終えて、1933(昭和8)年5月、同助教授として任官したのは、商法担当者としてであった⁶⁾。また戦前・戦後を通じて、多くの商法に関する概説書・体系書を公刊している⁷⁾。なお戦前は海員規定が商法にあったことから、当時石井は海上労働に関するいくつかの論稿を発表していた⁸⁾。同人自身は、1967(昭和42)年東京大学法学部での最終講義にのぞみ、冒頭、海商法と会社法の研究から、対象をしないで商法全般にひろげ、また海上労働法から陸上労働法へと及んでいったとのべていた⁹⁾。

-
- 6) 鈴木竹雄「石井照久君との交遊四十有余年」海法会誌〔復刊〕18号(1974)のちに同『幾山河：商法学者の思い出』(有斐閣・1993)収録212-213頁。
- 7) 石井の「年譜」と「著作目録」を掲載するものとしては、つぎの四つのものである。いずれも、石井の没後1周年をもって刊行された追悼論文集に掲載されたものである。
- ① 東京大学労働法研究会〔編〕石井照久先生追悼論集『労働法の諸問題』(勁草書房・1974)
 - ② 鴻常夫〔編〕石井照久先生追悼論集『商事法の諸問題』(有斐閣・同年)
 - ③ 成蹊法学6号石井照久先生追悼号(同年)3-46頁
 - ④ 海法18号石井照久先生追悼号(同年)229-247頁
- なお④には、鈴木・同前稿のほかに、米田富士雄「石井照久先生との出会い」11-15頁、福田久雄「追想」17-19頁、斉藤明「万国海法会の東京総会」21-23頁、大隅健一郎「石井君をいたむ」25-28頁、田中誠二「石井照久教授の追憶」29-32頁、永沢信義「石井さんを偲ぶ」33-36頁、矢沢惇「石井先生を偲ぶ」37-40頁および松波港三郎「石井先生と日本海法会」41-49頁の9篇の追悼文が収録されている。ただしいずれにも、労働法学に係わる記述はない。
- 8) 鈴木・前掲稿213頁によれば、当時東京帝大法学部には商法講座が二つあったほか、海法を担当していた松波仁一郎(1868~1945)が退官後、同講座が商法のそれに振り替えられたことから、石井はそれを担当するとの含みで採用されたという事情があったようだ。
- 9) 石井「企業取引と法」法学協会雑誌84巻7号(1967)897-898頁。鴻常夫「石井照久先生の海法における業績」海法18号(1974)209-228頁は、海法にとどまらず、商法全般、さらには労働法に関する石井の業績そして社会活動について、包括的に言及するものである。石井の海法に関わる戦時中の業績として*『海運統制法論』(岩

しかし戦後同人が発表した業績について、いずれも著書・論文・判例研究と分類する複数の「著作ないし業績目録」をみたとき、著書ではさほど明確には示されていないが、論文の数においては商法に係わるものよりも、労働法に関するものの方が圧倒的に多いことがわかる。また石井の「略歴」「年譜」をながめるとき、同人が1962(昭和37)年2月に学位(法学博士)を取得した際に審査対象となったのは、その5年前に刊行した法律学全集第45巻『労働法総論』(有斐閣)であったことが示されている。これらの事情を考慮したとき、戦後石井は商法よりも、むしろ労働法を主たる研究対象としていたと考えることができるのではなかろうか。なお同人については、筆者がこれまで取り上げた労働法学徒たちとは異なり、その伝記的事実やエピソードに関する資料・情報が極端に少ない(「年譜」「経歴」によれば、1906〔明治39〕年11月23日、佐賀県小^{おぎ}城町に生まれたとされるが、1924〔大正13〕年東京府立第一中学校〔現在の東京都立日比谷高校〕を卒業したあと、旧制第一高等学校をへて東京帝大法学部に進学したと記されていることから、幼少時よりすでに東京に居住し、当時の東京市在住者子弟にとって典型的なエリート・コースを歩んだものと思われる)¹⁰⁾。その一方で、複数刊行された石井追悼論集¹¹⁾には、同人に関する詳細な「年譜」——同じもの——が付されている。それらによれば、とくに東京帝国

波書店・1944)がある(以下、石井の業績中、*を付したものは、同人の後掲・目録に掲載されていないものである)。

- 10) 石井が後掲『労働法総論』の執筆を終えた際に記した*「東京——^(ママ)ブラッセル——パリ」しおり(法律学全集N0.11)5頁によれば、石井の父親は裁判官であったが、明治時代の司法官増俸問題の際に、退官したとのべていた。ただし楠精一郎「明治三十四年・司法官増俸要求事件」高崎経済大学論集29巻3・4号(1987)のちに同『明治立憲制と司法官』(慶應通信・1989)203-232頁収録によれば、1901(明治34)年、2年前の1899(明治32)年春に欧米司法制度視察のために派遣された9名の司法官らが翌年帰国したのちに、同人らを中心に欧米にくらべ日本の判検事の給与が低いと主張してその増額要求運動へと発展していった。しかし議会における当時の政友会(伊藤博文内閣)と司法部内で清浦奎吾(山県有朋系)に連なる者らという政治対立のなかで、俸給増額は実現されず、金子堅太郎司法大臣が同年2月、指導者らを依願免官または譴責とし、翌3月残る関係者(132名)に論告を言い渡した。楠・

大学法学部を卒業し、2年の助手期間を終えて、同助教授に採用された1933(昭和8年)5月以降亡くなった1973(昭和48)年7月にいたる40年におよぶあいだ、戦前では高等官としての昇任や、戦後は、とくに各種の試験委員や審議会委員等数多くの公職に就いたことを示す詳細な経歴が掲載されている¹²⁾。なお従来筆者が検討の対象としてきた者たちとは異なり、石井は研究者としての歩みを始めた時期ないしそれに近い戦前の日中戦争が本格化する前に、海外での

同前書217-218頁によれば、上記の運動に際して連袂辞表提出をし、同年3月27日をもって辞表を受理され、依願免官となった東京地方裁判所の裁判官ではなく、検察官の一人が石井の父親である為吉(1936〔昭和11〕年12月31日没・享年73歳〔のちに言及する墓所に設けられた墓誌にて確認])であった。石井・同前所は、父親は石井が裁判官となることを希望していたけれども、石井自身は裁判官になることなく、研究者として大学に残ることになったとのべていた。

石川吉右衛門「石井照久先生の御逝去を悼む」日本労働法学会誌42号(1973)190-191頁によれば、石井は「話し合い」を重視した。それは労働委員会に申し立てられた紛争解決の際、当事者の自主的な解決を促し、尊重するという形で現われた。その一方、石井は後身の者に自己の主張を押し付けることはなかったが、相手が大学院生であろうと、大人気ないと思われるほどの激論をかわすということもあったという。学問の世界に生きる者として、立場は対等であるということであろうか。また谷川久「日本の法学者一人と学問／石井照久／多方面に目覚ましい活躍をした巨人」法学セミナー301号(1980)158頁によれば、石井が短気な性格で、研究会では延々と続く報告への苛立ちが高じて、部屋を出て行き、廊下で煙草を喫して、終わるのを待つという光景に出会ったこともあったとのべている。そのような性格の一面は、雑誌等に掲載されている同人の肖像写真に自ずと表われているように思われる。その一方で、東大退官後に就いた成蹊大学では運動部の集まりや文化祭にも積極的に出席し、「平素から学生に対する温い思いやりがあった」という(千種達夫「石井先生の思出」成蹊法学6号〔1974〕51頁)。

- 11) 前掲・注(7)にあげた四つの「著作目録」をそれぞれくらべたとき、①は労働法のみを掲げ、④は海法関係を中心としており、いずれも限定的である。これに対し②と③は、海商法を含む商法と労働法の業績が併せ掲載され、とくに③は活字のポイントが大きい分、見やすいものとなっている。
- 12) 石井の事績、とくに戦後の公的活動については、鴻・前掲稿212-213頁および谷川・前掲稿157頁でも、言及・紹介されている。

研究生生活を経験していない——第二次世界大戦勃発（1939年9月）前であったことから、いまだ困難とはなっていないかと思われる（1936〔昭和11〕年12月～39〔14〕年3月までドイツを中心にヨーロッパに赴いた吾妻光俊の例を念頭に置いている）が——ということも、特徴的なこととして指摘することができるかもしれない。

以下、このような石井の戦後労働法学とは、いかなるものであったのかを検討・考察したいと思う¹³⁾。その際には、大きく敗戦後の占領下、日本が占領軍による間接統治のもとにあった時代と、サン・フランシスコ平和条約発効による独立回復後（1952〔昭和27〕年以降）のそれと大きく、二つの時期に分けて、論じるべきではないかと考えている。なお本稿では、石井の海上労働法に関わる検討はしないことをあらかじめお断わりしておく。

二 敗戦直後の課題と対応——占領下での研究会を通じた労働法々理の形成

1 敗戦直後の東京（帝国）大学法学部教授会の状況

日本が太平洋戦争に敗北したことにより、東京帝大法学部（教授会）内の勢力図は戦時中のそれとくらべて、大きく変化した。まず1946（昭和21）年9月、「日本法理研究会」を主導した小野清一郎（1891～1986・刑法）と近衛文麿のブレーンの一人で、「東亜協同体論」を主張した蠟山政道（1895～1980・政治学）は公職追放により免官となった。また末弘巖太郎（1888～1951）は労働立法への関与や各種の労働委員会での活動を理由に小野が免官になる前の同年4月に法学部に辞職届を提出していたが、小野とほぼ同時期、勅令第263号「教職員ノ除去、就職禁止及復職等ノ件」（いわゆる教職追放）「別表二」5号該当（日本法理研究会への関与）を理由に「自動追放」の対象となり、同年9月30日を

13) 商法学者としての石井については、江頭憲治郎ほか「座談会／石井照久先生の商法学の遺したもの」ジュリスト576号70～88頁および谷川・同前稿153～158頁がのべている。

もって退官した。法学部に設けられた「教員資格適格審査委員会」では、翌10月に神川彦松（1889～1988・国際政治学）、高柳賢三（1887～1967・英米法）——最終的には、教職追放とはならなかった——、そして戦時期の法学部教授会紛糾の主要な原因となった「Y教授〔昇任〕問題」の当事者であった安井郁（1907～1980・国際法）が不適格＝教職追放対象に該当するとして、大学を去った。昭和研究会や海軍と接触していた「革新派」の矢部貞治（1902～1967・政治学）は敗戦の年の12月、すでに依願免官となっていた。その一方で、これらの者と対立した田中耕太郎も東京帝大教授兼任での文部省学校教育局長をへて、1946（昭和21）年5月には東大を離れ、第一次吉田内閣の文部大臣に就いた¹⁴⁾。戦後の東京大学法学部は、宮沢俊義（1899～1976・憲法）や我妻栄（1897～1973・民法）と、横田喜三郎（1896～1993・国際法）、田中二郎（1906～1982・行政法）、鈴木竹雄（1905～1995・商法）、江川英文（1898～1966・国際私法）らの「テニス・ブロック」を中心にして動き始めた¹⁵⁾。そして石井照久も、

- 14) 以上の経緯については、拙著『わが国労働法学の史的展開』（信山社・2018）489－509頁を参照。なお同前書刊行後に知り得た関連文献として、末弘の教職追放におけるいわばキー・パーソンの役割をはたした相良惟一による「田中先生の文部省、参議院時代」鈴木竹雄〔編〕『田中耕太郎：人と業績』（有斐閣・1977）105－108頁および板寺一太郎「田中先生に対する誤解について」同前書465頁がある。後者（464－465頁）は、田中の文部省学校教育局長時代の業績として、教育勅語に代わる教育基本法制定の主導をあげ、その一方で末弘教職追放を「やむをえなかった措置であった」としている。しかし同前所は、東大の学（＝学部）内の教職適格審査委員会（委員長：我妻栄）で不適格と判定されながらも、最終的にはCIE再審査委員会で適格とされて追放にはいたらなかった高柳賢三（1887～1967・英米法）のこゝ（前掲・拙著504－509頁）については、何も言及していないのは、公平に欠けるように思われる。
- 15) 戦時中の法学部教授会における内訌については、経済学部内における派閥対立とそれに対する「平賀肅学」（1938〔昭和13〕－1939〔昭和14〕年）における対応・評価と「Y教授問題」（1943〔昭和18〕年）をめぐるそれにより顕在化したものであった。これら二つによって惹起された法学部内の軋轢については、竹中佳彦『日本政治史のなかの知識人—自由主義と社会主義の交錯—』上（木鐸社・1995）278－284頁に要領をえた説明がなされている。なお「テニス・ブロック」というのは、教授会において対抗関係にあった矢部貞治がその日記（『矢部日記』銀杏の巻〔読売新聞社・

そのなかの一人であった。同人は「戦後」をどのような思いで迎えたのであろうか。そのことを直接示す資料はない。しかし後述する『企業形態論』の前段に示された民主主義に関する記述を読めば、新たな時代を迎えた高揚感をもって、積極的に対応せんとの心意気をもって臨んだものと思われる。

労働法学という側面に着目したとき、法学部内における石井に係わる出来事としては、末弘巖太郎の東京帝大への辞表提出ということであろう。すなわち既述のように前年秋(10月)、GHQから戦後日本の民主化を実現するための軍国主義者および超国家主義者の追放指令が発せられ、1946(昭和21)年5月、日本政府も勅令263号「教職員ノ除去、就職禁止及復職等ノ件」を成立させ、公職追放と並んで教職追放を実施するにいたった。このような動向を受けて教職追放の対象となることを察知したことから、末弘は4月、既述のように東大に辞表を提出した。ただしその理由としてあげたのは、労働法立法への関与と各種労働委員会職務による多忙ということであった¹⁶⁾。その結果、石井が東京(帝国)大学¹⁷⁾での労働法講座の責任を担うことになった。ただし石井自身が東大で労働法の講義を担当することは、その退官時まででなかった¹⁸⁾。しかし、

1974)のなかで用いた横田らのグループを指す呼称である。彼らは、テニスだけでなく、スケートやトランプ・ゲームのブリッジ、ダンスなどを通じた仲間でもあり、第一次大戦後の大正デモクラシー期に学生時代を送った者たちであったとする(竹中・同前書・409頁・第六章「太平洋戦争下」・注5)。ただし、そのような「学生時代を送った者」は全員ではなく、彼らの一部ではないかと思う。

- 16) この間の事情については、前掲・拙著489頁以下を参照。ただし法律学全集(石井・後掲『労働法総論』)月報11号(1957)に付された「執筆者紹介」によれば、石井は1954(昭和29)年から1956(昭和31)年まで「労働法講座〔を〕兼担」したと記されている。
- 17) 東京帝大は1947(昭和22)年9月に東京大学に名称を変更し、1949(昭和24)年5月、旧制第一高等学校および旧制東京高等学校高等科を併合して、新制大学となった。
- 18) 末弘のあと同年9月から東大の労働法講義を担ったのは、「戦後労働法学のバイオニア」(片岡昇)と評された吾妻光俊(1903~1973)であった。ただしそれは、石川吉右衛門(1919~2005)が担当するまでの1951(昭和26)年3月までの4年半でし

その一方で石井は、労働法学については積極的な発言を行なっていった。それは占領下の間接統治による経済の民主化や日本帝国憲法に代わる日本国憲法の制定の動きに関わるものを通じてなされた。これらは相互に関連するものであったように思われる。またいずれも、東大法学部内部における共同研究ないし研究会活動を通じて、実現したものであったという特徴がみられた。具体的には、大きく(1)憲法研究の一環としての労働基本権理解、(2)占領体制のもとでの「日本管理法令」研究および(3)『企業形態論』(有斐閣・1948)の公刊につながる労働者の経営参加論、そして(4)労働関係調整法(1946〔昭和21〕年)と改正後間もない労働組合法(1949〔昭和24〕年)に関する評釈書の刊行の四つにわけることができる。

かなかった。この間の経緯について、石川「人間萬事塞翁馬——私のターニング・ポイント」同『人間萬事塞翁馬』(非公刊・1991)11-16頁——簡略な記述のため、読む者は行間をうめるべく想像力をたくましくしなければならない。中嶋士元也「石川吉衛門教授の労働法学説に関する小論」東海法学9号(1993)270頁によれば、これは石川の「頭脳が取り分けて明晰なために分かりきったこと……は大幅に省いて……すでに次の段階に進んでいる」からであるという——は、つぎのように説明している。1943(昭和18)年大学院特別研究生(民法)となって徴兵を免れたが、翌44(昭和19)年、我妻から「戦後は……無体財産権が問題となる」から専攻するようにといわれ、これを承諾すると、「それでは指導教授は末弘さんになる。末弘さんは、新法学全集に工業所有権法〔『諸法』3(日本評論社・1937)]を書いているからだ。／「まあ、里子〔に出された)と思ってくれ」というようなやり取りがあった。さらに戦後、新憲法草案が公表され、東大法学部内で後述する「憲法問題研究会」が発足したが、「労働の条項」を担当する者がいなかったことから、当時国家学会雑誌の編集責任者であった原田慶吉(1903~1950・ローマ法)からの指示で、当時労働法について社会的に頻繁かつ積極的に発言していた「末弘先生の弟子」というだけ——末弘の弟子といっても、「無体財産法の弟子ということはどこかに飛んでしまった」との本人の弁——で、担当することになった(『勤労権の研究——新憲法の研究』国家学会雑誌60巻10号〔1946)のちに同稿は、『新憲法の研究』〔有斐閣・1947)134-147頁に収録)。そして石川は1948(昭和23)年春、石井から同稿により〔資格審査をへて〕労働法を担当すべき助教授になりうる〔と判断された〕ことが知らされ、同年12月に昇任するという経過をたどったとのことである。

2 新憲法研究の一環としての労働基本権理解

(1) 憲法問題研究会への参加

まず石井の戦後労働法学理解は、日本国憲法公布となって現われた新憲法の制定過程に並行して進んだ東京(帝国)大学内部の動向に関連して実現していったものであるといってもよからう。

1947(昭和22)年2月13日にGHQが日本政府に憲法改正案を提示した翌日、早くも東大法学部内では、敗戦直前の時期、同僚ら6名とともに極秘裏に終戦工作を行なった¹⁹⁾南原繁(1889～1974・政治学)法学部長(当時)により「憲法問題研究会」が設立された²⁰⁾。その委員長に就いたのは、すでに前年8月に連合国のポツダム宣言を受託して降伏して以来、政府に対し憲法問題について助言をしていた宮沢俊義であった。特別委員として、高木八尺、杉村正三郎、末弘巖太郎(以上、法学部)、和辻哲郎(文学部)、舞出長五郎(経済学部)の6名のほかに、法学部7人、経済学部3人を加えて合計20名からなるものであった²¹⁾。彼らは憲法が大きく改正されようとするなか、検討を進めて独自の憲法

19) 向山寛夫「南原繁先生の終戦工作」丸山眞男・福田敏一〔編〕『回想の南原繁』(岩波書店・1975)208-213頁および同〔編〕『聞き書南原繁回顧録』(東京大学出版会・1989)264-277頁。6名の同僚とは、高木八尺^{たかぎやまか}(1889～1984・政治学)、田中耕太郎、末延三次^{すえのぶさんじ}(1899～1989・英米法)、我妻栄、岡義武(1902～1990・政治学)および鈴木竹雄である。

20) 同前『南原回顧録』322-328頁。

21) 我妻栄「知られざる憲法討議——制定時における東京帝国大学憲法研究委員会報告書をめぐって」世界200号(1962)のちに憲法問題研究会〔編〕『憲法と私たち』(岩波新書・1963)収録、さらに我妻『民法研究』Ⅷ憲法と私法(有斐閣・1970)19頁に再録。構成メンバーの一覧は、同前稿34頁以下に付された〈資料〉「東京帝国大学憲法研究委員会報告書(全文)」の冒頭に掲げられている。このことに言及する『東京大学百年史』通史二(東京大学出版会・1985)1053-1056頁は、我妻の同稿(岩波新書)をもとにしている。なお江橋崇「日本国憲法のお誕生・第10回/東京大学法学部系の出版物」書齋の窓654号(2017)4-5頁(のちに同『日本国憲法のお誕生: その受容の社会史』〔有斐閣・2020〕165頁)は、このことをつぎのように描写して

改正案を公表した。宮沢は、入江俊郎法制局長官、佐藤達夫法制局第一部長らと連携しつつ帝国議会貴族院議員として、同院での憲法改正案の審議に参加し、国民主権、平和憲法論の立場で抜本改正の政府案支持の論陣をはった。こうして東大法学部系の憲法学は政府内の官僚とともに日本国憲法を受け入れてその合理性を説明する憲法学となった²²⁾。そして1946(昭和21)年11月3日、日本国憲法が公布され、翌12月1日、GHQの指導により、貴族・衆議両院と政府の三者により、帝国議会内に日本国憲法を普及させるための団体である「憲法普及会」が設立された。

石井には、この憲法普及会に関連した業績として、まず憲法普及会〔編〕『新憲法抄』(岡山県東京事務所・1947)に*「新憲法と労働」58-95頁と*「新憲法と経済」96-138頁を發表したことがあげられる。日本国憲法の制定にともない、全国で国の機関の地方事務所や都道府県、新聞社(地方紙)により、多くの啓蒙書が作成・発行された。ただしその多くは20頁ほどのパンフレットであった²³⁾。これに対し岡山県東京事務所が発行した同前書は、全体として223

いる。すなわち、この委員会には南原を中心に戦争末期に和平工作を策したグループや、戦争中は親米派として冷遇され、「戦後はGHQに日足繁く通っていた横田喜三郎のグループ」、さらに「戦争中は矢部貞治とともに海軍に協力して米軍の日本本土上陸に備えて戒厳令法制の研究を準備していたが、敗戦後は一転して横田グループに属してGHQに日参するようになった」田中二郎^(マ)も参加していたとして、辛辣な批判的紹介をしている(ただしその論拠は示されていない)。このような記述は、田中が戦時中、1940(昭和15)年より、矢部貞治の推薦により、海軍省嘱託として、高木惣吉のプレーン・トラストとなったこと(小石川・後掲論文208頁)を指しているのであろうか。ただし横田や田中とともに、後述のポツダム政令に基づく日本管理法令研究会に参加した金沢良雄「日本管理法令研究会と田中先生」法律時報54巻4号(1982)29頁は、田中が「終生民主主義に対し……熱情」をいだき、「このことは、戦前・戦後を通じて変わらない」として、江橋とは正反対の趣旨のことをのべている。両者自ずと、バイアスのかかった発言であるように感じられる。なお江橋・同前稿(書)の筆致には、田中にかぎらず、いわばエスタブリッシュメントとしての東京(帝国)大学法学部の教官たちに対して、きびしいものがある。

22) 以上、江橋・同前稿4-5頁(同前書169-170頁)。

23) 江橋・前掲稿第11回「草の根の日本国憲法、祝賀行事と解説パンフレット」書齋

頁であったから、類書とくらべて相当に厚いものであった。同書は、石井のほかには東大教授の田中二郎、法政大学から東大社研に移籍する前の有泉亨(1906～1999)、そして最若年の初代最高裁判事となった河村又介(1894～1979・九州帝国大学教授)²⁴⁾が関わった講演録であった²⁵⁾。そして憲法普及会は1947(昭和22)年10月以降、小冊子形式——今日であれば、A5版のリーフレットとなるだろう——の日本国憲法の解説書『新憲法大系』11冊と関係法規集2冊をシリーズとして制作し、順次刊行した²⁶⁾。石井はその第6冊として1948(昭和23)年3月『新憲法と労働』(国立書院)²⁷⁾を公刊した。続いて翌年には新労働文庫1『労働権』(中央労働学園・1949)も発表している²⁸⁾。

の窓655号(2018)19頁(同前書95-96頁)。なお同前稿19-20頁(同前書96頁)には、そのほかの各所で発行された新憲法に関する啓蒙書13(後者では16)冊が紹介されている。

- 24) 同人については、河村力『ある憲法学者の足跡：元最高裁判事河村又助の生涯と現代史の一断面』(文芸社・2005)を参照。
- 25) ただし講演がいつ、どこで、なされ、いかなる経緯で書籍化されるにいたったのかという点については、何も言及されていない。石井の「貨物自動車二台半」分の蔵書は、その死後、遺族により国立国会図書館に寄贈された(千種・前掲稿53頁)。それゆえに私は同書について同図書館に収蔵されている(ただし同館内のみで閲覧・複写可)石井旧蔵書を利用した。
- 26) 江橋・前掲稿第10回「東京大学法学部系の出版物」8頁(同前書171、173頁)は、これらの著書の執筆者が慶應義塾大学出身の浅井清(1895～1979・憲法・のち人事院初代総裁)をのぞき、いずれも東大法学部を卒業した者が同現役教授であったことから、「ここにも東大法学部重視という憲法普及会出版委員会の考え方が露骨に出ている」とのべている。なお同前書172頁には、『新憲法大系』11冊の表紙の写真が掲載されている。
- 27) 同稿は、田中耕太郎「新憲法と文化」と併せて刊行されたものである。
- 28) いずれもの著書も、後年、石井『労働基本権』(有信堂・1957)に収録されている。なお同書は、のちに収録論文中、最後の後掲「企業における労働の地位づけ」——蛇足ながら、「地位づけ」とは後年にいたるまで、石井が好んで使用した表現である——を後掲「団結権条約—I・L・O87号条約」と入れ替えながらも、ほかの収録論稿はそのままに『労働法の研究』I労働基本権(同・1967)と書名を一部改めて刊行

東大法学部では、1946（昭和21）年に同学部公法・政治学分野の紀要である「国家学会雑誌」誌上に新憲法特集を連載し、翌1947（昭和22）年10月、これらをまとめて『新憲法の研究』として有斐閣から刊行した。既述のように、同書には石川が「勤労権の研究」を発表しているが、石井の執筆はなかった。しかし同企画が終了した同年9月には、学部内の法学協会に「東京大学憲法研究会」を発足させて研究が進められ、その成果を『註解日本国憲法』として、まとめて1948（昭和23）年8月以降、それらは上・中・下の各巻を三回に分けて順次同じく有斐閣から刊行された²⁹⁾。石井以外の執筆者は、つぎのような者たちであった（五十音順）。

石川吉衛門、伊藤正己、鶴飼信成、雄川一郎、加藤一郎、兼子一、鈴木竹雄、高柳信一、田中二郎、団藤重光、平野龍一、三ヶ月章、矢澤惇

ただし執筆分担に関する記載はなく、石井の「著作目録」でも「（東京大学憲法研究会の共同執筆）」と記されているのみである。しかし記述内容から、石井は少なくとも、二七条に関する〔註解〕を担当したことは、確かなことであると考え³⁰⁾。また「労働組合法（新憲法関係法令の解説五）国家学会雑誌61巻6号（1947）および「労働関係調整法（新憲法関係法令の解説六）」同前62巻1号（1948）の二つは、その表題が示すように、新憲法に関連した制定法に関する解説であった。なお石井は「憲法改正の諸問題——経済的基本権」³¹⁾

された。

29) 江橋・前掲稿第10回「東京大学法学部系の出版物」7-8頁（同・前掲書174-175頁）。同前所は「これら〔東大〕法学部の総力を挙げた企画の実行を通じて憲法学のなかでは政府と密接な関係にある東大法学部がとりわけ高い権威と強い影響力を持つようになった」としている。なお同前書は、1953（昭和28）、54（同29）両年、上・下巻の二巻本として改訂版が同じく有斐閣から刊行された（同書の表紙の写真が同前書174頁に掲載されている）。

30) 憲法28条の〔註解〕を担当したのは、石川であったと思われる。

31) 石井のいう「経済的基本権」とは、我妻栄「基本的人権」国家学会雑誌60巻10号（1946）86頁以下、のちに国家学会〔編〕前掲『新憲法の研究』86頁以下に収録、さらに我妻・民法研究Ⅷ『憲法と私法』〔有斐閣・1970〕57頁以下に再録）がいう「生存権的基本権」に相当し、今日「社会権的基本権」といわれるものと同旨のことをさしていると思

法学協会雑誌67巻1号(1949)30-67頁で、制定後間もない憲法をさらに改正するとすれば、その改めるべき点は何かについて、言及していたことを付加しておきたい。

(2) 敗戦直後の労働三権と労働権に関する理解

以上のべたような敗戦後間もない時期、石井は戦前・戦時中とは異なり——前掲・注(7)にかかげた各種の業績一覧を参照——、多数の論稿を矢継ぎ早に発表している³²⁾。このような経緯を踏まえて、ここでは、同じく後年石井の労働法関連論稿を集めた、前掲の論文集『労働基本権』(有信堂・1957)に収録された『新憲法と労働』(国立書院・1948)と『労働権』(中央労働学園・1948)の2冊(稿)を取り上げることにしよう(ただし、引用は石井・前掲『労働基本権』による)。

①『新憲法と労働』の概要

同書の目次構成は、つぎのようなものである。

- 一 労働三権承認の経緯
- 二 労働三権の承認と管理政策
- 三 憲法における労働三権の保障
- 四 労働基準の決定

石井はまず、前段部分である一と二において、憲法上の労働三権の保障の意義を論じるにあたり、GHQの占領政策の一環として実現したことを全面的に肯定している。まず冒頭、石井は労働三権の確立について、それが労働運動の所産でもなければ、これに対応した政府の方策でもなく、GHQの対日占領政策である「軍国主義の排除・日本の民主主義化」の一環として成立したものであることを指摘し、その「意義を理解せねばならぬ」(3頁)としている。少

われる。

32) 石井の戦前・戦時期の業績がその業績一覧に多くは記載されていないのは、必ずしも載せるべきものがなかったということではなかったのかもしれない(後掲・注[50]参照)。

し長くなるが、該当箇所（6頁）を引用しよう（下線は引用者）。

「労働者の解放ということが、わが国の民主主義的・平和的再建の基礎条件とされていることは、具体的にはわが国における労働組合の法認が、原則として、すべての勤労階級を含む広汎なるものとされていることに、あらわれているといえる。敗戦日本の再建は、広い意味での勤労階級の双肩にかかっているから、この根本的な方向は、きわめて正しいものといわねばならぬ。この意味において、民主主義確立の基礎としての労働者、従ってまた、労働組合は、自己の利己的な権利・利益のみに専念することなく、自己の責任と義務との正しい認識と自覚のもとに、自らを労働者として完成し、おのずから社会のうちに正しい地位づけをうるという民主主義の本質的要請を体現すべく要求せられているわけである。この民主主義の本質的要請はいかなる主義の国家においても妥当する普遍的なものであり、この自覚なくしては、労働組合運動は秩序なき大衆運動に墮落する虞がある」。

このように「民主主義」という文言を多用し、労働者が自己の責任と義務を自覚し、「自らを労働者として完成」するなどとの高調子な論調は、後年の石井には見られない敗戦直後の特徴であったように思われる。それは反面、戦時下において、一般社会とは隔絶され、丸山眞男が「国内亡命」をしたと表わした、東京帝国大学法学部教授会の自由な雰囲気のもとにあったにせよ³³⁾、息をひそめるような生活を営まざるをえなかった戦時中の対応の反動であったのであろうか。またそこでは、GHQの対日労働政策には、自ずと「米国式の労働政策の理念」がわが国労働関係のあり方にも反映されている（7頁）として、これを何らの疑問や躊躇もなく、いわば無批判に肯定している。換言すれば、

33) 丸山眞男『自己内対話：3冊のノートから』（みすず書房・1998）176頁。同前書177頁には、「今〔1968〈昭和43〉年暮れ—引用者〕から考えてみても、別世界のようになりべらるであったし、私はこの僅かに残されたりべらるな空気を酸素吸入器をあてられたようにむさぼり吸いながら戦時をすごしたのである」と記されている。なお蛇足ながら、同人にとっての戦前・戦時中の社会経験と東大法学部教授会との関係理解については、清水靖久『丸山眞男と戦後民主主義』（北海道大学出版会・2019）187-190頁を参照。

短い記述であるが、後年団体交渉権を中心に、団結権および争議権を、団交権に関わる手段として位置付ける石井の労働法制理解がアメリカ法制を^{モデル}範型としたものであることをいみじくも示されていることが注目される³⁴⁾。

石井はワグナー法(全国労働関係法)National Labor Relations Act, 1935、ニュー・ヨーク州の調停法Mediation Actおよび制度発足以来1945年6月までに2万5000件を扱い、うち95%がストライキにいたらず紛争解決がなされたとの「合衆国調停委員会(United States Conciliation Service)」の実績を引用して、つぎのようにのべていた(8頁)。

「これを要するに米国における労働立法を指導する理念は、『弱者』としての労働者保護のために政府……の指導・監督を予定し、そのもとに労使の協議による産業平和の確立を期待するものであって、そこには、多分に倫理的な階級協調の思想が看取される。そして団結権・団体交渉権及び争議権の承認のうちに、階級対立的意識以上のものとして、社会全体の利益ということを基調におくにあたり、『階級抜き』社会政策論の思想を想起せしめる」。

周知のように、わが国では戦前何度か制定の試みがなされたにもかかわらず、ついに労働組合法が制定されることはかなわず、労働運動は治安刑法の秩序対策の対象とされ、戦時中は産業報国会という労使一体の戦争遂行のための団体への解消されていった。戦後与えられた労働組合法のもとで実行されていた生産管理や大衆団交等について、石井は「ともすれば急進的、かつ、一方的な権

34) 浜村彰「団結権」初井〔編〕前掲書106頁は、同書ではいまだ、石井の集团的労使関係法理解を特徴付ける団交中心主義が現われていないとのべている。しかし石井が戦前に表わした「労働組合 ロウドウクミアイ」末弘・田中〔編〕『法律学辞典』IV(岩波書店・1936)2774-2777頁で、「労働組合」について「労働者が労働生活の諸条件の維持・改善の爲め資本家と団体交渉を爲す目的を以て組織する結合体である」として、組合が使用者との団体交渉を通じて、その対等関係を実現すべき可能性を繰り返し強調していた。そのことに着目すれば、石井の主張は、すでに戦前にはその萌芽は現われていて、同人の見解は、それ以来のものであったと理解することもできるかもしれない。

利・利益の追求に専念しやすく、さらに、各労働者の自主性ないし自覚の欠如のゆえに一部少数分子の煽動的言動におどらせられやすい」(10頁)ものであったとのべている。敗戦直後の労働運動の昂揚を、おそらく無秩序な状況にあるものとして、苦々しく眺めていたのであろう石井にとって、アメリカ法的な秩序を何よりも必要なこととして、その実現を希求していたのではなかろうか。

つぎに同稿三で石井は、憲法28条によって労働三権保障の「憲法上の根拠」をえたことを確認するとともに、それが「労働者の生存の確保」という目的を実現するための「手段であって、それ自体目的ではな」と明言している(11-13頁)。その上で労組法制定の意義とその課題についてのべている³⁵⁾。ここでは、後年法的議論の対象となるべき問題について、石井の基本的「立場」がすでに示されている点で興味深い。まず石井は旧労組法1条——「団結権ノ保障及ヒ団体交渉権ノ保護助成ニヨリ労働者ノ地位ノ向上ヲ図リ、経済ノ興隆ニ寄与スルコトヲ目的トスル」——を引用し、「その究極の目的は、これによって『経済の興隆に寄与』せんとすることにあり、それは具体的には「敗戦日本経済の平和的再建」の実現であり、「団結権承認の基本精神が〔そこに〕あらわれている」と肯定している(14頁)³⁶⁾。関連して労働組合と政治活動との関係について、「いわゆる『政治スト』——「政府の退陣をゼネストを以て強要する」——は合法とはいえない」としている(17-18頁)。それは周知のように、後年、より詳しく論じられることになる(本稿でも、次節で言及する)。そのほか注目すべきは、石井は労働組合の自主性確保に関して「労働組合運動についての

35) ここでの議論はすでに、石井・前掲「労働組合法(新憲法関係法令の解説五)」で示されていた。

36) ただし同前稿364頁はこの点について、生産労働に携わらない者——同前所は具体的には第三次産業に分類されるべき「教員・新聞事業及び放送事業の従業員」をあげている——にも、労働組合の結成が承認されることからすれば、「経済の興隆に寄与する」という文言は適切ではない——語義的に対象範囲が狭いということであろうか——とし、本稿が石井・前掲『労働基本権』に収録されるに際し、17頁(注4)には、「『経済の興隆』という目標は昭和二四年の労組法の改正に当り幸いにも削除された」(傍点は引用者)との文章が付加されている。後年、認識・評価を改めたということであろうか。

充分な訓練をへていない」がゆえに、御用組合とならないように「育て上げることは、相当に困難なことである」(19頁)としていること³⁷⁾、組織強制(ショップ制)について、憲法上の基本的人権保障のもとで、「組合員の脱退を不当に制限し、或いは正当な理由なくして除名することは憲法の基本的精神に違反する」としていること(20頁)は、政治スト違法論とともに、後年「戦後労働法学」と理論的に対立することをすでに予告させているように思われる。なお石井は、警察官や消防・監獄職員に対し団結権それ自体を否定している(旧法4条)こと——ただし今日も、そのような状況に変化はない——には、批判的であった(20-21頁)。

そして本稿で、もっとも注目すべきは、争議行為の正当性判断のあり方に関連して、生産管理の法的評価について、言及している箇所であるように思われる。石井は「純法律的に考察するとき、生産管理そのものを当然に違法とみることは問題である」としている。現実の生産管理には多様なものがあつたであろうが、石井はつぎのようなものを想定している。すなわちそれは「特定企業に使用せられている労働者が団結して、会社(その他の企業)の経営を担当する理事者等の指揮を拒否し、労働組合幹部の指揮のもとに、ただし、従来の経営方針の根本を変更することなく、統一的にその労務を従来通り(即ち会社のためにする意思を失わず)継続することによって、なされる」(23頁)場合である。石井はさらにこれを、その出現について暴行・脅迫をともなわず、労働者の労務提供それ自体は通常の場合となら異ならず、ただその『指揮系統』に重大な変更があるにすぎないと説明を加える。つぎに石井は企業外の第三者ではなく、企業内部で「企業運営の実体……を構成するもの」により、争議行為としてなされるものであるとする。そして争議行為の「本質的特色」を「雇

37) ただしこのような表現には、今日いうところの・上から目線というか、一段高いところに立って労働大衆に対して教え諭すがごとくの発言のようにも感じられ、私にはいささか違和感を覚えるものである。労働ないし組合運動に対する、野村平爾の場合との「スタンス」の違いがあり(拙稿「『戦後労働法学』の先導者——野村平爾の軌跡」獨協法学133号[2020] 102<425>-104<423>頁参照)、両者の態度・対応は対照的であるように思われる。

備関係の存続中に会社の労務指揮権が暫定的に停止せられることを許容すること」にあるとしていることが注目される。すなわち、いまだ最高裁の判断が示されていない当時、争議権を同盟罷業権とは読み換えることもなければ、後年の学説多数説のように労調法7条に着目して、事実上の業務阻害性に争議行為の本質を求めることもしていない。それゆえに石井は「会社の労務指揮権が形式的に残存するか否かにより、生産管理の場合を直ちに工場の不法占拠であり、家宅侵入であり、或いは所有権の侵害であるとみること、あまりにも形式的な立場である」と論じている。換言すれば、「生産管理もまた、労働の停廃（ストライキ）や不完全履行（怠業）と同じく、結局は会社の労務指揮権の拒否の一態様にほかならず⁽⁵⁷⁷⁾。いわば『債権法的』な関係における違反行為の域を当然に逸脱するものではないと考える」——³⁸⁾。このように敗戦直後のときの方が今日にいたる後年とは異なり、職場占拠の正当性の有無について、具体的事案の妥当な解決を担う裁判所のみならず、学理的検討が求められる学説において多くの者が、争議労働者の企業施設での滞留・滞在状況について、排他的か否かという評価者の主観的かつ状況追隨的な判断基準を重視するのではなく、むしろ法律学的な論理をもって争議行為が捉えられ、その正当性が議論されていたように思われる。ただし石井は、このようにいえるのは「その『理想型』において」であり、「生産管理は、ともすれば違法な行為をともしないやすいこと

38) 石川吉右衛門『労働組合法』（有斐閣・1978）240頁注（2）によれば、本文に記したような「理想型生産管理適法論」は、「労働組合の指針——末弘博士を囲む座談会」読売新聞1946（昭和21）年1月28日から8回連載のなかで、末弘が提唱し、その後、有泉亨や石井等がこれにしたがったものであると指摘している（ただし実際に同前注記を執筆したのは、菅野和夫であったのであろうか〔菅野・聞き手：岩村正彦・荒木尚志『労働法の基軸：学者五十年の思惟』〈有斐閣・2020〉85-86頁参照）。なお石井が生産管理合法論をその後も維持したのに対し、有泉は後年、「今、どこかの組合が生産管理戦術をやった場合に、合法であるとわたしも〔最高裁と同様に〕いわないであろう。……それは生産管理を合法たらしめるような環境がなくなったためである」とのべている（「講座の周辺／わたしの変説」新労働法講座第2巻『労働組合』〔有斐閣・1966〕しおり3）。正直とも、潔いともいえる態度である。

を戒心せねばならぬ」(以上、23-26頁)とのべていることも、付言しておく。これは、何事も慎重な同人らしい態度の表われなのかもしれない。

最後に同稿四で、憲法27条2項を具体化した労働基準法について、ふれている。同所は『新憲法と労働』のなかで、もっとも多くの紙幅が割り当てられている箇所である。石井は労基法についても、GHQの「対日労働政策の他の一つの面」、戦前の日本の対外貿易におけるソーシャル・ダンピングと非難された劣悪な労働条件・環境を国際条約に示された水準にまで引き上げて、改善することであった(29-30頁)と評価している。そして石井はこの点について、つぎのような二つのことを指摘していた。一つは、労働基準の法定は「寄生的な廉価労働に依存」という「世界貿易活動において日本が他国から疑惑の眼を以って見られる」ことを解消することができる。労働条件の改善にともなう費用は使用者が負担すべきことであり、それが「企業の近代化の途」とする。二つは、「いわゆる廉価労働についての反省である」(28-32頁)。こうして憲法27条が具体的に法定すべき労働条件を列挙しているが、それは「わが国の労働立法発展史の上に劃期的な意義を有する」(33頁)とした。すなわち従来は、年少者や女性に対する保護を中心とし、一般労働者については現実の労働関係から「脱落した」者に対する保護(死亡手当・解雇手当)など「救恤的色彩が濃厚であった」。労基法に示された労働条件内容は、「さして斬新なものでもなく、……世界的には一般的傾向への追隨」するものであった。しかし、それが「国内的には劃期的な飛躍であるところに、わが国の従来の労働事情の非近代的な特異性が存する」と指摘している(33-34頁)³⁹⁾。

以上のように、短いものであるが、本書には、石井の労働法理解や後年の法解釈の萌芽がみられて興味深いものである。

②『労働権』の概要

つぎに『労働権』をとりあげよう⁴⁰⁾。憲法27条1項は「すべて国民は、勤勞

39) この箇所は、石井・前掲「生存権と労働権」9頁と内容は、重複している。

40) 石井が何故に「労働権」という課題を選択したのかを示す資料はないけれども、それが戦後的な、新たな労働立法の動向を端的に示すものとして、法的不みならず、

の権利を有し、義務を負う」と規定した。国の責任において労働の機会の確保を要求するものであっても、私的所有を前提とする資本主義体制のもとでの労働権の保障とはいかなるものか。協調会の後身である中央労働学園——1946(昭和21)年創立、1951(昭和26)年法政大学に併合され、同大学社会学部となり、今日にいたっている——から新労働文庫——文字通り文庫本サイズの書籍であった——シリーズの第1巻として刊行された同書の目次構成は、つぎの通りである。

第一章 労働権の基礎としての生存権

第一節 近代国家における生存権の概念←「生存権と労働権」社会思潮2巻3号(1948)前段一～二

第二節 新憲法における生存権の保障←「近代国家における生存権」厚生時報3巻2号(1948・6)

第二章 労働権の概念と生存権との関係←「生存権と労働権」社会思潮2巻3号(1948)後段三～四

第一節 労働権の概念

第二節 労働権と生存権との関係

第三節 労働権と労働の義務

第三章 近代国家における労働権

第一節 労働権思想の発達

第二節 近代国家における労働権の保障

第四章 新憲法における勤労の権利←「労働権」経営評論3巻9号(1948)

第一節 勤労の権利の思想的根拠

第二節 勤労の権利の法律上の性質

第三節 勤労の権利と勤労の義務との関係

第五章 勤労の権利の裏づけ

第一節 総説

第二節 職業安定政策

社会的にも注目されていたからであろうか。

第三節 失業救済方策

第四節 失業の防止と経済体制の整備

そして同書が刊行された1948(昭和23)年に、石井はこれと同じ課題について、三つの論稿を発表している。それらは、「生存権と労働権」社会思潮⁴¹⁾ 2巻3号2-10頁、*「近代国家における生存権——厚生行政の基本理念」厚生時報3巻2号2-4頁および*「労働権」経営評論3巻9号6-9頁の三つである。これら論稿の記述は、自ずと部分的に『労働権』におけるそれと重なるところがある(上記、目次構成の引用に際し、対応する箇所矢印を付して示した箇所を参照)。同書では、まず第一章で、労働権を論じる前提たる生存権概念について17・8世紀の「自然権」「天賦の基本権」といわれた自由権としての理解が資本主義の発達の中で国民のあいだに貧富の格差が甚だしくなり、「無産者の生存権の確保」の重要性のたかまりのなか積極的な意義づけがなされるようになったことを明らかにしている。ついで第2章では、労働権には「完全な労働権」と「限定的な労働権」があるとし、これと生存権との関係について説明している⁴²⁾。そして第3章では、近代社会にいたり、労働権を具

41) 各種の石井「著作目録」には「生存権と労働権」稿の掲載誌として社会思想研究2巻3号(1948)と表記されている。しかし同稿が掲載されたとされる「社会思想研究」誌が発刊されたのは1950年であり、当然のことながら同誌「2巻3号」に石井稿はない。すなわち同稿掲載誌は正しくは「社会思潮」誌(日本社会党機関誌)——「証言10・松井政吉/日労系指導者の戦後と『社会思潮』」大原社会問題研究所〔編〕『証言占領期の左翼メディア』(お茶の水書房・2005)404頁以下参照——であり、まったく別の雑誌であった。このような事実については、獨協大学図書館・司書である林真弓氏の探索によって明らかになった。ここに記して、謝意を表したい。

42) 蛇足ながら、そのなかで石井は年少者や労働能力のない一般国民に対する生存権を具体的に保障すべきことに関する法領域として「社会法ないし厚生法」と呼んでいる。戦時中、後藤清(1902~1991)が従来の労働法や社会法に換わるものとして用いた厚生法という呼称(前掲拙著・248頁以下参照)を、しかも戦後になってから使用するの、石井のほかにはいなかったのではないと思われる。なお、石井が何故にそのような呼称を使用した理由は不明である。あるいは、所轄官庁としての(旧)厚生省を意識していたのであろうか。

体化するものとして1848年フランス二月革命の際の例（国立作業所Ateliers nationaux）や、アメリカのアイダホ州の1915年法の試みがなされたが、失敗に終わったことなどが紹介されている。

こうして予備的考察を踏まえ、第四章で労働権の法的議論がなされている。石井は日本国憲法27条に示された勤労権の法的性質理解については、「宣言そのものを自由権の宣言とする立場」（金森徳次郎国務大臣の答弁〔第90回帝国議会・敵国憲法改正案委員会議録〈第17回・1946年7月19日〉〕）と「国民に具体的な権利としての労働権を認めたとする立場」という両極端の見解があると紹介したうえで、自らの理解である「限定的労働権理念説」（野村晃）について、つぎのようにのべている（98頁）⁴³⁾。

「新憲法における勤労の権利の宣言は、限定的な労働権の概念を思想的な根底としたものであるが、そのような労働権を、国民の具体的な権利として認めたものではない……。換言すれば、新憲法は限定的な労働権を認めたものではないが、この労働権の概念の思想的根底において、勤労の権利の宣言をなしたものである」。

石井は具体的な権利と解するには、（1）「若干十八・九世紀的思想の濃い新憲法の経済面に関する規定のうちに労働権を認めんとすることは、明らかに統一性を欠く」（98-99頁）。（2）これを具体的な権利と解すべき経済的基盤を欠いている（99頁）。（3）純粋に法的に考察しても、（A）その表現があまりにも簡単かつ漠然としている。（B）権利の実現に必要な法的保障規定が欠けている（100-101頁）。しかし石井は、さらにつぎのようにのべている（101頁）。

「しかし、このように本条が国民の具体的な権利としての労働権を認めたものではないとしても、……そのことは、単に勤労の権利のじつげんを阻害してはならぬという意味……を有するにとどまらず、国が労働の機会の確保のために必要な措置をとるべく、それが不可能なときは、なんらかの

43) その理解は、基本的には、石川・前掲「労働権」（「政治上の任務説」〔野村晃〕）と基本的な理解は同じであるが、より詳細かつ綿密に論じられている。

形で国民の生存を確保せしめるように努力すべきであるという将来の政治や立法に対する基本的な方向を示していることになるからである」。

こうして石井は続く第五章で、勤労の権利を裏付けるべき法制度として、職業安定法（昭和22法141・111-123頁）と失業救済方策としての失業保険法（昭和22法146・125-135頁）、失業手当法（昭和22法145）および生活保護法（昭和21法17・135-137頁）についての規定内容、さらに失業予防対策（137-146頁）を紹介している。こうして今日では、本書について戦後労働法学における「『労働権』論形成に決定的ともいべき影響を与えた」と評されている⁴⁴⁾。

3 占領体制のもとでの「日本管理法令」研究

つぎに石井はまた、敗戦直後から東京（帝国）大学法学部の教官らによる「日本管理法研究会」に参加し、アメリカを中心とした占領軍の管理のもとにおかれていた時期の占領体制の法的な意味を考察・検討することを意識的に行なったことに注目したい。それは石井にとって、「占領期」と「独立回復後」ということを明確に分けて議論するという《視点》をもったということの意味したのかもしれない。

日本が敗戦により、連合国の管理のもとでの間接統治におかれることになった。それはポツダム宣言と降伏文書の降伏条項を実施するためのものであった。日本政府は、GHQ-SCAP連合国最高司令部から一般命令、指令および覚書などの形式をもって発せられ、その実施に必要な法律や命令の制定、その他の措置をとらなければならなかった。そしてその適用対象範囲は、幅広いものであった。日本管理法研究会は、戦時中「英米派」として冷遇されていた横田喜三

44) 野村晃「労働権論」初井〔編〕前掲『戦後労働法学説史』599頁。なお憲法制定当時における「労働権」をめぐる議論は、1948（昭和23）年から1950年代の前半にかけての時期に、その原型形成がなされた。けれどもその後、労働権論は長く労働法学の理論的関心がむけられることはなかった。しかし1950年代後半に始動し、1960年代後半から70年代初めにかけて本格化していった「雇用保障」に関わる立法が多く制定されるにいたり、「労働権」について、学説によりふたたび取り上げられるようになった（同前論文596-605頁）。

郎⁴⁵⁾と、横田から相談を受けた鈴木竹雄と田中二郎を中心に始められた共同研究プロジェクトであった⁴⁶⁾。田中は戦時中、経済統制法の「第一人者」とみなされていた⁴⁷⁾。すなわち田中は日中戦争（1937〔昭和12〕年）勃発を契機に本格化した国内経済の統制化のために発出された多数の行政命令の研究＝解説に従事し、39（昭和14）年、同僚の川島武宜（1909～1992・民法・法社会学）とともに戦時物価統制への協力機関として設立された「中央物価統制協力会議」について関与・指導し、さらに両人は1941（昭和16）年6月、戦時経済統制にともない数多い法規の実務的な整理と解説に携わるために設けられた「経済法規相談所」の顧問に就任した⁴⁸⁾。そこでは「業界に於ける統制法規の疑義に答

45) 戦前、満州事変に対し、きびしく批判していた横田は軍部の発言力が強まってくにしたいが、次第に見解を公にすることは少なくなっていた。太平洋戦争中、同人は国際平和機構と「非交戦状態」法理を中心に研究を行っていた。戦時下の同人の動向については、竹中・前掲書〔本稿前注15〕（上）278-292頁を参照。

46) 横田喜三郎ほか「座談会／管理法令研究の回顧と感想」（1952年12月19日）季刊日本管理法令研究35号9-12頁によれば、敗戦の年の11月に入江啓四郎（1903～1978・国際法・当時、時事通信社）と稲垣守克（1893～?・世界恒久平和研究所）から、同人に打診があり、その後財政負担に関するいきさつがあったが、最終的には同年12月に東大法学部内に研究会を設け、その研究成果を発表することになったという。なお「世界恒久研究所」とは、敗戦後、日本社会党への入党を拒まれた藤田勇や松岡駒吉によりに設立された政策研究所である。

47) 小石川裕介「田中二郎——統制経済法と学説への影響」小野博司・出口雄一・松本尚子〔編〕『戦時体制と法学者1931～1952』（国際書院・2016）205-214頁。

48) 詳しくは、出口雄一「戦時経済統制と『解説法学』」日本近代史の探究2伊藤孝夫〔編〕『経済法の歴史』（勁草書房・2020）75頁以下を参照。同前稿82-83頁および88-92頁によれば、同じく統制経済法を「解説」するにしても、その意義を高調する田中と、国家総動員法（1938〔昭和13〕年）に先だち制定され、それと並ぶ役割をはたした輸入品等臨時措置法（1937〔昭和12〕年）の「解説」を担当した川島のそれが抑制・批判的なものであったことを対比して、両者のあいだには論調に差異があったとする。また川島は、頻発する経済統制法令違反事件に関連して、戦後の「法意識論」につながる日本人の「遵法精神」に関する検討も行っていたとしている。なお、出口・同前稿にいう「解説法学」という文言・表現は、利谷信義に

ふると共に一般業界に対し統制法規の適正なる理解を与へ且つ統制法令の解釈の統一を期せん」⁴⁹⁾とした。そして石井もまた、上記の二人と同じく上記「相談所」の顧問の職につき、1944(昭和19)年まで統制経済法年報に掲載された法律・勅令の解説を執筆していった⁵⁰⁾。また戦後、「管理法令研究会」事務局の役割を担った金沢良雄(1910~1987・経済法)——45(昭和20)年9月内閣調査局嘱託兼務で物価統制刷新立法に従事し、翌46(昭和21)年1月からは東京帝大法学部事務扱嘱託として、同資料整備室主任となった——の場合も、戦時中、東京帝大法学部を卒業した直後の40(昭和15)年2月に中央物価統制協定会議勤務となり、経済法規相談所の設立とともに同主任となった⁵¹⁾。要するに、

よる講演録を集めた『日本の法を考える』(東京大学出版会・1985)に収録されている「近代日本の法と法学」同前書51-52頁が国家総動員法(1938)以降のわが国では、勅令による膨大な戦時立法の法「解釈」ならぬ「解説」に追われ、「もう学問という香りは全く消え失せて、法学は、まさに政治に従属する状況に立ち至った」とのべていたことに由来するものである。

- 49) 出口雄一「金澤良雄——経済統制と『解説法学』」小野・出口・松本〔編〕前掲書382頁。
- 50) 同前所。このような事実について、先に言及した石井の・とくに戦後の学内外の役職の就任・離任について詳細に言及する同人「年譜」は、それとは対照的に戦時中の履歴については、ほとんど何も言及されていない。またその「業績一覧」においても、同時期になされたであろう解説稿はもとより、その他の論稿についても、ほとんど何も記載されていない。この点については、同時期についての業績が“空白”であった浅井清信の場合(拙稿「浅井清信の労働法学——二つの『アバ(ヴァ)ン』に着目して」獨協法学78号〔2009〕51頁以下を参照)と同じく、自ずと不自然さを感じざるをえない。東大法学部(法律学)紀要である法学協会雑誌では、第六五帝国会議(1933〔昭和8〕年12月-34〔昭和9〕年3月)以降の議会を通過したすべての法律を対象とした「新法令の解説」が掲載され、さらに42(昭和17)年からは、官報に掲載されたすべてを「解説」するにいたった(出口・同前稿81-83頁)。当時国がそれらの作業に携わった東京帝大法学部の教官たちに対し求め、また彼らがこれに応えた役割とは、そのようなものであった事実を忘れるべきではなからう。
- 51) 戦時期の金沢については、出口・同前稿381頁以下を参照。ただし金沢の「解説」は戦時・戦後を通じて、抑制的なものであったという。

彼らにとって、戦後の連合軍による占領下での統制経済——「『ポツダム』宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令に関スル」（「ポツダム勅令」）に基づく経済統制法令——の研究とは、戦時期のそれからのいわば延長線上に位置づけられるべきものだったのであろう。

日本管理法令研究会のメンバーは、既述の者のほかに、顕名化しているのは高野雄一（1916～2004・国際法）および矢澤^{やざわまこと} 惇（1920～1980・商法・経済法）であり、全部で7名であった。そこでの「研究の方針」は、「直接には管理に関する法令を研究する」のみならず、「間接〔的〕には日本の法令全体に対する理解の基礎となることを目的としてい」た。具体的には、第一に各々法令の成立経緯、第二に、その具体的内容、第三に全体の位置または重要性を確定することであるとされた。ここにいう「法令」とは法的効力を有する、条約、宣言、一般命令、覚書などすべてが含まれていた。そして、関連する日本の法令・措置について、説明する。管理法令と日本法上のそれとは「たがいに不可分の一体をなすもので、一方をあきらかにしないでは、他方を理解することが不可能である」と説明されていた。毎週1回研究会が設けられ、それぞれ担当した法令についての研究の報告とそれに関する討論がなされた。当時、東京の印刷所の多くが空襲で焼失し、また英文が数十頁にわたって掲載される雑誌を製版・印刷することが困難であったことから1946（昭和21）年4月から3年ほどのあいだ、京都にあった大雅堂という出版社から月刊誌として27号まで刊行された⁵²⁾。しかし出版不況のために同社より刊行が困難となったことから、28号（1949〔昭和24〕年12月）以降は、季刊誌として東京の有斐閣が引き継いで日本の占領統治が終るまで全部で35冊が刊行された⁵³⁾。

52) 当時、世界恒久平和研究所に在籍（または大雅堂社員として勤務？）していた大岩誠を介して、紹介されたものであった（横田ほか・同前座談会13頁〔横田〕）。なお大岩が、戦前留学中のフランスおよびドイツで左翼活動に従事し、帰国後、日本共産党再建のために、コミンテルンの命を受けて潜入（帰国）した小林陽之助と接触・援助したことから治安維持法違反に問われたことについては、拙稿・前掲『戦後労働法学』の先導者——野村平爾の軌跡』22（505）頁以下を参照。

53) 以上、「季刊『日本管理法令研究』の辞」同誌28号1－7頁。なお最終号である35

石井は同誌に「法令概説」という表題のもと多数の法令紹介記事を執筆したほかに、「一般的な基礎的な問題の研究」である「基本研究」との名のもとで、つぎのような論稿を発表した（下線を付したのは、労働法学に関わる主題をあつかったものである）⁵⁴⁾。

「賠償問題の動向」1巻4号（1946）

「労働者の解放」1巻6号（同年）

「新憲法と経済の民主化」1巻9号（同年）

「联合国の金融管理政策」1巻11号（1947）

「外国人の地位に関する総合研究—六 経済上の地位」同15号（同年）

「管理下経済の機構と運営」19号（1948）

「労働争議の法理——争議禁止を中心として」23号（同年）

「公共企業体と労働関係」27号（1949）

「経済九原則と労働政策」28号（1950）

「レッドパージと日本の裁判権」32号（1951）

石井は「日本管理法令研究」掲載の論稿「労働争議の法理——争議禁止を中心として」同23号（同）および「公共企業体と労働関係」同 27号（1949）で、労働者の争議権行使について「公共の福祉」（憲法13条）を理由に制限されることを肯定する。のちに最高裁が公共部門労働者の争議権制限・禁止を「公共の福祉」および公務員の全体の奉仕者論を理由に合憲としている⁵⁵⁾。その基本的な発想には、両者のあいだに共通のものがあつたように思われる。一方「レッドパージと日本の裁判権」32号は、敗戦直後、戦争責任追及の一環としてなされた戦犯の公職追放や教職追放に換わって、朝鮮戦争勃発直後の1950年7月以

号には、全35冊分の目次が掲載されている。なお江橋・前掲「日本国憲法のお誕生」第10回5頁（前掲書169頁）は、石井を含む、横田らによる「日本管理法令研究」について、シニカルな論調で「用紙の特配を受けて……占領政策を解説するとともにそれを正当化する法理論を展開した」と評している。

54) これらのうち、最初の二篇については、横田喜三郎〔編〕『联合国の日本管理——その機構と政策』（大雅堂・1947）に収録されている。

55) 国鉄弘前機関区事件（最大判昭和28年4月8日刑集7巻4号775頁）。

降、報道機関、官公庁、教育機関、大企業の共産党員やその同調者を多数、追放（解雇）し、これを「GHQの指示による超憲法的な措置で解雇や免職は有効」とした政府や裁判所の対応について、マッカーサー書簡には、そのような法的拘束力はないと批判していたことが注目される⁵⁶⁾。

4 『企業形態論』と東京大学労働法研究会の注釈書（共著）二冊の刊行

石井は既述のように、1947（昭和22）と48（昭和23）の両年、日本国憲法制定に関連させて、労組法と労調法に関する解説記事を国家学会雑誌に発表した。そして石井は当時、東大内での憲法研究会や日本管理法研究会に加えて、これら二つの研究会の活動時期を同じくした「東京大学労働法研究会」の設立と運営にも関与していた。同研究会は1947（昭和22）「暮……研究会の開催を相談した」ことに始まり、約1年後の48（昭和23）年11月、その研究会誌ともいえる「労働法研究」第一輯が刊行された⁵⁷⁾。研究会の同人は同誌「創刊の辞」の末尾に付されたリストによれば、吾妻光俊、有泉亨、石川吉右衛門、川島武宜および山本桂一の5名であった⁵⁸⁾。この発足後間もない「労働法学会研究会」に

56) この点については、明神勲『戦後史の汚点レッド・パージ：GHQの指示という『神話』を検証する』（大月書店・2013）を参照。同前書161-164頁で、石井の見解が紹介されている。

57) ただし出版元（国立書房）の経営破綻のためであろうか、同誌の続巻が刊行されることは、なかった。なお同研究会の方は今日にいたるも存続し、ジュリスト誌上に定期的な判例研究が発表されているほか、同研究会の名において会員の還暦ないし古稀記念論集の刊行がなされていることは周知のことであろう。

58) 構成員のうち、吾妻については、拙稿・前掲「吾妻光俊の戦後労働法学」獨協法学69号（2006）29-111頁を参照、同じく有泉についても、拙稿「有泉亨における争議行為の違法性阻却構成——戦後労働法学の一断面」獨協法学75号（2008）27-100頁で言及した。また石川については、同・前掲『人間萬事塞翁馬』に収録されたエッセイおよび中嶋・前掲稿229頁以下を参照。川島については、同人自らが語る『ある法学者の軌跡』（有斐閣・1978）を参照（ただし本研究会についての言及はない）。川島は末弘をのぞけば、戦前の東大法学部内で労働法学に関心を寄せて唯一、法学協会雑誌誌上に複数回にわたって、労働法学に係わる著書に関する書評〔新刊紹介〕

関わる石井の「仕事」としては、労働者の経営参加論への関心とそれを具体化した『企業形態論』として取りまとめ、それを有斐閣が敗戦直後の時期、世に問うた「法学選書」シリーズの1冊として公刊したことで、労組法および労働法それぞれに関する註釈書をいずれも共著として発表した。

(1) 労働者の経営参加論への関心と『企業形態論』の刊行

石井は労働法研究一輯『企業における労働者の地位』(国立書院・1948)に「従業員持株制度と労働株」を掲載した(161-213頁)⁵⁹⁾。同稿は、労働者の経営参加のあり方に関連して、欧米の労働組合が職業別・産業別組合という組織形態をとっていることから、個別企業における従業員との協調手段としての一方法としての従業員持株制度および労働株に関する英・米・独・仏における制度概要を示したものであった⁶⁰⁾。このような論稿が公刊された背景には、当時日本

を発表していた者である。また敗戦直後、生産管理の合法性や労働法解釈のあり方についても、積極的に発言していたのは、周知のことであろう。そして山本桂一(1919~1971)は1941(昭和16)年東京帝大法学部を卒業し、戦後は1949(昭和24)年より長く東京大学教養部に勤務し、1970(昭和45)年4月、同法学部に移籍し、野田良之(1912~1985・フランス法)のあとを受けてフランス法講座を担当することになった。しかし翌年の夏に亡くなり、それも短期間で終わってしまった。『フランス企業法序説』(東京大学出版会・1969)が主要業績であろう。同書「はしがき」1頁には、「献呈先をもとめれば」、まず田中耕太郎、そして鈴木竹雄、石井照久および野田良之の名をあげるとしていた。山本の七回忌に合わせて刊行された沢木敬郎・谷川久〔編〕『山本桂一：In memoriam portrait d'un jurist liberal(桂山会・1977〔非公刊〕)の巻末211-220頁に年譜(業績目録を含む)が付されている。

59) 「企業における労働者の地位」を特集した同誌には、石井の論稿のほか、川島をのぞく創立同人らにより、つぎのような論稿が掲載されていた。

吾妻光俊「経営協議会の法律問題」5-47頁

石川吉衛門「ドイツの経営協議会」48-98頁

有泉亨「イギリスにおける経営参加運動の一断面」99-160頁

山本桂一「フランスにおける労働株」214-273頁。

60) 石井が後年労働基本権に関する既発表論文のうち「適当と思われる数編」(「はしがき」1頁)を取めたとする論文集である『労働基本権論』(有信堂・1957)のなかで、

の各地で頻発していた生産管理について、争議行為としての正当性如何が論じられるだけでなく、それを労働者の経営参加として捉えようとする議論があり、また敗戦後の日本の民主化をいかに実現するのかということが人びとの関心をよんでいたことなどと関係するものであったと思われる⁶¹⁾。同前稿は、そのような課題に対する石井による応答であり、更にはそれを企業の新たなあり方としての『企業形態論』の一部として組み込み、総合的に提起せんとしたと理解することができよう。すなわち同前稿に先だち、石井は私法学会(1948〔昭和23〕年創立)の学会誌「私法」創刊号(1949)に「企業における労働の地位づけ」という論稿を発表した。労働者の企業経営への積極的な参加を論じるとすれば、それは自ずと「労働を企業のうちに、法律的にも意味あるものとして地位づけん」とすることであり、企業の法的形態の修正ないし改革を要求するとしていた。すなわち、同前稿は『企業形態論』における「問題の所在を簡単に指摘する」(72頁)ものであった。

上記のことを確認するために、『企業形態論』全体の目次構成を示すことにしよう。それにより自ずと、石井がなにを意図したのか理解できるのではなからうか。

第一章 民主主義と経済・企業の在り方

第二章 わが国経済の実体と経済・企業の在り方←以上、「企業形態論」(一) 法学協会雑誌64巻4号(1946)

第三章 わが国経済・企業の現実の動向

「若干性質の異なるもの」として収録されていた同節部分は、のちに「従業員持株制度と労働株」という名称に改められ、石井『労働法の研究』Ⅱ経営と労働(有信堂・1967)215-285頁に再度収録された。このように石井は、論稿の表題を変更するにせよしないにせよ、同一の論稿を、その異なる著書に重ねて収録することをしばしば行なった。

61) 当時の経営民主化論およびそこで示されていた議論については、拙稿・前掲「有泉亨における争議行為の違法性阻却構成」55頁以下を参照。また野村平爾の経営協議会の分析を通じた経営民主化論については、同「戦後労働法学の先導者——野村平爾の軌跡」同112号(2020)472(55)頁以下を参照。

- 第一節 序説
- 第二節 戦後緊急経済安定方策の動向
- 第四章 わが国企業形態の発展概観
 - 第一節 序説
 - 第二節 産業資本確立初期の現象
 - 第三節 準戦時体制時代の現象
 - 第四節 戦時体制時代の現象
- 第五章 一般企業形態の考察
 - 第一節 序説
 - 第二節 株式の大衆化と株式会社の形態
 - 第三節 企業における労働の地位づけ**
 - 第一款 総説**
 - 第二款 従業員持株制度**
 - 第三款 労働株制度←以上、「企業における労働の地位づけ」労働法研究一輯（1949）**
- 第六章 特殊企業形態の考察
 - 第一節 序説
 - 第二節 アメリカの公有会社
 - 第三節 イギリスの公有会社
 - 第四節 わが国における公有会社

つぎに、上掲書の巻頭におかれた第一と第二の両章に注目したい。石井は敗戦の翌年4月、復刊したばかりの法学協会雑誌64巻4号（1946）に「企業形態論」（一）なる論考を発表している（ただし同稿の続巻はなかった）。これを単行本の『企業形態論』における該当箇所と読み比べてみると、同書の第一・第二の両章は、同前稿を改稿して、収録したものであることが理解できる。つまり、その余の大部分は書下ろされたものである。石井は同書「はしがき」の冒頭で、「わが国経済の平和的再建のために、経済・企業の基本的な在り方……に関連し、企業経営のための法的形態の在り方についても、再検討が要請されている」とのべている（1頁）。本書の内容は目次をみることにより、おおよ

そ理解できるが、刊行の翌年初めに同僚である鈴木竹雄が同書を好意的に紹介する「石井照久著『企業形態論』」という書評論文を法学協会雑誌68巻1号(1950)91-100頁に掲載している。それによれば、全巻360頁なる本書は、大きく敗戦直後の「わが国の経済・企業の在り方」を論じた第一ないし第三の各章からなる前半と、私企業の一般的経営形態である株式会社と、「公共経済的事業の経営」に関わる特殊企業形態を検討する後半・第四ないし第五両章の二つの部分からなる⁶²⁾。本稿が関心を抱くのは、いうまでもなく第五章第三節「企業における労働の地位づけ」部分である。しかしそれにしても本書前半の、とくに第一章で、経済の民主化の理念やあり方を語っている部分は、石井の敗戦直後の民主主義についての理解のあり様を示していて貴重である⁶³⁾。

冒頭石井は、当時GHQが敗戦国である日本に求めたのは、民主主義国家としての再出発であるとした。それは「あるべき理想的な体制」であるとする。ここでいう民主主義とは「実質的な民主主義」であり、それは「形式的意義の民主主義即ち政治技術としての民主主義」をとっている(1頁)と説明している。石井によれば、実質的な民主主義とは「個人の人格の完成や個性の発揮を理想としつゝ、それが社会正義・社会秩序といったような共同体的なものとも、調和的な総合とみるべき体制であつて、いわば普遍的な自然法原理」ともいうべきものである(同前所)。ただしあるべき理想としてのそれは『永遠の未完成』であり、絶えざる発展過程のなかに、具体的な様相を捉えざるをえないとしている(3頁)。かくして18世紀および19世紀の欧米の歴史的な展開を跡付けたあと、民主主義が『自由なことにおいて各個人が平等である』ということに満足し、経済的平等ということがないがしろにされていたことを指摘している(12頁)。石井にとって、実質的な民主主義には、「富の分配という現象が内包せざるをえぬものである限り、その衡平な分配をなすという意味の経済

62) 鈴木・前掲書評91頁。

63) 石井・旧稿・「企業形態論」では、著書『企業形態論』にはない「はしがき」が付されており、その方が敗戦に近い時期に書かれたがゆえであろうか、石井の民主主義にかける心情をより直截的にのべられている。

的平等が重大な関心事とな」る(14-15頁)。その際に、実質的な意義の民主主義を確立するための経済のあり方については、当然に自由主義経済でなければならぬものではないし、経済に計画が必要であるとしても、統制経済にみちびくものでもない。いわんや当然に社会主義経済でなければならないというものではない。それは「実質的な意義の民主主義国家への発展の過程としての、社会的・経済的な体制は、多数の者……の自律的意思に基礎をおき、その生活原理として、実現せらるべきものだからである」(20-21頁)——。こうして石井は、わが国経済の基本的あり方としての「経済の民主化乃至経済的民主主義」はそれ自体抽象的であり、重要なのは、その現実の条件を明らかにすることだとして、続く第二章で、当時の日本の経済状況を説明している。そこでは結論的には、社会主義体制をとりえず、資本主義体制を維持すべきだが、ここでは統制経済をとり、重要産業の公共経済化すべきであり、また労働者の経済的地位の向上のための企業参加が必要であるとした。すなわち、その具体化が同書第5章第3節「企業における労働の地位づけ」として論じられ従業員持株制度であり、労働株であった⁶⁴⁾。

その後の日本経済の展開は、石井が予測したものとは異なるものとなった。しかし同書およびその原型をなした各論稿は、当時の石井の関心の所在がどこにあったかを示している点で興味深い⁶⁵⁾。

(2) 労組法と労調法に関する注釈書の刊行

そして石井が同人(会員)として参加した「東京大学労働法研究会」は1949(昭和24)年末、共同研究の成果として、労組法と労調法に関する注釈書を相次いで刊行した。前者は、制定からわずか3年しか経過していなかったにもかかわらず、前年12月にGHQの示唆(指示?)を受け、2月には「試案」が発

64) 労働株はともかく、従業員持株制度については、今日実現している。

65) 後年、石井は有泉亭との共編著である『職場の労働法』I(日本生産性本部・1968)「経営権と労働権」47頁以下で、労働者の経営参加と利益参加について、ふたたび言及している。

表され、1949（昭和24）年6月に改正されたばかりの労働組合法に関するコメントとして、同年12月に『注釈労働組合法』（有斐閣・1949）が刊行された。また後者は、その「姉妹書」であり、同書に先行して前月の11月に『注釈労働関係調整法』（同）として刊行されたものである⁶⁶⁾。両書の執筆構成員は同じであった⁶⁷⁾。類書が存在しなかった当時、そこに示された法解釈のあり様は、賛成するにせよしないにせよ、とくに実務上大きな影響を及ぼしたであろう。これら2冊の注釈書においても、先に言及した日本国憲法に関するそれと同様に、各条項の注釈がだれによって担われたのか、やはり示されてはいない⁶⁸⁾。それにもかかわらず、戦後労働法学の展開のなかで、とくに前者が注目されるのは、労働基本権保障に関する、いわゆる団交中心論的理解が同書で初めて本格的にのべられているからである⁶⁹⁾。当該部分（第1条の注釈）では、旧労組法が労

66) この二つの注釈書の「序」の日付は、『労組法』が「昭和二十四年七月二十日」で、『労調法』が「昭和二十四年八月三日」となっている。おそらく研究会立ち上げ時から、積極的な作業を行っていたのであろうことを推測させる。

67) これら2冊の著書の共著者のなかに、労働法研究誌とは異なり、川島武宜の名前はない。同人に代わってあるのは「鈴木哲太郎」という人物である。当時は、あえて肩書き等を記載がなくとも、いかなる人物か知られていたのかもしれない。しかし70年以上の時間が経過した今日、同人については何の手がかりもえることはできなかった。あるいは、それは川島の筆名であったのであろうか。なお野村平爾『民主主義法学に生きて』（日本評論社・1976）160頁は、東大の労働法担当が末弘から石井に換わったことから、川島は労働法から「いっさい手を引かれた」とのべている。確かに、川島が労働法学について発言することは、以後一切なかった。

68) 昭和24年改正労働組合法の注釈書である同書の「序」1-2頁には、その成立経緯として、つぎのように記されている。すなわち、まず法全体について討議し、執筆分担を決め、これについて研究会で討議し、それに基づき各自が草稿を作り、それを研究会で郎読したうえで確定稿——研究会でまとめた見解を書き、少数意見は書かない、立法政策の批判よりも、実定法の解説に重点をおく——とした（研究会は、全部で24、5回もたれたという）。

69) 初井常喜「戦後における労働法と労働法学の歴史的軌跡」同〔編〕前掲書31頁および浜村・前掲「団結権論」同前書106頁。

働者の地位の向上と並んで「経済の興隆に寄与する」ことを同法の目的として宣言していた部分を削除したのを是として、つぎのようにのべている(前掲『註釈労働組合法』16-17頁・下線は引用者)。

「第一に、労働者に団結権等を保障することによつて、労使が実質的に対等な立場において交渉しうることを予定し、原則としては、その自由な交渉によつて労使関係が適正に解決されることを期待する。……/第二に、本法は、法律的には、あくまでも労働者が『使用者との交渉において』対等の立場にたつことを促進し或は保護・助成すること以上の目的をもつていないと解するほかない。従つて、使用者との交渉ということに全然関係のないことについてまで、この対等の立場の促進のために認められている労働者の団結権や団体交渉権を使用者に対して行使することまでを肯定しているとはいえない」。

同書は上記のような理解の前提として、「本条により労働組合法が、問題を『労使関係の面』で捉えて解決しようとしていることが明確にされ……、この点では、アメリカのワグナー法第一条と同じような立場をとるにいたつたわけである」(同前書15頁)とのべている。しかしはたして、そのような理解が適切なものであったのだろうか⁷⁰⁾。そこでの論拠とするワグナー法第1条は、概略、労使間の交渉力の不平等性が労働者の賃金を引下げ、その購買力を低下させ、労働条件の安定性をさまたげ、「もつて商業の流通を実質的圧迫」するとの認識に立って、同法の目的として、つぎのようにいう⁷¹⁾。

「団体交渉の慣行と手続を奨励し、更に労働者が雇傭条件又は相互扶助若しくは擁護の交渉の為に団結し、自ら組合を結成し、自ら代表者を選出する自由を行使することを保障し、もつて商業の自由なる流通に対する実質

70) ただし同条に関する注釈執筆者は5人のうちの、いっただれであつたのであろうか。確証はないが、そこで示される断定的な文章表現(論調)は石井ではなく、むしろ石川にふさわしい。ただしそのような理解は両人のあいだで、共有されていたのではないかと推測する。

71) ワグナー法第1条・最終段(川田壽・松本重治〔訳〕沼田稲次郎ほか〔編〕『資料労働法』(労働旬報社・1979)482頁。

的に妨害する諸原因を除去し、これら障碍の発生したときこれを緩和排除するのが合衆国の政策である」。

憲法上の生存権規定もなく、労働問題をあくまでも「州際通商」の一種として理解する連邦法である同法のなかに、日本法のモデルを見出そうというのは、牽強付会であったのではなからうか⁷²⁾。

三 戦後労働法学における対抗軸としての法理展開

1952(昭和27)年4月28日、サン・フランシスコ平和条約の発効とともに、日本は占領を終わり、独立を回復し、戦後労働法学も本格的に始まった。

プロ・レーバー労働法といわれる学説多数説を構成する者たちとくらべて、東京大学法学部の職にある者は労働法の改正や各種の労働委員会における公益委員などの公職に就く機会が多い。石井の場合は、その典型でもあり、各種の追悼論集に付された同人の「経歴」ないし「略歴」には、そのような公職に携わったことが詳細に記載されている。1949(昭和24)年4月から船員中央労働委員会公益委員(会長代理)となったのをはじめ、51(昭和26)年には公共企業体等中央調停委員会委員、55(昭和30)年、東京都地方労働委員会委員、会長に就任し、中央労働委員会公益委員を58(昭和33)年から務め、法学部長に就いた61(昭和36)年に一旦は辞任した⁷³⁾。そのほか、1952(昭和27)年の労

72) 当時アメリカ労働法を紹介・検討する著書としては、ジョン・R・ハロルド述『アメリカ労働組合法』(中央労働学園・1947)、吾妻光俊『労働法の展開』(海口書店・1948)、桂^{かつら}皋^{たかし}『米国の新労働組合法と労調法：ワグナー法からタフト・ハートレー法』(労働文化社・1948)、田中^{たなか}和夫『米国内労働法』(雇用問題研究会・1950)および松崎^{まつざき}芳伸『アメリカ労働法のはなし——交渉単位制と労組組織の焦点』(日本労働通信社・1951)等があった。けれども、前掲『注釈労組法』のような理解を示すものはなかったように思われる。

73) 既述(注10)のように、石川・前掲「ご逝去を悼む」191頁によれば、労働委員会における紛争解決について、石井は「仕方がなければ理論で解決する」とし、労使の自主的な「話し合い」による解決を尊重し、具体的な事件に関する結論を早期に

組法改正に先だち、1950（昭和25）年の暮れから半年間、労使公益の三者からなる「労働関係法令委員会」に就いた。これについて石井は、サン・フランシスコ平和条約発効による独立回復を前にして、労使の意見対立が激しかったがゆえに、「あれだけ努力してたいした結論にいたらなかった」との感想をのべていた⁷⁴⁾。

上記のように、多くの公職に就きながら、石井が1950年代、いかなる理論活動を行っていたのかをつぎに検討したいと思う。

1 団交制度重視に立った政治スト違法論の提示

1952（昭和27）年春、破防法（破壊活動防止法）案の国会審議や労働法規改悪反対を掲げる、いわゆる労闘（労働法規改悪反対闘争委員会）ストが4月12日第一波、同18日第二波の24時間ストを行ない、政府・経営者の対応によりさらに強力な第三次闘争が計画された⁷⁵⁾。そして第三波第一段スト（6月7日）の直前、政治ストは憲法28条が保障する団体行動の範囲を逸脱し、民刑事免責や不当労働行為制度の保護を受けないとの労働省労政局長通牒が各都道府県知事に対して、発出された⁷⁶⁾。これを契機に石井の政治スト違法論（「いわゆる政治

達しながらも、先に出すことなく、自らの意見を押し付けることはないという態度をとっていたという。

74) 石井は、同年の年頭にあたり、「時の問題／ゆらぐ労働法」ジュリスト1号（1952）44-45頁を発表し、具体化されるべき立法上の課題をあげていた。また同「労働法改正の問題点」日労研資料182号3-11頁は、審議委員会での議論の内容を詳しく紹介している。その背景として、石井はわが国の労働法規が自らの運動を通じて実現したものではなく、戦後改革の一環として、いわば上からあたえられたものであったゆえに労使ともに「自分たちが労働法を自主的に作ることに関与するということについての準備を持たなかつた」のではないかとのべていた（「労働立法の推移」労働法懇談会〔編〕『専門講座労働法』3〔勁草書房・1953〕18-23頁および同・後掲『労働法講話』48頁）。

75) 大河内一男・松尾洋『日本労働組合物語』戦後Ⅱ（筑摩書房・1973）81頁、92-93頁。

76) 労政局長通達は、ジュリスト13号14頁に掲載されている。

ストの合法性——労政局長通達を見て)が示された。それは通帳発出の直後にジュリスト誌上「時の問題」(13号〔1952〕)として発表されたものであった⁷⁷⁾。

石井は法的拘束力のない行政解釈を「事実的な力を以て労働大衆に権威的に押しつけるものであるとの反感を助長する嫌がある」として、政府による通牒発出それ自体には批判的であった(221-222頁)。また「政治ストに参加したというだけで刑罰は課しえない」(227頁)として、当初から刑事責任について除外し、民事責任と不当労働行為上の保護の問題を念頭において議論しており、通牒とは立場を異にしていることに注意したい。すなわち石井はまず、政治ストが憲法28条で保障する団体行動権の範囲を逸脱し、労組法上の「正当な争議行為としての免責の利益を受け」ず、「その限りにおいて違法である」とする。しかし、これは政治ストが憲法28条にいう団体行動権行使に該当せず、不当だとするののか、あるいは該当するけれども、正当性が否定されるとするののか、どちらであろうか⁷⁸⁾。また「その限りにおいて」という意味について石井は、「使用者が、その結果を甘受しなければならぬような正当な争議行為ではないというだけ」だとする。換言すれば、それは一般国民とくらべて、「労働者なるがゆえに当然に政治活動についての特権を主張しえなるとともに、とくに不利益に取扱われるべきものではない」(以上、222-223頁)ということだとする。ここにいう「不利益」とは、いかなるものを想定すべきなのであろうか。民事責任について、損害賠償請求の可能性のみならず、懲戒処分をもあり得るとするのであろうか。又それは、不当労働行為(不利益取扱)上の問題はどうか。石井の主張の趣旨は不明である。つぎに、石井には、政治ストに関する法的把握が明瞭ではない。石井は同稿のなかで単に政治ストと表わすのではなく、あ

77) のちに、石井・前掲『労働基本権論』219-230頁7に収録(引用は、同書による。同じく、同書231-244頁に収録された「いわゆるスト規制法」ジュリスト31号(1953)について、海法18号掲載のそれをのぞく、3つの「石井著作目録」は、「労政局長の政治スト通達を見て」という副題がふざれているが、これは本来、「政治ストの合法性」稿にあるものである。また原文には先の副題中「の政治スト」という文言はない。

78) 結論的には、たとえ同じであっても、争議権ないし団体行動権の概念理解が不明瞭である。

えて「いわゆる政治スト」とのべていた。それでは、経済ストとはいかに区別されるのか。石井によれば、政治ストと経済ストとの法定判断規準は「争議行為が労使の団体交渉によって解決可能な事項……の実現のためになされているか否か」が重要であるとする。その際に、石井は憲法が争議行為を歴史的・社会的に保障し、狭く「労使関係」に限定して理解すべきではないとの主張があると紹介し、これに対しては憲法28条が保障する「三つの労働基本権がバラバラに保障されているとみる誤に陥っている」として、「団結権も団体行動権も結局は『団体交渉』ということを離れて観念的に保障されたものではない」(224頁)と批判している。ただし、これはいかなる学説を念頭においたか不明である⁷⁹⁾。憲法28条はその表現形式に着目すれば、「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利」として、団体交渉を団体行動に含まれる行動の1つとして例示している。ところが石井は、団結権も、団体行動権も、労使間の集团的取引を実現させるもののだとして、いずれも団体交渉権に収れんさせている⁸⁰⁾。石井によれば、当該ストライキに政治的な意味合いが帯有されていたとしても、それと同時に賃金闘争のような使用者が対応しうる主張・要求事項がふくまれていれば、それは違法ではないということになるのだろうか。経済的な要求とはいえ、使用者自身が対応できない場合は、正当性が否定され

79) このような主張は、野村平爾のそれを指すのかと思われる。しかし、野村がその理解を示したのは、本稿と同じ年ながらも、半年後の「争議目的とストライキの合法性」早稲田法学28巻(1952・12)のちに同『日本労働法の形成過程と理論』(岩波書店・1957)に収録であった。なお石井は批判的文脈で「三つの労働基本権がバラバラに保障されている」との理解という表現をしばしば用いている。しかしそのいわんとする趣旨は不明であり、少なくとも野村がそのような捉え方に立っているとは、解しがたい。すなわち野村は労働基本権を「バラバラに保障されている」というのではなく、素直に団結権を基底としながら、「団体交渉その他の団体行動をする権利」(憲法28条)として理解していたのではないだろうか。

80) ただし同前所は、石井の・政治ストを不当とした前掲「いわゆる政治ストの合法性」ではなく、それに先だつ3年前に公刊された執筆担当者の名前を明記していない東京大学労働法研究会『註釈労働組合法』(1949)16-17頁で、その団交中心論が明確に打ち出されていることを重視している。

ということになるのであろうか⁸¹⁾。

かくして石井によれば、いわゆる政治スト違法論は労組法上の民事免責について、債務不履行や使用者の第三者に対する債務不履行責任に関する求償権行使がありうとする（ストライキの態様によっては、現実に損害が発生しない場合もあろうし、スト中の賃金支払義務はなくなるし、具体的な損害額の算定は困難であろうが、法的には使用者は労働組合・組合幹部・スト参加労働者に損害賠償を請求することができ、その限りでは〔旧〕労働省の見解は正しいとする⁸²⁾）。不当労働行為制度上の保護については、幹部責任論（不利益取扱〔労組法7条1号〕を念頭において、「使用者がストに参加した全労働者を解雇することは……不当労働行為とはならないが、特定の者だけを狙い撃〔ち〕的に解雇する場合には不当労働行為の推定が成立しうる」（227頁）としている（ただし石井のいう政治ストに参加した労働者を全員解雇するなどということが現実にありえるのであろうか）。この点については、労働省通達とは、異なる理解にたつものであった。本稿の意義としては、団交中心論を補強し、憲法28条の労働三権相互の関係について自ら見解を明らかにしたことにあると解すべきなのであろうか⁸³⁾。ただし私にとっては、論旨を明確に捕捉しがたいものであった。

81) 蓼沼・前掲稿（注2）11頁は、このように団結権保障の法的意義を労使間の狭義の団体交渉取引に限定して理解する石井の労使関係観に対し、「国家権力が経済社会内に原則的に直接介入はしない、かつての産業資本主義段階の労働組合運動」を想定したものであり、初井〔編〕前掲書27頁がいうような『欧米的』労働組合運動というよりは、むしろ『古典的・一九世紀的』労働組合運動観に基づくもので、20世紀労働法とはいえないと批判している。

82) わが国の場合、争議行為の正当性ではなく、争議行為が違法・不当と評価されたときの責任の所在に関する本格的な議論は、後年、菅野和夫の助手論文「違法争議行為における団体責任と個人責任」（1）－（3）法学協会雑誌88巻2、4、7・8号〔1971〕等を基礎にまとめられた『争議行為と損害賠償』（東京大学出版会・1978）の出現を待たなければならなかった。

83) 新谷真人「政治スト論」初井常喜〔編〕前掲書501頁。

2 労働協約と就業規則に関わる法理提唱

日本がサン・フランシスコ平和条約の発効により独立を回復して間もない時期、石井の労働法学上の関心は、労働協約と就業規則に向けられていた⁸⁴⁾。すなわち独立回復前の1950(昭和25)年から56(昭和31)年までの6年ほどのあいだに、つぎのような論稿(講演録を含む)を発表している⁸⁵⁾。このような事実は、当時石井が自身の課題としてもっとも重視していたということを端的に示すものであろう。

1950(昭和25)年

7月 *『労働協約の研究』〔講演と質疑応答〕裁判官特別研究叢書第21号(司法研修所)

1952(昭和27)年

8月 *「労働関係の法的分析——労働協約と就業規則を中心として」〔講演録〕討論労働法10号→石井・吾妻光俊〔編〕*『労働協約』(勁草書房・1954)

10月「労働協約論」労働法(日本労働法学会)2号→『労働協約と就業規則』(弘文堂・1960)→『労働組合の組織と機能』(文久書林・1963)→『労働法の研究』Ⅲ(有信堂・1970)

11月「就業規則論」私法8号→同前『労働協約と就業規則』→『労働法の研究』Ⅱ(有信堂・1967)

1953(昭和28)年

2月「労働協約と就業規則」〔講演録〕中央労働時報269号

5月「労働協約と就業規則」〔講演録〕労働法懇談会〔編〕『専門講座労働法』2(勁草書房)

84) 戦後わが国の労働法学が労働協約をめぐる、いかなる主題について議論してきたのかについては、西谷・後掲論文397-400頁が要領よくまとめている。

85) 諏訪・後掲論文および中村・後掲論文は、石井が就業規則に関する所説を明らかにしたのとして、討論労働法10号と私法8号に発表した二つをあげている。しかし実際には、それに止まらないことは以下の本文が示す通りである。

1954（昭和29）年

11月 * 「労働協約と就業規則」〔講演録〕別冊海員2号『目でよむ海員学校』

1955（昭和30）年

12月「懲戒解雇と就業規則」季刊労働法18号→前掲『労働協約と就業規則』
→「使用者の懲戒権」に改題して前掲『労働法の研究』Ⅱ（1967）⁸⁶⁾

1956（昭和31）年

8月 * 「労働協約の締結について」日本硫安工業協会調査室労働課〔編〕
『戦後硫安労働の実態（戦後十年史）：硫安労働100号記念特輯』（日本硫安工業協会）→前掲『労働協約と就業規則』→前掲『労働法の研究』Ⅲ（1970）

まず労働協約と就業規則について併せて論じられたものが、多い。おそらく石井の関心は、前者にあったように思われる（当時は、集团的労使関係法優位の時代であったことから、それは当然のことであったといえよう）。つぎに、これらのうち、石井自身が重要と考えていたのは、後年『労働協約と就業規則』（弘文堂）という小さな論文集に収録された4篇であったのであろう⁸⁷⁾。同書に収録された、いずれも同じく1952（昭和27）年に発表した「労働協約論」と「就業規則論」は、それぞれ法的性質論について論じ、また「懲戒解雇と就業

86) 石井には、前年の1954（昭和29）年4月から9月までのあいだ、吾妻・石川・萩沢および平岡一美の5名による「就業規則（懲戒解雇）」という名称の研究座談会記録（9回－14回）がジュリスト56、58、60、62、64の各号に掲載されたものがある。これは後年、『懲戒規定：労働法セミナー（1）』（有斐閣・1961）という書籍にまとめられた際の書名が示しているように、雑誌掲載時の表題から想定されるものとは異なり、就業規則の法的性質などではなく、就業規則中の当該規定適用である懲戒処分に係わるものであった。

87) このほかに石井は「労働判例の最近の傾向について」〔講演録〕日労研資料145号（1951）3－10頁で、労働協約の余後効、就業規則およびショップ協定が「判例上問題となっているようなもの」（4頁）の具体例としてとりあげられ、上記引用文献の当該箇所でのべられていることについて、すでに言及していた。

規則」——のちに「使用者の懲戒権」と表題が変更された——と「労働協約の締結について」は、著者によれば、労働協約と就業規則の「実際上の作用に注意しつつ、その関係を解りやすく説明したもの」⁸⁸⁾である。すなわち「懲戒解雇」稿は、就業規則上、懲戒規定が設けられている場合、何故使用者は労働者に対する懲戒ができるのか、いかにこれを法的に説明することができるのかを問題としている。また「労働協約の締結」稿は、協約締結の際の労使のとるべき「基本的な態度ないし心構え」と非組合員の範囲、シヨップ制および解雇同意協定について論じている。これらの論稿は上記のように、さらに後年、別の論文集にも重ねて収録されたことからわかるように、石井自身、重要と考えていたものと思われる。いずれも、労働協約の法的性質論として「慣習法説」、また就業規則のそれは「白地慣習法説」という石井独自の理解を示したものとして知られ、すでに学説史上の意義が明らかにされている⁸⁹⁾。本稿では屋上屋を重ねる類のものとなることを恐れながら、あえて、これらの論稿について言及しておきたい⁹⁰⁾。石井の労働協約論と就業規則論は、石井自身もいうように密接・関連するものであるが、ここでは両者を分けて論じる。

(1) 石井の労働協約

当時わが国では、戦前来のドイツ労働法の影響から、労働協約を「一種の債

88) 石井『労働協約と就業規則』(弘文堂・1960)「はしがき」3頁。

89) 石井による労働協約の法的性格理解については、中窪裕也「文献研究(12)労働協約の規範的効力」季刊労働法172号(1994)94頁以下および西谷敏「労働協約論」初井〔編〕前掲書412-414頁、429-430頁参照。また石井の就業規則論については、諏訪康雄「就業規則」労働法文献研究会〔編〕『文献研究労働法学』(総合労働研究所・1978)103頁および中村和夫「就業規則論」初井〔編〕同前書762-764頁がある。なお野田進「就業規則」季刊労働法166号(1993)149頁は、諏訪・同前稿「以後一〇余年にわたる学説・文献の展開」を対象としている。

90) 引用に際しては、石井『労働法の研究』ⅡとⅢ収録のものを利用した。なお労働法懇談会(討論労働法)に関連した講演録は、その性質上、石井の主張がわかりやすく説明されており、有用である。

権的契約」と捉えるのが通説的な理解であった。これに対し石井は「労働協約の成立態様が、協定という契約的方式をとることから〔といて〕、成立した労働協約そのものを当然に契約と解さねばならない理由はない」(52頁)として、これを拒否し、「問題は労働協約の締結に当っての労使……の規範意識や労働協約そのものの実質的な性格に着眼して考察せられるべき」(53頁)であるとした。そのような理解はすでに吾妻光俊(『労働協約』〔経営評論社・1949])により指摘されていた(55頁)としながら、石井が目じたのは、末弘巖太郎が戦前の大正年代に発表した論稿であった⁹¹⁾。すなわち末弘は「労働協約が社会上関係者の間に行はれて居るのは、決して契約それ自身として行はれて居るのではない。……要するにそれは規範化せられ社会規範として社会的に行はれて居る」⁹²⁾。「苟も協約の結果発生して居る社会的拘束力が契約的にあらずして既に規範化している居る以上、之が取扱に当つては必然規範として法律として之を観察することが必要である」⁹³⁾。このように末弘は、労働協約が協定という契約的形式によって成立するとしても、労働協約自体は法的な意味においても、それ自体法律と同一の効力をもつ自主法規であるとして、その法規〔規範〕性を承認する。そして末弘は特別な立法がなくても、労働協約は法例二条と同様の基準によって「法律と同一の効力」が認められるとした⁹⁴⁾。これに対し石井は末弘が「法例第二条と同じ標準によって〔法的効力を導く〕ということについて法律的解明を欠いている」(59頁)とする。すなわち法例二条(現行法3条)は「公の秩序又は善良の風俗に反しない慣習は、法令の規定により認められたもの又は法令に規定されていない事項に関するものに限り、法律と同一の効力を有する」とする。しかし同条は公序良俗に反しない慣習は「法令の規定により認められたもの」と「法例に規定のない事項に関するもの」について補充的

91) 末弘巖太郎「労働協約と法律」改造大正15年1月号(のちに、同『労働法研究』〔改造社・1924〕295頁以下に収録)。

92) 末弘・前掲書330-331頁。

93) 同前書335頁。

94) 同前書336-337頁。なお末弘の労働協約理論(社会自主法説)の特徴については、西谷・前掲論文403-405頁で適確に要約されている。

地位が認められているにすぎない。しかし労働協約がこのような二つの場合の補充的作用を営むのか、また労使が労働協約を初めて締結するときや、既存の労働協約を根本的に変更した場合に、はたして「慣習法ないし、それに準ずるもの」として理解することは困難ではないか(59-61頁)。こうして労働協約について、その成立経緯に着目して、契約と解することも、その社会規範性そのものから法的効力をもつと解することも、慣習法ないしそれに準ずるものと捉えることもできないとして、つぎのような理解を示した(62頁)。

「労働組合主義のもとに集団的労働関係の展開が容認されたことから、労使〔の〕……規範意識としても、その協定によって成立する労働協約が、その労使関係を規整する作用を営むべきことを予定する。……まさに集団的労働関係の容認、したがってまた集団的労働関係の展開のうちに、労使の慣行的事実として、『労使の協定によって法律と同一の効力をもつ規範として、労働協約を設定しうる』ということが法的確信をもって裏づけられることに、これを求むべきはないか」⁹⁵⁾。

こうした基本的立場にたつて、石井によれば、労組法16条において労働協約の規範的効力ないし直律性をのべているのは当然の事理を『確認』するものである(65頁)。したがって労働協約のなかに規範的部分と債務的部分とを区別することは「単に無用なことであるにとどまらず、妥当でなく、「重要なことは、労働協約の内容となる各個の規定について、その意味内容を具体的に検討することであり、……それとの関連において、それらの諸規定が、その作用を発揮すべく予定される労使関係の『場』を区別することである」とした(67頁)。こうして石井は当時、社会的に問題となっていた論点について、つぎのような処方箋を示した。すなわち(1)解雇同意条項に反する解雇は違法であり、使用者には損害賠償義務があり、協議条項がある場合は、組合の賛成を得るか否かはともかく、少なくとも協議することなくなされた解雇は無効であり、またやはり損害賠償義務があるとする(71-72頁)。(2)余効については、協約の「存続に時限がある限り、その有効期間の終了とともに、その効力を失

95) 石井「労働協約論」62頁。

うことは、むしろ当然のことである」として否定する一方、その後の処理として、労働協約が失効したあとでも、労働協約の内容にしたがった労働契約が存続することが当事者間に争いがなときは、そのような労使の合理的意思が推定されるとする。(3) ユニオン・ショップ協定は、法規範たる労働協約が使用者に「一種の義務を定めたものと解する以上の意味を保有しえない」(80頁)とする。そして(4) 労組法16条以外の労組法諸規定について、労働協約の本質から導かれる「理論的帰結というよりは、むしろ労働協約に対する国の『政策的立場』を表現したものにすぎない」(82頁)と説明している。以上のような石井の労働協約論については、中窪裕也は末弘説を換骨脱退した「多分にクールで機能主義的な法規範説」であると評している⁹⁶⁾。

(2) 石井の就業規則論

一方、就業規則の法的性質について石井は、労働協約のそれとは反対に「就業規則を以て労使関係を規整する一種の法規とみる立場」を(1) 実定法規(労基法89条以下)の形式的表現に過度に依存し、また(2) その従前の「社会的作用に捉われ、集团的労働関係の容認という近代的な労使関係の進展と関連における反省」に欠くものと批判する(104-105頁)。まず従来の多数説が就業規則を法的規範と解する実質的な根拠として、それが使用者の優位のもとに社会的規範として機能し、またそれが多数当事者の労働関係の集散的・統一的処理に役立つものであったことを重視してきたことにはないかと推測し、それが「近代的労働関係の基本的な建前」——当事者の対等性ということであろうか〔引用者〕——に「ふさわしくない実質的性格」をもつものだと批判する(108-109頁)。そして石井は労働協約の場合と同じく、法的根拠を法例二条(現行3条)に求める末弘厳太郎の理解に着目している。しかし就業規則を慣習法的に捉え、その法規範性として承認するに際し、「労働組合主義の

96) 中窪・前掲稿100頁。なお同前所は、このような説明が末弘の所説を「換骨奪胎しているだけに、社会自主法説の論者を刺激する」として、その後の学説上の議論を展開させている。

発達」を軽視している点では法規説と変わらず、とくに「大体の労働者の承認」という価値判断基準はあいまいだとして、拒否している。また労働協約の場合と同じく、就業規則の法的規範とみることに批判的な吾妻光俊⁹⁷⁾に同調しながらも、就業規則が「一種の事実上の規範」というだけでは、不十分だ——「全く法的価値判断の埒外に放置せざるをえない」と批判し(113頁)、つぎのような自説をのべている。

労働関係において、労働契約の内容は『就業規則による』という事実上の慣行がある(民法92条)との理解を示した。ただし(1)それは就業規則それ自体をもって事実たる慣習とするのではなく、「就業規則による」ということをもって事実たる慣習(いわば白地慣習)とみるものである。(2)法条にいう「当事者が、これによる意思を有するものとみとむべきとき」とは、明示・黙示の意思を表明したときにかぎらず、『これによらぬ』という意思を表明しないかぎり、これによるものと認められるという意味での規範化として考える。(3)就業規則を事実たる慣習を連結点とするとは、一括拒否か一括採用かが問題となるとの意である。すなわち労働者が、就業規則に反対の意思を示さないかぎり、就業規則の内容が一括して労働契約の内容となる。(4)就業規則それ自体は制度ではないけれども、多数の個別的労働関係の統一的・定型的処理のために利用されるという点で一つの『制度』設定的な意味がある(114-118頁)⁹⁸⁾。

このような法的性質理解を踏まえて、石井は就業規則が使用者と多数の個別労働者との関係を「定型的・統一的に処理するため」の「制度的なもの」であるがゆえに、法的その位置を探るとすれば、それは法と契約とのあいだにある『中間的性格』のものだとして、労基法93条(改正前)および92条の意味内容の解釈のあり方についてのべている(120-128頁)⁹⁹⁾。

97) 吾妻「労働協約と就業規則」法曹時報2巻1号(1950)39頁。

98) 石井・前掲『講話』24頁は、法的に労働の従属性を強調することへの違和感から就業規則の法規性を否定し、契約関係として捉えるべきだと主張しているのだとのべている。

99) 後年、石井は日本労働協会および労働基準監督署を通じて収集した個別企業の就

(3) 石井の労働協約論と就業規則論を貫く労働法制観

石井の就業規則に関する所説が発表された当時は「衝撃の念」をもって、受け止められたという¹⁰⁰⁾。はたして石井は、どのような経緯から、その着想をえたのであろうか。

石井は一方当事者により契約関係が処理される例は労働関係に特有な現象ではなく、市民法秩序のなかでも、公共交通機関の利用(運送契約)や銀行取引(預貯金口座の開設)などですで見られる附従契約現象であるとする¹⁰¹⁾。すなわち石井には、戦前、普通契約約款に関するつぎのような業績があった。石井は1936(昭和11)年、末弘巖太郎・田中耕太郎〔編〕『法律学事典』第4巻(岩波書店)中*「普通契約約款 フツウケイヤクジョウカン」項目を執筆担当し、翌年には法学協会雑誌55巻10、11両号で「普通契約約款——特にその解釈について」(1)(2)を発表した。さらに4年後の1940(昭和15)年、同じく法学協会雑誌58巻11、12両号に「普通契約約款と国家的規制」(1)(2)を掲載した¹⁰²⁾。そのなかで「普通契約約款」は19世紀以降の資本主義の発達にともなう大規模企業形態の所産であり、集团的取引と個性の喪失により、個々の契約は締結に当たり一々契約条項を協定することなく、あらかじめ決定された特定の契約条項により一律に締結されるに至ったとした。それは契約締結に際して一方で、企業者の『集団契約の合理化』と、他方で『法律的手段に依る経済的優位の維持・強化』の努力という要素を包蔵するものであると捉えている。その法的性質としては、「企業者が自己と取引関係に立つべき特定の経済的利益団体を予定し、その団体員との取引内容を定型化せる普通契約約款を設定するこ

業規則(その具体的な方法や件数は不明)を分析した共同研究である石井〔編〕『就業規則の実証的研究』(日本労働協会・1968)を刊行している(石井は、第七章「安全、衛生」241-267頁を担当していた)。

100) 諏訪・前掲論文87頁および中村・前掲論文764頁。

101) 石井・前掲「労働関係の法的分析」10頁、「労働協約と就業規則」(専門講座)90-91頁。

102) 後二者については、戦後両稿を併せて『普通契約約款』との表題をもった著書として刊行された(勁草書房・1957)。

とは……それ自体既に一つの制度設定的意義を有する」とした。そして当該契約條款が法的に有効なものとして、当事者を拘束するにいたるのか否かは「……経済的利益団体の法と認めらるべき程度の普通契約條款は商慣習法として承認せられるか、或は事実たる慣習（民92条）として当事者の意思解釈……〔によるが、〕如何なる場合に商慣習法と認むべきかは結局具体的にそれが法的確信により支持せられるや否やに依り決するの外はない」とした¹⁰³⁾。このような戦前の記述内容から判断して、石井による労働協約および就業規則に関する所説は、自らの普通契約條款論を応用したものであったということが容易に理解することができる¹⁰⁴⁾。

以上のような労働協約および就業規則に関する理解の背景として、石井の労使関係観はいかなるものであったのであろうか。この点について、石井はつぎように説明している。まず、労働法は「現実の労働関係の、現実的な認識と体験から、それに適した法の規制というものが生れて来ることが筋道」だとの基本認識がある。ところがわが国の場合、戦前において労働組合法をもつ経験がないなかで、敗戦後GHQによる間接統治のもとでの戦後改革の一環として、いわば上から与えられたものとして、制定された。既述のように、石井はこのことを敗戦時当時から、しばしば言及してきた。それゆえに「法が規整する労働実態の方が、あとから遅ればせに走りだした」ことから、「とかく労働法の議論も、与えられた法律を中心に観念的に展開され」る傾向があったのではないかと考えていた¹⁰⁵⁾。つぎに労働協約や就業規則が適用される労使関係は、資本主義社会のなかで展開される。そこでは一方に、生産手段を有する使用者と他方で、これに労働——孫田秀春の場合¹⁰⁶⁾と同様に、労働力とはいわない——を提供する労働者が自由な契約をもって使用者と結びつくことから、労働市場ないしマーケットが予定されている。その場合、労働者の労働には、商品性

103) 以上、石井「普通契約條款」2335-2337頁。

104) 西谷・前掲論文413頁は、石井の議論が「周知のとおり」ものであるとしている。

105) 以上、石井・前掲「労働協約と就業規則」（専門講座）58-59頁。

106) 拙著・前掲書407頁参照。

を否定しえない。しかし「客観的には商品である労働が主観的には人間であるというところに労働法が生まれる契機と悩みがある」。またそれは人の身体に内在するものであり、日々の生活を営む必要があることから、他の・通常の商品とは異なり、価格の上昇を待つという「売り惜しみに適しない」という性格がある。そして、あるときは売主となり、別のときは買い主という「立場」の互換性を前提とする企業者間の取引では当事者間の利害得失に関する「自然調和的な調整」が可能であろう。しかし「ある人が使用者であると同時にある面では労働者であるということはあり得ない」労使関係において、労働法には「予定調和的に自ら労使の利益を適当に調整しつづけていくような地盤がない」¹⁰⁷⁾。しかし「その商品の担い手としての労働者というものは、〔人としての生存の確保を〕 いったい国家立法だけに頼っていていいのかという問題が起る」¹⁰⁸⁾ ——。このような・石井の労働法が適用される資本制社会の特徴に関する理解それ自体は、一見すると、プロ・レイバー労働法学と総称される学説とのあいだにさほどの相違があるようには思われない¹⁰⁹⁾。

では、なぜ労働協約には、(現行) 労組法14条以下に規定されているような法的効力が承認されているのか。石井は近代資本主義の発達の中なかで、労働者と使用者との実質的な平等を実現するためには、労使が労働協約を通じて「自分たちの労働関係を規整する法規範を設定する根拠が与えられた」として、つぎのように説明する¹¹⁰⁾。

「国家法にのみ頼っていたのでは、例えば労働基準法の最低〔労働条件〕しか与えられない……。しかしそれを労働者が団結することによつて、資本主義社会における自然調和として得られないかもしれないところのより

107) 以上、同前稿63-64頁および石井・前掲「労働協約と就業規則」(中央労働時報) 14-15頁

108) 以上、石井・同前「労働協約と就業規則」(中央労働時報) 14-15頁。

109) 近時、西谷敏「市民法と社会法」は、石井を「労働法独自性論と市民法的労働法論との折衷説」(570-571頁)であるとの理解を示しているが、これについては、後述する。

110) 石井・前掲「労働協約と就業規則」(専門講座) 62頁および64-65頁。

よい条件を、団体の威力を背景として、労使の協調により、即ち、自分たちの力によつて、よりよい関係を設定する途、そういうものが資本主義社会において労働者というものを承認することの論理必然性として、集团的労働関係、即ち労働組合主義を承認することの論理必然性として認められてきた……。これが法規範としての労働協約を労使が協定によつて設定することの根拠である」。

それゆえに石井は、労働協約こそが労使、とくに労働者側にとって自分たちの法律関係を作っていくために、法により付与された「重要な手段」であるがゆえに、労働者は「労働協約の大事さ、団結権の重要さその団結の力を通じての労働協約の向上に目覚めていかなければならない」と主張していた¹¹¹⁾。しかし敗戦から10年ほどしか経過していない当時、石井は労使の自主的な関係のための「意欲と努力」は双方ともに十分なものではないとの事実認識にたっていた¹¹²⁾。すなわち「できた労働協約そのものを慣習法と見るのではなく、労働協約という法規を労使が自主的に団体交渉を通して設定し得る。そのこと自体を慣習法と見」る¹¹³⁾ 石井からすれば、労使がそれぞれ自らに有利な労働協約モデルを作って、相手方に示しても、現実の労使関係を規律するルールとはならないと考えていた。労働協約は労使のあいだの「団体交渉による妥協の所産」「団体交渉で押し合いへし合つて、どこが拙い、ここはいい、この辺だというので目をつむつて手を握るのが労働協約」なのだととらえていた¹¹⁴⁾。また石井は労働協約の理解・解釈を裁判所に委ねることを反対し、労使が自主的な交渉・取引を通じて解決することを理想と解していた¹¹⁵⁾。すなわち確かに、石井の就業規

111) 石井・同前「労働協約と就業規則」(中央労働時報) 15頁。

112) 同前稿16頁。

113) 同前稿18頁。

114) 同前稿19-20頁および石井・前掲「労働協約と就業規則」(専門講座) 66-71頁。

115) 石井・前掲「労働協約と就業規則」20頁は、当時、労使双方が仮処分——本案訴訟ではなく——という司法判断による紛争解決には否定的で、「裁判所が労働関係の紛争を解決しようということは僭越であり、裁判の墮落であります」とまでのべ、労使間で労働協約の理解に齟齬が生じ、妥協にいたらない場合には、「労使の納得で

則および労働協約の法的性質理解は、同人が戦前に発表した二つの論稿の、いわば応用であったのかもしれない。しかし石井が想定していた国家法から離れた集団的労使の自治実現の大前提である労働組合の組織化について、今日では組合組織率が16%代にまで低下としている現実を前にしたとき、石井の議論が成り立ちうる前提が事実上崩壊しているようにも見えるのは、残念なことである。

3 団結権の法的意義と団結強制（ユニオン・ショップ協定の法的効力）

つぎに1956（昭和31）年11月、石井は日本労働法学会〔編〕『労働法講座』第2巻の巻頭を飾る「団結権」を発表した（石井・前掲『労働基本権』に収録）。同稿は、それぞれの主題について比較法的検討を踏まえて、課題を論じている¹¹⁶⁾。憲法28条が保障する「団結権及び争議権は団体交渉ということを離れて観念的に保障されたものではなく、その中心は『団体交渉』に在ること」（153頁）と団結強制、具体的には消極的団結権との関係において、ユニオン・ショップについて、論じている¹¹⁷⁾。すなわち石井は、団結権が『結社の自由』とは別に保障され、それが「労働者として団結することを通してのみ実質的な平等を維持しうること」、労働条件の維持向上が本来労働契約により実現せられるべきものであることに徴するとき、団結権の保障は労働権保障とは異なり、相手方である使用者を予定しているとする（161頁）。つぎに、憲法の団結権保障に

きる仲裁人」に判断を委ねるべきではないかとしていた。それは、アメリカにおける労使関係のあり方を念頭においていたのであろうか。石井・前掲「労働判例の最近の傾向」3頁でも、冒頭、労働委員会が「労使の自主的な妥協」に導くことができても、裁判所は労使関係については「モツと素人」だとして、否定的であった。

116) 同講座は、1950（昭和25）年11月に私法学会から独立した労働法学会が6年後の1956（昭和31）年7月以降、「日本労働法学会の、労働法学発展のためにする……共同事業」（第1巻総論「はしがき」1-2頁）として、刊行されたものである（有斐閣・全6巻7分冊）。

117) 当該課題について石井はその他に「報告／団結権理論の反省」討論労働法57号（1956）7-16頁・20頁と「ユニオンショップについて」〔講演録〕日労研資料427号（1958）7-11頁においても、独・英・米三か国の法制について比較法研究を踏まえて議論している。

は積極的なそれのみならず、消極的な場合も含むかとの問いには、「積極的団結権の保障を『目的』とするものであり、「憲法の団結権の保障には消極的な団結権の保障を含まない」(181-182頁)とする。ただしその意味するところは、「一般的な労働者の自由に対する制限としての意味をもつにすぎず、積極的な団結権保障の憲法精神からみて、ある程度において右の一般的自由(消極的団結権)を制約することは容認されているということである」(182頁)。換言すれば、「それは一般的な組織化への強制(一般的組織条項)に関することであり、特定の組織(組合)への団結強制(制限的組織条項)を当然に正当づけるものではない」(同前頁)。

石井はいう。近時、欧米先進諸国では、組織強制は消極的団結権ないし団結の自由を侵害するとして、立法や裁判例により違法とされている。これに対しわが国では、戦後ユニオン・ショップ協定が広く普及し、学説および裁判所はほぼ一貫してこれを原則適法であるとしてきた。それはユ・シ協定を想定した現行労組法7条1号但書の存在だけでなく、企業内組合という日本の労働組合の一般的組織形態のもとで、組合員(数)に関する組合組織の拡大・強化に有用であるとの積極的な評価や期待があったからであると指摘されている。しかし反面、戦後のユ・シ協定論の展開は、その法的効果を「実質的に骨抜きにする」過程でもあった。その背景には、ユニオン・ショップ協定が期待に反して、実際には少数派組合や組合内少数派を抑圧ないし排除するための道具として利用されてきたという建前と本音(現実)の落差という事情があった¹¹⁸⁾。石井の所説は「その後の学説・判例の展開に大きな影響を与え」たもの¹¹⁹⁾と評価されている。しかし、それはユ・シ協定が当該組合への加入強制と組合分裂防止という期待された機能を否認され、単に未組織労働者がいずれの組合にも加入しないことを否定するにとどまるという消極的な側面がのちの学説に承継されていったがゆえであったのかもしれない¹²⁰⁾。

118) 以上、盛誠吾「ユニオン・ショップ協定論」梶井〔編〕前掲書254-255頁。

119) 盛・同前稿271頁。

120) 同前所参照。

4 二つの『労働法総論』と労働法の概念理解

石井照久は1957（昭和32）年、書肆・有斐閣が創業80周年記念を謳って刊行した法律学全集中の第45巻『労働法総論』を執筆・刊行した（第11回配本）¹²¹⁾。ほかの著者によっても同様に『労働法総論』という表題を掲げた著書が刊行されているが、石井のそれは戦後最初期のものの一つであろう¹²²⁾。すでに本稿冒頭で記したように、石井は1962（昭和37）年2月、4年半前に刊行した本書をもって東京大学より法学博士の学位を授与されている。萩沢清彦（1924～2005）は、石井の労働法研究歴のなかで本書が占める位置として、石井が「労働法の個別的問題の検討から理論的体系化に向かうに当たって、労働法の基本理論を検討した成果がまとめ」られたものだとしている¹²³⁾。しかし各種の追悼

121) 同書に付された「月報」5頁に掲載された石井*「東京——^{ママ}ブラッセル——パリ」および石川吉衛門「天下の女性よ……」同前6-7頁によれば、1957（昭和32）年9月27日に本書の最終原稿を完成させた石井は、翌日早朝、海商法統一条約の国際会議に出席するために羽田空港を出発し、北極経由で途中コペンハーゲンを経て〔当時は、現在の搭乗時間の約2倍以上かかったということになる〕27時間かけてベルギーのブリュッセルに到着し、その後、パリ、ロンドンに向かった。こうしたことから本書は、自身で校正作業を行なうことなく、後事を託された石川、萩沢および谷川によってなされて完成したものであった。そのような経験は、石井にとって初めてのものであったという。また1日60本を吸うヘビースモーカーであった石井は、同書執筆の前後の時期に、喫煙習慣を改めた〔止めた〕ものべていた。

122) 津曲藏之丞が同名の書籍を1954（昭和29）年に有信堂文庫（小型本・本文370頁）として発表したのが戦後最初のものと思われる。その後、『労働法総論』を名乗る著書として、萩沢（日本労働協会・1981）、本多淳亮（青林書院・1986）および盛誠吾（新世社・2000）がある。

123) 萩沢清彦「古典を読む（日本）労働法／石井照久『労働法総論』」日本労働研究雑誌454号（1998）5頁。同人は本書刊行と前後して、石井との共著として発表された判例法学全集『労働法』（青林書院・1958）に関与したことから「労働法の全般にわたって著者の指導を受ける幸運に恵まれた」（同前稿7頁）とのべている。そして萩沢は1979（昭和54）年本書の増補版刊行に際し、その作業に携わっている（本文

論集の業績目録が示す一覧を見たとき、本書はむしろ、石井の労働法学における到達点であり、また著作活動のいわば集大成であったと理解すべきではないかと考える。

(1) 法律学全集『総論』の構成と第一章の意義

『法律学全集・総論』は、第一章「労働法の生成と発達」、第二章「労働法の基本概念」そして第三章「労働基本権」という三つパートからなるものである。萩沢は、本書の本文350頁——正確には、349頁——のうち約三分の一に相当する108頁がわが国明治期以降の労働法に関する歴史記述にあてられていることを指摘し、労働法の生成・発展の過程を経済的・社会的背景、とくに現実の労使関係の動きに着目しながら論じていることに、その特徴を見出している¹²⁴⁾。石井自身も「はしがき」で、同旨のことをのべたあと、つぎのように続けている(1頁)。

それは「一つには、従来この方面における総合的な研究が必ずしも充分になされていないことを考慮したものであるが、一つには、このような歴史的な考察が、現在のわが国における労働法についての基本的な考え方や労働運動の動向を理解するに当たっても、重要な意義を有すると考えたからである」。

石井が指摘すること、とくに後段でのべられていることは、21世紀の今日でも妥当することであろう。第1章は、明治以来の労働法の歴史=法制史をのべているが、その目次構成はつぎのようなものである。

第一節「労働に関する法的規整の発生」

- 一 緒説
- 二 一八六八年—一八九三年(明治初期)
- 三 一八九四年—一九一二年(明治後期)

第二節「労働に関する法的規整の推移」

頁数は350頁)。

124) 萩沢・前掲稿5-6頁。

- 一 緒説
- 二 一九一二年—一九一九年（大正前期）
- 三 一九二〇年—一九三〇年（大正後期から昭和前期）
- 四 一九三一年—一九三六年（昭和六年から昭和十一年まで）
- 五 一九三七年—一九四五年（昭和一二から昭和二〇年まで）

第三節「労働に関する法的規整の整備」

- 一 総説
- 二 一九四五年—一九四六年（占領政策の第一期）
- 三 一九四七年—一九五〇年（占領政策の第二期）
- 四 一九五一年—一九五三年（平和条約の成立前後）
- 五 一九五四年—一九五七年（最近の情勢）

確かに、本書が刊行された当時（1957〔昭和32〕年10月）、そのような問題関心のもと、労働に関わる法的規制の歴史的展開を鳥瞰するものを見出すことは事実上困難であったかもしれない¹²⁵⁾。しかし石井の著書が刊行された翌年には、鶴飼信成・福島正夫・川島武宜・辻 清明〔編〕『講座日本近代法発達史—資本主義と法の発展—』¹²⁶⁾の第5巻（勁草書房・1958）に収録されている沼田稲次郎「労働法（法体制再編期）」207-290頁と、同論稿の翌年に刊行された同・第8巻（同・1959）に掲載された野村平爾・島田信義「労働法（法体制

125) ただし現実には、明治期以降、アジア太平洋戦争敗戦直後までの日本資本主義の展開のもとでの、労働運動と労働法制の沿革を概観するものとして、すでに沼田稲次郎『日本労働法論』上巻（日本科学社・1948）第一編「総論」第五章「日本労働法沿革の素描」（のちに、同著作集第一巻『日本労働法論』〔労働旬報社・1976〕60-111頁）が論じていた。今日、沼田・同前書の内容まで知る者は多くないのかもしれない。しかし戦後間もない時期に、そのような試みがすでになされていたということは、特筆すべきことであつたと思われる。

126) （法体制準備期）（法体制確立期）（法体制再編期）（法体制崩壊期）の四つの時期区分は、それぞれ（法体制準備期）（法体制確立期）（法体制再編期）（法体制崩壊期）の四つの時期区分は、個別論者により理解の相違はあれ、おおよそ、それぞれ〔明治元年～明治21年〕〔明治22年～大正3年〕〔大正4年～昭和6年〕〔昭和7年～敗戦〕の各時代をさし、対応している。

崩壊期)」215-288頁の存在に気付かざるをえない。同講座は、明治維新から太平洋戦争の敗戦にいたる80年間の日本経済・政治との関係において国家法の構造と機能を分析することを目的とする(同「編集委員のことは」と謳ったシリーズの一部をなすものであった¹²⁷⁾。これら二つの論稿は、石井と同様の問題関心のもとに執筆されたものであるように思われる。このような二つの著作を目の前にして、石井のそれとこれら両論稿と読みくらべたとき、石井の『労働法総論』における歴史記述について、今日興味・関心をよぶべきは、石井や萩沢の言とは必ずしも同じものではないように思われる。すなわち同書の記述内容で注目すべきは、明治期以降戦後1950年までを対象とした末弘の『日本労働組合運動史』(日本労働運動史刊行会・1950、同書『決定版』〔中央公論社・1954])のほかには、戦後の時期を扱う類書がなかったがゆえに、1945(昭和20)年8月以降を取り上げた第三節の記述にあるように思われる¹²⁸⁾。すなわち戦後10年ほどのあいだの労働法制の動向を総括的に検討していることが本書の第一次的な意義があるのではなからうか。

(2) 第二章の検討課題とその内容

続く第二章での検討課題について、石井自身が「はしがき」でつぎのようにのべている。

第一章の「歴史的且つ社会学的な考察を前提として、つぎの第二章として、『労働法の基本観念』を考察する。ここでは、労働法が学問的にみて、独

127) 同講座は結局未完に終わったけれども、刊行された各巻の冒頭に記せられている「編集委員のことは」。

128) 戦後労働法史については今日、1945(昭和20)年秋から1970年代初めまでを五人の論者が担当した、沼田稲次郎先生還暦記念上巻『現代法と労働法学の課題』(総合労働研究所・1974)IV「日本労働法学の展開と軌跡」530-789頁のほか、沼田稲次郎「戦後日本における民主主義法学と労働法学」東京都立大学法学会雑誌16巻1号(1975)、梶井常喜「戦後労働法学の軌跡と課題」法の科学7号(1977)51-72頁そして沼田稲次郎ほか〔編〕『労働法事典』(労働旬報社・1979)の第三章「戦後労働運動と労働法の推移」139-204頁(横井芳弘ほか)などがある。

立の法領域を形成するかということ、そして、そのような自主性を保有するとすれば、それがどのような要請に基くものであるかということを明確にする」ことにあった。

石井がプロ・レイバー労働法学に対抗する独自に労働法理解を示していることを考慮すれば、本書について注目すべきは第二章にあるのではなかろうか。同章の概要についても、「はしがき」(2頁)で著者自身により要約・紹介されているが、つぎのように構成されている¹²⁹⁾。

第一節 総説

第二節 労働法の概念

第三節 労働法の特異性と傾向

第四節 労働法の内容

第五節 労働法の体系・地位

第六節 労働法の法源

第七節 労働法の解釈・適用

石井は本書刊行に先だち、すでに1954(昭和29)年に、その労働法解釈のあり様を示した概説書である『労働法』〔法律学講座双書〕(弘文堂)を刊行していた。その同じ年、石井は「労働省の労働関係教育講座で基本講座の一として〔石井〕が労働関係法を担当したときの講義内容に若干の加筆訂正を加えた」(はしがき)『労働法講話』(有信堂文庫)——以下、『講話』と略称——を刊行(変形新書サイズ・本文400頁)していた。また本書発行から2年後の1959(昭和39)年には「講座・新しい経営と労働」シリーズの第1巻第一冊として同じくタイトルを『労働法総論』とする著書(有信堂)を発表している(本文147頁)。同書の成立経緯も、『講話』と同じく、「労働省の企画のもとに毎年東京大学で開催されていた東京労働大学講座¹³⁰⁾の一部である『労働法総論』について

129) 法律学全集・総論の第二章・第三章を特徴付けるのは、当該課題を論述するに際し、邦語文献にとどまらず、英米独仏各国のそれら——具体的には、巻末(350—351頁)に付された「主要文献」参照——を引用しながら、これらの国々やその他外国の議論や立法例に言及していることである。

130) 同講座は今日、JILPT日本労働政策・研修機構が主催して毎年どし実施している

——以下『講座・総論』とよぶ——〔石井〕が講義した内容に若干の加筆訂正をなしたものであると「はしがき」に記された、やはり啓蒙書という性格をもつものである¹³¹⁾。こうした事実をふまえて考えたとき、石井は当時、先の萩

ものに継承されたということであろうか。

131) 『法律学全集・総論』の第二章に対応する、二つの著書の目次構成は、つぎのようなものである。

『労働法講話』

第一章 労働法とはなんであるか

一 まえおき／二 労働法についての私の考え方

第二章 労働法はどんな特色をもっているか

一 まえおき／二 労働が投売りされやすいことによる特色／三 労働が完全に売渡されないことによる特色／四 労働の商品性が宿命的であることによる特色／五 労働者の生存確保の要請による特色

第三章 労働法にはどのような傾向があるか

一 まえおき／二 慣行的事実が尊重であること／三 世界的に統一されやすい／四 本来的には進歩的である

『講座新しい経営と労働・労働法総論』

第一章 労働法の生いたち

第1節 わが国労働組合運動の特色

第2節 わが国労働法発達の歴史とその特色

一 労働運動の中から生み出されなかった／二 初期の労働法／三 労働者保護法としての戦前の労働法の特色／四 近代的労働法の成立

第3節 現行労働法の特色と意義

一 与えられた進歩的労働法／二 法律改正に臆病な労働組合／三 法律万能的な考え方が労使を支配している

第二章 労働法とはどんな法律か

第1節 従属労働に関する法律という説

一 従属労働の意味／二 社会的経済的現象としての労働者の従属的地位と労働法の理念とを混同している／三 就業規則法規範説は従属労働学説に端を発する

第2節 労働法の考え方

沢発言の前段にいう「労働法の個別的問題の検討」を通じた、その「理論的体系化」は、すでに終えていたと理解すべきではなかろうか。すなわち法律学全集『労働法総論』——以下、『法律学全集・総論』と呼称する——は石井自身の「労働法における基本的な理論の一般的な考察」(同書「はしがき」1頁)を確定したと位置付けるものと考えられるべきかと思われる。そこで、本稿では、『法律学全集・総論』を中心にしながら、あわせてもう一つの『労働法総論』(=『講座・総論』)と二つの概説書(『講話』と『講座双書』)における該当箇所をそれぞれ相互に参照しながら、石井の労働法理解とはいかなるものであったのかを検討したいと思う。そこで以下、これらの著書のなかの議論のうち、石井の特徴的な見解が示されている部分を中心に紹介することにしよう。

1) 労働法概念構築に際しての「従属労働論」の排除

石井は『法律学全集・総論』の冒頭第一節「序説」で、労働法の基本観念を明らかにせんと試みている。それはまず、労働法が学問的にみて、独自の法分野を形成するに足る自主性を有するかをさぐり、つぎにそれがあるとすれば、いかなる根拠によるものなのかを明らかにし、労働法の特異性を明確にするというものであった¹³²⁾。その際石井は、労働法を「実質的な意味において、

一 市民法との調和／二 労働法による市民法理論の修正／三 全人格的には労働者を扱っていない／四 労働人格の側面において展開する生活秩序を対象とする／五 労働法も健全な常識が根本である

第3節 労働法の特徴

一 労働という商品の特色／二 労働という商品の特色が即ち労働法の特徴

第4節 労働法の限界とその在り方

一 一律に労働法を高める困難さ／二 自然調和的に進歩的労働法が発生して来るといふ考えは甘い／三 自らの労使関係に適した労働協約を作ることこそが労働法のあり方／四 労使とも必要な一步一步の地道な努力

第5節 労働法内容

132) このような問題提起はすでに、前掲『労働法』の冒頭である第一章「労働法の基本概念」2頁でなされていた。また『講話』12頁は、より分りやすく「私は、労働

どのようなものとして理解するか」が基本であるとしている(109頁)。石井は独仏英米の各国で邦語にいう「労働法」に相当する文言(Arbeitsrecht, droit du travail, labo(u)r law)が、どのような経緯をたどって出現し、推移したのか概説した(110-116頁)あと、第二節で労働法の「自主性」理解について論じている。

そこでは石井はまず、労働法概念を把握するにあたり、ドイツ・フランス両国の通説的理解である「従属労働」理解がわが国でも多くの者により受け入れられているとしながらも、自身は概念理解については、「労働法を従属労働に関する法と規定することは……適切ではない」(117頁)として、つぎのような理由を列挙している(117-118頁)。

- (1) その意味内容そのものについて、無用に多くの学説が対立している。
- (2) 労働法を従属労働に関する法とみることのうちに、そのような文言を「誤解ないし誇張〔する弊〕に陥り、就業規則などの関係につき、……労働関係の妥当な考察を妨げ」ている¹³³⁾。
- (3) それは従来の市民法とくらべた、労働法概念の「厳格な区別的手段ではない」。
- (4) それが労働契約の対象理解としては有用かもしれないが、「その前後(就業と失業の状態)における生活関係」、とくに失業時のそれに労働法の適用を除外することから、労働法の対象範囲を狭く理解せざる得なくなる。

法を、法そのものが規律している対象という面からとらえながら、同時にその対象を法がどういう基本的な理念で規律しようとしているかということ、そのの特異性をみようしている」とのべていた。

133) 石井は、近代社会の労働関係が対等な契約関係であるにもかかわらず、労使のあいだであったかも封建社会のそれと類似した上下身分関係があるかのように誤解させ、それがひいては使用者が一方的に作成(・変更)する就業規則に法的拘束力を肯定することにつながっているのではないかと言わんとしていると思われる(石井『講話』23-24頁)。

(5) 労働法が労働者の「労働により生存を確保しようようにすることを目的とする」——このあと紹介する——にもかかわらず、労働契約の対象論としての従属労働論から、上記の労働法の「法的規制の理論」を導出することができない。

(6) 労働法が独立の学問分野として成立するかを検討することと、実定労働法の具体的適用に際し、労働者概念をいかに規定するかということと「当然に而も完全に一致するとは限らない」。

このような理由をあげて、石井は「労働法の内容決定に当っては積極的に従属労働ということを経験しない立場をとる」ことを明言している(118頁)。石井は現実の社会・経済関係のなかで労働者が使用者に従属的な地位に「追い込まれ」ている事実を承認する。しかし、そのような状況にある労働者を再び「人格者」として使用者に対し「対等な立場にもって来ることへの努力」にこそ、労働法が生まれた契機があった¹³⁴⁾と主張した。従属労働論には、戦前に津曲蔵之丞がワイマール・ドイツの議論を詳細に紹介したように、多様な理解がある。石井のいう「従属性」とは、上記(4)(5)の記述から労働者がある特定の使用者との、現に具体的な労働契約関係にあることを前提とした主張であると思われる。したがって、そこでは「階級的な従属性」は視野の外にある。換言すれば、石井は同人固有の従属性理解を前提に論じている(従属労働概念を法的には、否定する)ことから、当初から他の論者とは議論がかみあわないものとなっているように思われる。また、はたして石井が労働法の内容規定に際し、従属労働論に消極的であるとしても、それが労働法の民法と関係で独自性を主張するに際し、重視することに消極的ないし否定する根拠となっているかどうか、必ずしも明確ではない¹³⁵⁾。

134) 石井・前掲『講座・総論』23-25頁。

135) 労働の従属性ないし従属労働論については、多くの者が論じているが、ここでは、横井芳弘の二つ論稿、すなわち「労働の従属性と労働法の内容」片岡昇・横井〔編〕『労働法演習』(青林書院・1972)のちに同『著作選集』第1巻〔信山社・2021〕25-32頁に収録および「雇用契約と労働契約——労働の従属性」ジュリスト増刊『労

2) 労働法の自主性理解

つぎに石井は従属労働論を斥けたあと『法律学全集・総論』第二節で、労働法が歴史的に、年少者・女性労働者（保護職工）の保護に始まり、傷病労働者の保護（扶助）をへて一般労働者の最低労働条件基準の確立という経過をたどる一方、「国家による労働組合の法認ないし容認」が「極めて難渋且つ困難な歴史を展開して」きたという現象について、同一の理念のもとに新しい法体系としての労働法の形成がなされたと捉えて、つぎのように労働法を概念規定している。すなわち石井によれば、それは『①資本制秩序のもとにおいて、②人が労働者としての人格の側面で展開する生活関係を規整の対象とし、且つ③法的規制の理念としては、労働者が、その労働により生存を確保しうるようにすることを目的とするものである』（120頁、ただしマル番号は、引用者が付したもの）と捉えている¹³⁶⁾。このような概念規定それ自体は既述のように、石井が従前からのべていたことではあるが、つぎのように説明している¹³⁷⁾。

①「労働法は資本制秩序を前提とする法である」

労働法は他人に使用され——雇用されるという趣旨であろうか——、労働力を提供する「労働者」を予定する。それは同時に、〔労働者の〕労働力を使用して企業ないし事業を運営する経営者である使用者を予定する。そこでは、使

働法の争点（新版）』（1990）4－7頁（同前書33－40頁収録）をあげておく。なお同人も、労働法の概念理解について、従属労働論をとる必要はないとしている。また藜沼謙一「労働法の対象——従属労働論の検討——」現代労働法講座1『労働法の基礎理論』（総合労働研究所・1981）76－101頁は、労働法学の対象確定という観点から論じている。

136) 石井は本書（『労働法総論』）122頁（注1）で、労働法の規制対象が労働者の「労働生活」であるとの自らの理解が、吾妻光俊（現代法律学全書『労働法』〔青林書院・1957〕）や石崎政一郎（『労働法の特徴と自主性』田中耕太郎先生還暦記念『商法の基本問題』〔有斐閣・1952〕463頁）のみならず、フランスのデュランPaul Durand（Id. et J. Jausaud, *Traité du droit de travail*, tome I [Daloz, 1947] pp.113-114.）と同じ理解にたつものであるとしている。

137) 以下に引用する石井の主張は、本書（『法律学全集・総論』）より、むしろ『講話』12－37頁での説明の方がわかりやすい。

用者の有する生産手段と労働者の労働力との結合が労働契約を通じて実現するという基本方式を前提としており、労働法は資本制生産方式を前提とする(121頁)。石井は上記のことを『講話』では、労働法が「資本主義社会のなかで労働者そのものの生活秩序に関する法規だ」と説明している。「労働者そのものの生活秩序」とは、いったい何か。それは「労働の意思と能力とをもっている人が、その労働者として生活する側面のこと」であるとのべている(16頁)。「労働者として生活する」とはこのあとのべるように、誰か——今日では、法人形態をとるのが一般化している——に雇用されて働き、その反対給付としての賃金の支払を受けるという、各種の労働法規が示す労働者概念に関する規定という内容をいうのであろう。

なおプロ・レイバー労働法学の場合も、労働法学が資本制社会におけるそれであると位置付けている。この点について、石井との認識の相違はないといってもよからう¹³⁸⁾。

②「労働法は労働者の生活関係に関する法である」

労働法は社会類型として労働者という人格と、これに対応する使用者という人格を捉えて、労働法上的人格主体としている。フランス革命を典型とした市民革命により実現した19世紀の市民法秩序が人をして形式的な自由と平等をもって捉えたのに対し、20世紀の労働法は個々人の社会的・経済的な差別、強弱を明らかにし、「労働者と使用者といったような社会経済的な実力の相違をもつ具体的な社会的人間に置き換えたのが労働法である」(123頁)。

138) ただし労働者・労働組合が資本主義法制のもとで社会主義社会の実現を目指して活動を展開することがただちに違法であるとはいえないであろう。ただし浅井清信『労働法学』(評論社・1948)15-16頁がつぎのようにのべていたのは、極端な例であったかもしれないが、それでも日本法が資本制社会の法であることを前提としていると思われる(下線は引用者)。

「資本家社会の内部におこつた動揺はプロレタリアー革命の胎動である。だから、労働立法はプロレタリアー革命の胎動にねざす法律現象であり、労働法学はこの胎動に刺激をあたえ、労働立法の発展を促進し、プロレタリアー革命を成育さすべき使命をもつ」。

労働法が労働者の展開する生活に関する法であると概念規定するにあたり、労働者概念は『自己の労働力の処分を他人、即ち使用者に委ねること』であると解することは、経済(学)的に考察すれば、労働者は商品たる労働力の担い手として現われる。ただし経済学的・客観的に考察すれば、「商品性を有する労働力がそのものから分離しえないということ、即ちそれが人間労働である」というところに、労働者の生活に関する法規範としての労働法を生む契機と悩みとが内包されている」(126頁)。このような理解は、すでに検討したように、労働協約や就業規則の法的把握のあり方に際し示されていた。ただしそれ自体、既述のようにプロ・レイバー労働法学とさほど異なる認識であるようには思われない¹³⁹⁾し、またこれは戦前来、わが国労働法学のなかで一般的に広く承認されてきたことであった。

③「労働法は、労働者が労働者としての生存を確保しうるようにすることを目的とする法である」。

「資本制法秩序における社会化された定型としての労働者たる人格概念を定立する労働法は、当然に労働者が労働者として生存を確保しうること、即ち『労働人格の完成』をなしうるようにすることを目的とする。……ここに、労働人格の完成とは、本質的には労働者が労働者として、その『労働の再生産』を確保しうることであり、また、それは労働者が単なる動物的な存在としてではなく、完全な人間的な存在として生活しうるようにすることである」(130頁)¹⁴⁰⁾。石井は、このようにのべる。労働法について人格の完成を主張するのは、孫田秀春(1886～1976)以来かもしれない¹⁴¹⁾。その場合、労働者人格の担い手が自

139) この点については、たとえば片岡昇「労働法における人間」季刊労働法48号(1963)のちに同『労働法の基礎理論』(日本評論社・1974)1-36頁を参照。

140) 石井・前掲『講話』20-21頁では、資本主義社会が使用者という立場に対する労働者という社会的存在を承認している以上、その生存を保障しないとき、資本主義社会自身に対する批判を受け入れざるをえないのではないかとべている。

141) 前掲・拙著405頁以下を参照。ただし石井・同前『講話』21頁は、労働人格の完成とは、「よくいわれる言葉で」いえば、それは「労働の再生産性」の確保であるとしている。そのような意味からすると、石井のいう「労働人格の完成」は、孫田の

然人であるのに対し、それに対応する使用者人格を具現しているものの多くが既述のように、今日一般的には、法人形態をとっていることをいかに理解するのであろうか。使用者人格は「労働者人格の完成」とは、なんら関係ないのであろうか。また石井が労働者の生存確保を私的所有権の社会主義的否定としてではなく、資本制法秩序のもとに調和的に実現せんとするのが労働法の理念である（同前所）とか、労働法が労働力を、物的資源に対する人的資源として、保護対策を講じる戦時体制とは、異なる理念とすると摘示している（『講話』26頁）のは、資本主義諸国に対抗する社会主義を国家存立の基本原理とする国が世界地図の半分近く覆うほどに歴然と存在していたり、戦時期の記憶がいまだ鮮明であったのであろう1957（昭和32）年という時代を反映するものであったように思われる。

3) 労働法の「特異性」とは何か

そして石井は『法律学全集・総論』第三節で当初設定した、もう一方の「労働法の特異性」について、言及している。

まず石井は、労働法が労働者の生存を確保するために配分的正義の実現を志向するけれども、資本制社会における「経済的には商品性を免れがたい人間労働の特質」——労働力の処分を使用者に委ね、他の通常商品とは異なり、売り控えによる需給関係を調整する余地がないこと——から、二つのことが導かれると指摘する。すなわち一つは、労働力の処分を他人（使用者）に委ねることが、使用者の指揮命令（反面から見れば、労働者の服従関係）を生ぜしめることから、事実上全人格的な上位・下位の観念をとめないがちであるということである¹⁴²⁾。もう一つは、労働力の処分には最大の能率発揮から最低のそれまで、多様な段階があり、それは使用者が支配しえない労働者の意思にかかる問題であると指摘する。それは労働の商品性を承認するとしても、使用者に完全に売

それ——労働者の経営参加・労使共同決定の実現を希求するが、倫理的・宗教的意味合いを含む——（拙著・前掲書408-411頁を参照）とは大分違うものであるように思われる。

142) 石井・前掲『講話』44-45頁も併せて参照。

り渡されることではないことを示している(130-140頁)と説明する。つぎに労働法は労働者の生存確保を図らんとするものであることから、「平均的正義と配分的正義とが交錯し、且つその調和的解決を要する法の分野である」という特異性があると指摘している。それは「私法と公法との交錯ないし混合の状態」として現象する(143頁)。石井はその背後に「労働の商品性」の「宿命」を想定している。それは市民法が想定する取引——運輸事業を例としてあげているが、その理由は不明——とは異なり、労働法の世界では「立場の互換性」がないということである(『講話』44-46頁)。第三に、労働者の生存を確保するための法的規整の中心をなすのは、労働者団結の承認である。それは市民法の個別的な労使の形式的平等の代わりに、「使用者と労働者の団体との実質的平等を置き換え、その公正な交渉(fair bargaining)のうちに労使関係の自主的な解決を期待し、且つそれを理想とする」(144-145頁)。それは労働法のうちの国家立法の役割の限定性と、労使の団体交渉を通じた「自主的且つ具体的に、それぞれの労使関係を合理的に規整する方式」、すなわち「労使の自主的立法ともいうべき、労働協約の必要性と重要性」とか理解されることになる(146頁)。すなわち石井は「労働関係の本質は、労使の自主的な団体交渉による自主的な解決」にあるとする。ただしそれは理想であり、現実には直ちに実現できないがゆえに国家(法)あるいは労働委員会という「後盾」が必要なのだとしている(『講話』40頁)。

このように労働法は、強行法的規準の定立と形式的な自由と平等を基調とする市民法的な在り方を修正する一方で、国家法による(?)労働組合の承認による集団的な労働関係において市民法を修正する。その際に石井は、それによる資本制法秩序を否定するものではないと注意を喚起している。むしろ労働法は『資本主義の賢明が生んだ子』であるとのべている(148頁)¹⁴³⁾。このような

143) 石井『法律学全集・総論』151-152頁(注10)は、戦時中、統制経済法の「氾濫の現象」に直面して、「民法典への訣別」「商法典への袂別」といわれた——この点については、前掲・拙著341-343頁で言及したことがある——が、戦後は、労働法の急激な発達なかで「市民法への袂別」がいられていることに注意を喚起している。すなわち労働法が市民法に換わるべき新たな法世界を構成することなどありえない

労働組合による使用者側との団体交渉を通じて、労働条件・待遇の向上実現を図ることを労使関係のあり方として構想することそれ自体は、当時は一般的な捉え方であったといえよう。

ついで石井は「必ずしも労働法にのみ特有な特異性ではなく、他の法領域においても多かれ少なかれみられる特異性」を「労働法の第二次的特異性」として、つぎのような議論を展開している。すなわち、ここでは① 慣習的起源の傾向、② 統一的傾向——石井は具体的には、国際労働条約を念頭においている——、そして③ 進歩的傾向の三つを指摘している。ここでは、①を取り上げる。石井によれば、労働法は本来、現実の労使関係のなかで労使双方の規範意識に支えられ、かつ納得されたものとして生まれたものである。ところが日本の場合、労働法は『上から与えられたもの』として『官僚立法の先行』が戦前・戦後を問わずに見られたという特徴があると指摘している¹⁴⁴⁾。ただしこのようにいいながらも、石井は労働法規が先行し、労使慣行があとから発達するという「変態的な姿」であっても、その合理的な発達により法の欠陥を補完し、さらには新たな労働法規の形成の基盤をつくっていくことへの期待が表明されている(153-155頁)¹⁴⁵⁾。

第四節で各種の実定労働法規の内容を諸外国の立法例を紹介したあと、石井は第五節で、労働法と「経済法」「社会法」との関係について言及している。まず、前者について、とりあげる。労働法をいかに捉えるべきかとの問題に関連して、経済法との関係理解については、戦前わが国では、とくにドイツ法の議論を参考にしながら議論されてきた¹⁴⁶⁾。石井は本書『労働法総論』のなかで、

ということを書いたかったのかもしれない。

144) 同前書155頁(注2)は、わが国では『法は依らしむべく、知らしむべからず』という官尊民卑の考え方と結び付きやすい傾向にあり、それは労使双方ともに『法万能の思想』や行政解釈に盲従しやすいという態度に表われているとのべている。

145) 『講話』63-64頁は、従来の慣行的事実に対して、争議代替行為として実施される「定時退庁」「遵法闘争」は権利行使であって、争議行為ではないとの主張は、形式的であると批判している。

146) 盧溝橋事変(1937〔昭和12〕年)を契機とする日中戦争勃発の翌年の春、国家総

経済法理解について1950年代後半にいたる当時、その概念理解については定説がなく、また経済法という独立の法領域を認め得るかどうかそれ自体、問題の余地があるとして、否定的であったことが注目される¹⁴⁷⁾。戦前来、経済法とは国家法や行政権力の経済に対する積極的な指導・介入によって特徴付けられ、公法・私法の伝統的対立を超越する独自の領域たらんと企図したものであった。石井はそのような側面において労働法と同様の傾向があったのではないかと指摘する。しかし石井は、そのような傾向のみに着目するのは「程度の問題」であり、「労働法に内在する特異性を無視して……漠然と経済法という広く且つ稀薄な概念のもとに労働法を統合することは、それぞれの法の分野についての自主性に関する科学探究を放棄している態度」であるときびしく斥けている(223-224頁)¹⁴⁸⁾。また石井は労働法を広く社会法のなかに含ませることにも、否定的である。すなわち社会的・経済的に力のある者と然らざる者とを区別し

動員法が制定・施行されて以降、幾多の経済統制立法が制定されるなかで、労働保護立法は統制経済法に吸収されてしまったことを想起すべきであろう。詳しくは、前掲・拙著185頁以下を参照。

147) わが国の経済法理解は、第一次世界大戦後のドイツの議論を紹介する形で始まった。今日、それは競争法=独占禁止法を中心に理解されているが、アジア太平洋戦争中ないし敗戦後の占領期には、経済統制法令を念頭において議論された——統制経済法というのか、それとも経済統制法と呼ぶのかにより、その意味を異にするのかそうではないのかも論じられた——ことの意義については、小石川裕介「戦時・占領期における『経済法』と法学」伊藤・前掲『経済法の歴史』121頁以下を参照。同前稿126-135頁によれば、戦時期、各種の統制法規の「解説」に従事しながらも、田中二郎をはじめ、東京帝大法学部の関係者たちは、経済法という独自の法領域を積極的に位置づけることはしなかったという。それは1939(昭和14)年4月、学内に「経済法研究所」を設け、同年11月には「日本経済法学会」を創立した際には、その中心メンバーであったまいたにりゅうぞう米谷隆三(1899~1958)とときわとした常盤敏太(1899~1978)——両人は、ともに戦後教職追放となった——のいた東京商大(ただし商法を担当し、同じく経済法への関心を示していた東京帝大出身の田中誠二〔1897~1994〕は不参加)とは対照的であったとのべている。

148) 石井は、そのような理解は労働者を人的資源として社会政策の対象とするのと同じく、労働法の本質を見失わせるものだとしている(225頁)。

て実質的かつ配分的正義の実現を図るべき法制度一般から、労働法を他の社会政策立法と並列させることはできても、他人に使用され、労働力を他人の処分に委ねる労働者の労働生活を規整対象とするとの石井の労働法理解からすれば、労働法と他の社会政策的立法とのあいだには「大きな逕庭」がある。このことを無視して労働法をほかの社会政策立法と併せて社会法に含ませることは、若干共通の傾向を表象する『標語的意味』以上の法的意義はない(226-227頁)としている¹⁴⁹⁾。

(3) 労働法の解釈のあり方

第六節「労働法の法源」については、その検討を略して¹⁵⁰⁾、第七節「労働法の解釈・適用」について言及しておく。石井は法解釈について「客観的な法についての単なる客観的な認識作用ではなく、法の形で示された価値の体系を理論的且つ実践的に形成し発展させる〔主体的な〕理論且つ実践的な意欲作用である」(253-254頁)として、つぎのように続ける(254頁)。

「法を解釈する者の価値観(社会観)によって異った解釈が生れてくることは避けがたいが、解釈に当っては、それぞれの法の特有な概念と論理の「約束」とがあること、及び、その解釈が現実の社会的実体に適合し、且つ法の適用のもとにおかれる人々の健全な常識(合理的な規範意識)において納得せられうるようなものとして、統一的な価値の体系を形成し発展せしめるものでなければならぬという制約がある」。

このような一般的な法解釈における意義と特徴の指摘それ自体について、とくに異論をさしはさむ余地はないように思われる。しかし石井があえて、このように主張したことの背景には、つぎのような事情があったと思われる。すな

149) 石井は、労災補償保険法や失業保険法・健康保険法などを社会保障関係法規として統合して、社会保障法という独自の法領域を設けることについても、消極的である(229-231頁)のは、今日から見れば、隔世の感があるとでもいうべきであろうか。

150) 同所では、制定法と労働慣習法のほかに、「労働自主法規」として(1)組合規約(2)労働協約および(3)就業規則について言及しているが、後二者の記述は、本稿ですでにこれらに関連して、言及している。

勝ち敗戦から間もない時期、いわゆる法社会学論争(1948〔昭和23〕-1950〔昭和25〕年)¹⁵¹⁾に際し、マルクス主義法学の立場から、法を階級闘争の一環として位置付けた議論がなされた。同じころ、同論争の主要当事者の一人である杉之原舜一(1897~1992)¹⁵²⁾により石井を含む、日本国憲法が新たに設けた労働

151) 戦後法律学に係わる三大論争の一つである法社会学論争について、当時発表された主要文献を収録した藤田勇・江守五夫〔編〕『文献研究・日本の法社会学：法社会学論争』(日本評論社・1969)と法学文献選集2/潮見俊隆〔編〕『法社会学』(学陽書房・1973)が基本文献であろう。また長谷川正安『法学論争史』(学陽書房・1978)7-80頁は、その概要を知るのに有用である。そして清水征樹「『法社会学論争』について」同志社法学39巻1・2号(1987)201-224頁は、同論争の今日的意義について検討している。

152) 杉之原は1925(大正14)年に京都帝大法学部を卒業して東京帝大大学院に進学した1年後、当時九州帝大法学部長を兼任していた美濃部達吉の斡旋により民法担当として同大学に赴任した。しかし九大内訌事件——木村亀二(当時は法理学担当)排斥騒動に遭遇・関与し、いわば喧嘩両成敗として対立派閥双方3名ずつ計6名(一方は木村・山之内一郎〔当時は憲法〕・杉之原で、他方は風早八十二〔当時は刑法〕・東秀彦〔商法〕・滝川政次郎〔法制史〕)のうちの一人として1927年11月に休職処分が付された(これについては、前掲・拙著102頁〔注〕23およびそこで引用している文献を参照)。その後、同期間満了により九州帝大解職となり、末弘巖太郎のもとで研究に従事しながら、いくつかの私立大学で民法を講じた。その間、マルクス主義を本格的に学び、1931(昭和6)年、いわゆる“非常時”共産党に入党し、家屋資金部でシンパからのカンパ等資金集め活動に従事したが、翌1932(昭和7)年8月はじめ、「スパイM〔松村昇〕」こと本名：飯塚^{いづかみつのぶ}盈延)——小林峻一・鈴木隆一『スパイM：謀略の極限を生きた男』(文春文庫・1994)参照——の手引きにより逮捕された。1934(昭和9)年一審判決(懲役三年、未決通算200日)、1935年1月に控訴棄却となり下獄し、1937年仮出所した。その後1940(昭和15)年には満鉄(南満州鉄道株式会社)の嘱託として中国に赴任した。なお、その間、『不動産登記法』(日本評論社・1938)および『判例親族法の研究』(同・1940)を刊行している。満鉄では、戦前日本のシンクタンクとして著名な同調査部で、戦後もその業績を高く評価されている・東亜研究所——1938(昭和13)年9月、近衛文麿を総裁として企画院の外郭団体として創設——との共同事業における華北(河北省・山東省)慣行調査の責任者として、調査活動に従事した(ただし同調査は、1944年、戦況の悪化のために中止となった。

権規定(27条1項)理解に対する批判がなされた。同人は、戦前、治安維持法違反により、逮捕・起訴され転向を余儀なくされたが、戦後、日本共産党に再度入党(1949年1月)して間もなくのころ、「労働権」と題する論稿を法哲学四季報4号(1949・10)42-55頁に発表した。そのなかで杉之原は、石井の前掲『労働権』のほか、我妻・前掲「基本的人権」、石川・前掲「労働権」、吾妻光俊『労働法の基本問題』(有斐閣・1948)に加えて浅井清信『労働法学』(評論社・1948)を祖上に載せて、各論者がいう労働権(憲法27条1項)理解に対し、マルクス主義法学の「立場」から批判し、結論的に、労働者階級の完全雇用を求める労働権の要求は、資本主義的憲法のなかに「骨まで溶解されてしまい……プロレタリアートの革命的な力をおさえ、まひさせるための予防注射……としての労働権へ〔と〕変質」し、それは「見せかけ……の資本主義原理の立場にたつブルジョア法理論による合理化」である(54頁)と主張していた¹⁵³⁾。すなわち、杉之原は法の階級性暴露こそ、法学者の任務であると主張していた。また石井は本稿冒頭でも言及したように、戦後労働法学の当初からいわれてきた、労働法規の解釈・適用に際し、それがいわゆるプロ・レーバー(親労働者)とプロ・キャピタル(親使用者)のいずれに属するものかをことさらに重視するかのごとき応接に対し、反発ないし違和感を抱いていた。石井が法解釈のあり方としてのべているのは、当時の杉原の主張に対する応答であったと考えることができるのではなかろうか。石井は具体的には実際の労働法解釈に際し、重要なこととして、つぎのような三点をあげている。

① 石井自らいう「労働法の自主性と特異性」を把握するとともに、労働

その一部が『中国農村慣行調査資料』全6巻〔岩波書店・1952-1958〕として公刊された)。なお同人の小さな自伝(回顧録)として『波瀾萬丈：一弁護士の回想』(日本評論社・1991)がある。また同人の旧蔵書は、札幌商科大学図書館に収蔵されている(同『杉之原舜一先生寄贈蔵書目録』[1983])。

153) このような杉之原の批判に対する浅井の応答については、拙稿・前掲「浅井清信」31-33頁を参照。なお杉之原は自らの・戦後の居丈高な発言と戦時期の応接とをどのように理解していたのか。私はこの点について、何も説明していないことへの違和感をぬぐい切れないでいる。

法も、市民法体系その他の法体系と共に、資本制法秩序の一環として「調和的に織り込まれている」ことを理解する。

- ② 労働法は「労使の実質的平等の実現を期待しつつ、労働者の生存の確保を図らん」とし、「実質的な配分的正義の実現を目的とする」ことから、解釈に際し、労使関係の社会的実体を知るべきである。この意味で「社会学的考察方法」が重要である。
- ③ 労働法解釈は、現実の社会実体に適合し、かつ適用されるべき「労使の健全な常識」＝合理的規範意識により、納得されるものでなければならない。

これらのうち、①はわが国労働法が資本制社会のもとにあるそれであり、社会主義法ではないことを強調しているのであろう。つぎに②のような提言それ自体に、異論はなかろう。そこでは、戦前来の末弘の「生きた法」の発見の主張に関する一定の共感が示されているようにも思える。そして①と②から導かれるのが、結論としての③なのであろう。しかし現実には、それがもっとも困難なことなのかもしれない。抽象化すれば、労働法解釈も、法解釈一般レベルでいう「現実の社会実体に適合し、かつ……合理的規範意識により、納得される」べきものであろう。しかし、この点に関する具体的な法適用に関する理解が現実には異なるものとして現われ、二つの異なる流派の相違として認識されるのであろう。

(4) 労働基本権の理解のあり方

『法律学全集・総論』第三章は、第一節「総説」／第二節「労働権」／第三節「団結権・団体交渉権及び争議権」の三節からなっている。ここでは、「生存権の基本権」(我妻栄)や「経済的基本権」(石井照久)といわれる憲法27条および28条に規定される労働基本権について、とりあげている。なお石井は先にのべたように、『労働法総論』刊行の2年後に、講演録を基にした啓蒙ないし入門書として『講座・総論』を著わした。同前書の第三章「労働権」および第四章「労働三権」は、法律学全集『労働法総論』の第三章に対応するものであった。またそこでの記述内容は、より具体的なものとなっていた。ただし『法

律学全集・総論』第二節でのべられている労働権は内容的に、石井が戦後初期のころに論じ、本稿でもすでに言及したことと重複している¹⁵⁴⁾。これに対し同前『総論』の労働基本権に関する第三節は、従来の所説をより詳細に論じ、また新たな議論の展開がみられる。同節は、一 緒説／二 労働三権の保障／三 労働三権の法的性質／四 労働三権の内容／五 労働三権の制限という五つの部分から成っている¹⁵⁵⁾。そこで、ここでは第三節の労働基本権理解について、

154) 第二節「労働権」は、つぎのような構成となっている。一 緒説／二 労働権思想の発達／三 労働権立法の動向／四 各国憲法における労働権の保障／五 労働権の概念／六 憲法における勤労の権利の保障／七 勤労の権利と勤労の義務との関係という七つからなっている。一方『講座・総論』第三章(61-86頁)の目次構成は、つぎのようなものである。

第一節 生存権

第二節 労働権

一 労働権とは何か／二 完全な労働権／三 限定的労働権

第三節 わが国憲法の労働権

一 限定的な労働権を思想的根底とした政策制限／二 労働権と憲法の他の規定との調和／三 労働についての新しい秩序の成立／四 労働権は国と労働者との関係である／五 労働権・経営権ということ

第四節 労働の義務

155) 石井・同前『講座・総論』では、労働基本権について、第四章「労働三権」として同書の約3分の1の紙幅をあてて説明しており、それが同書の特徴となっている。

第一節 労働三権保障に意義

一 労使の実質的平等の実現を目的とする／二 憲法上保障されている意義／三 労働三権の保障は団体交渉を基礎としている

第二節 労働三権の法律的意義

一 労働三権は対使用者との関係で保障されている／二 労働三権の侵害は憲法違反になるということ／三 民事、刑事の免責も憲法の労働三権の保障から出ている

第三節 労働三権は制限出来るか

まえがき／一 制限できないとする考え／二 公共の福祉によって制限できるとする考え／三 国民全体の利益の立場から制限できる／四 注意すべき公共の福祉と公共の便宜とのすり代え

検討することしよう。石井は三と四で労働三権の法的性質や内容について述べているが、その前に二で、労働三権について「いずれも労働者の生存確保のための手段……としての性格のものであって、それ自体目的たるものではない」として、その手段性を強調している。そしてさらに、これらの基本権相互の関係についても「その相互の間に目的と手段との関係がある」として、つぎのように続けている(310頁、下線は引用者)。

「生産手段の私有が肯定され、生産手段と労働との結合が使用者と労働者との労働契約を媒介して実現さるべく予定され、本来的には労働契約の場を通して労働者の生活条件が向上さるべきものとして、労使の実質的平等を団体交渉の形で確保せんとするのが資本制国家における労働三権保障の基本的精神とみるべきだからである。即ち団結とか団体行動(争議行為)とかいうことも、団体交渉における労使の対等を実現し、或は団体交渉を有利に導くための手段として認められるものであって、団体交渉ということと離れて観念的に保障されたものではなく、この意味では団結及び団体行動はそれ自体目的ではない。……ただし、団体交渉は、もとより争議権の行使も、結局は団結ということを前提としないでは実現しえないという意味では、団結権は、労働組合の組織を形成するという過程における基本権として最も根源的なものである」。

石井は『労働法総論』を刊行する1年前(1950〔昭和25〕年11月)に、既述のように今日、『旧労働法講座』ないし『旧講座』と呼ばれる労働法講座¹⁵⁶⁾第

第四節 労働三権制限の問題点

- 一 スト規正法の問題点／二 スト規正法の成立の経緯と問題点／三 警察・消防・保安庁職員の問題点／四 公務員、三公社五現業の問題点／五 とくに国鉄会社の問題点

第五節 労働三権の相関性

- 一 政治ストは違法ということ／二 争議行為は歴史的所産という反論について／三 争議行為緊急避難説について

156) 同講座は、1950(昭和25)年11月に私法学会から独立して設立された労働法学会が6年後の7月以降、「日本労働法学会の、労働法学発展のためにする……共同事業」

1巻『総論』(有斐閣・1956)に「団結権」を発表している。そのなかで、石井はユニオン・ショップ法制などの組織強制について論じる前段として、憲法28条が保障する「団結権及び争議権は団体交渉ということを離れて観念的に保障されたものではなく、その中心は『団体交渉』に在る」(153頁)とのべていた。その理由を説明する文章が、上に引用した部分とほぼ同じ文章であった。しかし同前「団結権」稿に対し『労働法総論』では、下線を付した部分が加筆されている。わずかな違いであるが、この部分があるとないとでは、その意味することも大分とちがうように思われる。途中の省略部分をはさんで、同じく下線を付した記述箇所により、団結権が「基本権として根源的なものである」と記述されている、これは、わずかに1年しかちがわなくとも、石井のなかで大きな軌道修正がなされたとも解することができる。しかし『総論』の2年後の公刊された『講座・総論』の該当箇所を見たとき、そこでは「労働三権の保障は団体交渉権を基礎としている」との表題のもと、つぎのように団交権の意義を強調している(92-93頁)。石井の見解には、やはり何らの変化もなかったと理解すべきなのかもしれない。

「結局、資本主義社会における憲法というものは、労使の不平等にうちかつために労働者に団結権を認め、団結の力を通して、使用者との交渉で良い労働条件を得て行くということを目的とするのであるから、争議行為というものは結局団交に迫力をつけるものである。団結するということも、ただ団結するのではなく、使用者に対して良い労働条件を主張出来るように強くしてゆくことであって、こういう三つの権利が相互的関連に立っているものであり、基礎は何といても団体交渉ではないかと考える。要するに団体交渉をして良い条件を得てゆくことが基礎なのである。そのためにこそ団結も強化されねばならず、ある場合には争議権を行使しなければならぬのであり、まあ行使してもよいとなっていると思う」。

団体交渉を労使関係法の^{キー・ストーン}要石と位置付けるのが石井の集团的労使関係法

(第1巻総論「はしがき」1-2頁)として、刊行されたものである(全6巻7分冊)。同稿は後年、石井・前掲『労働基本権』147頁以下に収録された。

理解の特徴であろう。当初端的に政治スト違法論に示された団体交渉権中心論は、集团的労使関係法の基本となすにまで、拡張・深化させたというべきであろうか。そして上に引用したように、団結権も争議権も、いずれも団体交渉制度という目的を実現させるための手段と位置付けられている¹⁵⁷⁾。しかし歴史的にみたととき何よりも、資本制社会の労使関係において、初めに団体交渉ありきではなかったことを想起すべきではなからうか。石井がいうのとは異なり、労使の個別の「労働契約の場」では、「労働者の生活条件が向上」することは実現されなかった。そこで労働者らは仲間と語り、労働組合を結成し、組合員相互の共済活動を行なう一方、使用者に対し、賃金等の労働条件・待遇内容の実現を要求し、それが受諾されないとき、労働者が自ら使用者と締結していた契約に反して労務提供を集团的に拒否して、自らの要求や主張の実現を図った。しかし、それが市民法上、自由な経済取引を妨害するがゆえに、団結することそれ自体が犯罪行為とされ、またその刑事免責が承認されたのちも、労働者はストラキに参加したが故に解雇され、労働組合に対しては、使用者により損害賠償の請求などがなされた。にもかかわらず、このような近代市民法に刑事および民事法上の責任追及をしても、その存在を抹消させることができないと国家法レベルで認識されたとき、労使間の集团的な取引が制度として実現され、また団結の主体たる労働組合が社会的当事者として法認されて、初めて社会制度として定着していった。すなわち石井が労使対等の実現に資するべきものと

157) このように憲法28条および労働組合法の存在意義について『円滑な団体交渉の実現』にあるとし、団結権、団体行動権(争議権)のいずれも、これを実現させるためのものであるとして団交権を中心に捉える発想・理解は石川・前掲『労働組合法』11頁以下(併せて同「執筆を終えて」法律学全集No.60〔1978・10〕1頁も参照)により、踏襲されている。ただし、そこでは、戦後初期のころから団交中心論に寄せられた批判的な学説への言及は一切ない。それは何故なのか。それらは一顧だに値しないとでも考えていたのであろうか。しかしこのような、いわば「学說的批判に対して対話を拒否し、これを無視つづける」(佐藤昭夫「政治スト・同情スト・連帯ストと労働基本権」季刊労働法100号〔1976〕154頁)ことがはたして、学問的に適切かつ誠実な対応なのか、はなはだ疑問に思うところである。

して強調する団体交渉とは労働者団結の存在とその国家的=法的承認なしには成立しようがないのである。石井はそれでも、やはり団体交渉を労働基本権の中心にして理解している。石井は団結権や団体行動権(争議権)の手段性を強調している。このこと自体、かつては異論を唱える者はいなかった¹⁵⁸⁾。しかし翻って考えれば、石井のいう団体交渉それ自体すらも労働条件の維持・改善の実現のためになされるという、目的ではなく手段そのものであることに、何ら変わりはないのではないか。さらにいえば、労働基本権にかぎらず、基本的人権は広く、それ自体価値があるものではなく、何らかの目的を実現するための手段ではないのか。「団体交渉をして良い条件を得てゆくことが基礎」であるとして自己目的化するのではなく、それも含めて、あくまでも手段というべきなのであろう。しかし、そのような行動を労働者の生活利益の実現のための行動を、基本的人権として承認していることに意義があるのではなからうか¹⁵⁹⁾。

石井は、つづく**五**で労働三権の制限に関連して、公務員に対する団交権なき団結権を承認することや、現業公務員や公共企業体職員の争議権の制限については、結論的に「その業務の性格や内容から、国民全体の利益(生存の確保)を図らねばならぬということから、その国の労働関係の実態に応じて、具体的に判断して決定さるべきことであり、その限りで、労働三権の制限は、いわば『政策』の問題であ」(347頁)ということにとどまっていた¹⁶⁰⁾。すなわち石井にとつ

158) 団交中心論への反対学説の典型である野村平爾においても、労働基本権を手段的な権利であると理解していた。

159) 横井芳弘『労働と人権』考察の視角——労働法学の立場から(法学セミナー増刊・総合特集シリーズ6『労働と人権』(日本評論社・1976)のちに同『著作選集』第1巻(信山社・2021)53頁以下に収録、とくに57頁。ストライキを団交の補完物と捉えることについては、同前「政府独占のストライキ思想」[下]月刊労働組合136号(1978)71-73頁(同『著作選集』第2巻308-309頁)が「形式論理的にはいちおうの説得力をもっているものであるだけに、またやっかいなシロモノでもある」としながらも、「すこしつこんで考えてみると、こうした考え方は浅薄な、おかしなものである」と、きびしく批判している。

160) なお石井は『講座・総論』104-106頁で、「公共の福祉」を根拠とする労働基本の制限について、公共の「便宜」に置き換えられてしまうとして反対しながらも、

て、労働基本権を労働者の基本的人権と捉える発想は乏しかったということであろう。

(5) 西谷敏の石井照久評価——小括にかえて

以上紹介・検討した石井の労働法学の方法について、西谷敏が近時発表した論稿「市民法と社会法」¹⁶¹⁾で「労働法独自性論と市民法的労働法論との折衷説」(570-571頁)であるとの理解を示している。ここで、このことに言及しておきたい¹⁶²⁾。すなわち同人は戦後日本の「社会法論は、社会法の独自性の存在を根拠づけるに急なあまり、市民法の抽象性・虚偽性の側面のみを強調し、その変革的側面を無視ないし軽視する傾向があった」(553頁)との観点から、戦後わが国の労働法学について、沼田稲次郎(1914~1997)を念頭においたと思われる「従属性、生存権、集団主義を三本柱とする」「労働法独自性論」と、これとは対極に位置するものとして「強く市民法に傾斜した労働法理論」——具

具体的な利益調整を試みることなく、一般的かつ抽象的な「国民全体の生存確保、国民生活の安全という見地からは、当然制限される」としていた。また石井・前掲「団結権」198頁では、労働者の労働基本権について、労働が生存確保のための唯一の手段である「大衆労働者」にとって「ほとんど欠くことのできない『基本的手段』であるから、軽々に制限すべきではないとしながらも、「労働者の生存の確保は労働者をも含めた国民全体の生存の確保の要請のうち調和的に実現を見るべきものであり、そのこととの関連から必要な制約をうけることを当然に予定している」とのべていた。こうして結局は、石井は「公共の福祉」(憲法13条)および「公務員は全体の奉仕者」(憲法15条)を理由に政令201号は憲法28条に違反しないとして、官公労働者の労働基本権制限を肯定した国鉄弘前機関区事件(最大判昭和28・4・8)や公共企業体の「国民経済と公共の福祉に対する重要性」をあげて公労法17条の合憲性を肯定した国鉄三鷹電車区事件(最大判昭和30・6・22)を追認するということがならざるをえなかったのではなかろうか。

161) 水林彪・吉田克己〔編〕『市民社会と市民法：civilの思想と制度』（日本評論社・2018）551頁以下に収録。

162) この点については、すでに拙稿「巻頭言／プロレイバー労働法学の意義を考える——西谷敏から示唆を受けて」労働法律旬報1982号（2021）4-5頁で言及したことがある。

的には、吾妻光俊(1903~1973)、三宅正男(1918~2005)および磯田進(1915~2002)——をあげたうえで、石井を上記二つの学説の中間に位置する「折衷説」であるとして、つぎのようにのべている(571頁)ことが注目される。

それは「要するに、労働法は実質的対等や生存権理念の立場から従来の市民法を修正するものであるが、その『修正』は社会全体の利益との調和という観点からの制約であり、また法解釈の方法としては、『市民法の理論を通して、その上に出る』という態度を取るべきだとする」。

ついで西谷は、石井がこのような「立場」から、「問題ごとにまた時代の変化に応じて、市民法的原則と労働法的修正の使い分けを可能にする」との「柔軟性」をもっていた(同前頁)と評価している。はたして、それは具体的には、いかなる場合に、どのように示されたのであろうか。石井の場合も既述のように、労働者が自らの労働力の処分を使用者に委ね、他の通常商品とは異なり、売り控えによる需給関係を調整する余地がなく、その処分を他人(使用者)に委ねる＝使用者の指揮命令——反面から見れば、労働者の服従関係——を生ぜしめると理解していた。しかし、それは、社会的事実としての認識であり、先に見たように、法的に労働の従属性を承認することを拒否している。また法解釈のあり方として、石井は労使関係の実態を知ることを重視し、法社会的な理解を基礎とすべきあるとした。しかし、それは労働法学にかぎらず、戦後日本の法学全体の共通認識でもあった。石井の労働法学の特徴は、労働基本権保障の意義について団体交渉を通じた集団的取引の実現にかぎって、団結権も、団体行動権(争議権)も団交権に従属・収れんさせて、労働法の適用対象を狭く企業内労使関係——本来のあり方として、企業の枠組みを超えた集団的労働関係を想定していたかどうかは不明——に関わる問題に限定し、そこでの労働条件に関する集団取引範疇からはみ出るものすべてを不法として排除していったことにあると理解すべきではなかろうか¹⁶³⁾。

163) この点に関連して、西谷は同「日本労働法の形成・発展過程における外国法の影響——古いヨーロッパ、新しいアメリカ?——」法科大学院論集(近畿大学)5号(2009)のなかで、石井に代表される労働法学が一方で同人が参加したドイツ労働法研究会〔訳〕A.フーク&H.C.ニッパダーダイ『労働法講義』第二巻第1分冊(有斐閣・1959)

四 1960年代以降の理論的営為と社会活動

二つの『労働法総論』を刊行することを通じて、その基本的な労働法理解を明らかにした石井は、これ以降、個別・具体的な課題をについて、いったいどのような議論をしていったのであろうか。同書刊行以降の石井の理論的営為と対社会的な活動について知ろうと思い、先述したように複数刊行された『石井追悼論集』に付された「年譜」と「著作ないし業績目録」を、年を追いながら眺めたとき、概説書や編著等の発行はあっても、論文の発表機会は『労働法総論』前とくらべたとき、しだいに少なくなっていったことに気付く。一方、『法律学全集・総論』刊行の翌年2月に中央労働委員会委員となったが、1961（昭和36）年12月に退任した¹⁶⁴。しかし5年後（1966〔昭和41〕年7月）には、再

という邦訳書刊行を背景事情として重視して、「ジンツハイマーよりも概念法学に傾斜したドイツ労働法学の影響を強く受けていた」（17頁）とする一方、その団交中心論による労働基本権理解に関するアメリカ労働法の影響について、「アメリカの発想を相当程度修正したものである」として、つぎのようにのべていた。すなわちアメリカにおける労使関係観は元来、労使のあいだの利害対立という認識から出発し、団体交渉はそれを前提とした調整・解決のための手続きとして捉えられていた。これに対し日本の企業内労使関係は労使の対立よりも、むしろ同一企業に所属する者としての利害の共通性が強調される。1960年代以降、大企業では団体交渉そのものが後退し、労使協議制によって代替されていったが、そのような場では、「労使の集团的・個別的な権利・義務を事前に明確にしようとする発想は定着しにくい」（同前稿19頁）。そこに団交中心論という「日本的に修正されたアメリカ法を受容」があったとみられる（同前稿20頁）とのべていた。私は、このような西谷の分析の方に賛成したい。蛇足ながら、上記論稿の表題は、つぎのような事情を踏まえたものと思われる。すなわち2003年初め、アメリカの対イラク政策を批判したドイツとフランスについて、ラムズフェルド国防長官（当時・合衆国）が「古いヨーロッパ」と呼ぶ一方、アメリカを支持した東欧・中欧諸国を「新しいヨーロッパ」として称揚した。そして日本では、同年藤村信『新しいヨーロッパ古いアメリカ』（岩波書店）が刊行された。

164) 東京大学法学部長に就任したことを理由とするものであった。

度任命(会長)され、同3月中央労働基準審議会委員(会長)にも就任したのをはじめ、それ以降、数多くの、かつ多様な公職に就いていったことがわかる。石井がこのような多方面にわたる社会的な活動に従事していくなかで、本稿ではとくに1959(昭和34)年11月に任命(ただし会長職)され、7年後の1966(昭和41)年12月に浩瀚な報告書が提出された「労使関係法研究会」について注目したい。しかしその前に、1960年代前半の石井がいかなる課題に関心をよせていたのか検討することにしよう¹⁶⁵⁾。

1 労働組合の組織と機能に関する理解

(1) 二つの論文集とその相互関係

石井は『労働法総論』〔法律学全集〕を刊行した5年後、それまでに発表した論稿のなかからいくつかを選んで収録した『労働組合の組織と機能』(文久書林・1963)という集团的労使関係法に関する論文集を公刊した¹⁶⁶⁾。またそれから7年経過したとき、同じく労働団体法に関わる論文集である『労働法の研究』Ⅲ労働組合(有信堂・1970)を刊行している。既発表論文を集めて論文集を作るということは、執筆者として世に問うべき自信のあるものを収録せんとするの思いとともに、自らそれが学問的に価値あるものと考えているからではなからうか。ただし、これら2冊に収録されている論稿には、重複するものも非常に多いという特徴がある。そこでまず、このことを確認しておきたい。つぎに掲げるのは、『組織と機能』の目次構成である。収録された論稿中の原型稿の発表時期は、多くが1960(昭和35)年前後に集中している。矢印で示したのは、同書収録の論稿のうちのどれが、のちに刊行された『労働法の研究』Ⅲ(1970)にも、収録されているかを表わしたものである。

165) 石井が多くの公職に就いたことによるものと思われるが、同様の立場にあった末弘巖太郎の場合(拙著・前掲書468頁以下を参照)と同じく、公刊された業績のなかには、講演録ないしそれを基礎にまとめられたと思われるものが多いように感じられる。

166) 同書については、秋田成就「書評／石井照久著『労働組合の組織と機能』」季刊労働法50号(1963)154-157頁が取り上げている。

- 「労使関係の基本問題」日本労働協会雑誌1号(1959)
- 「労働法の基本観念」中央労働時報324号(1958)
- 「労使関係をめぐる若干の問題」同前364号(1961)→後掲「新しい労働組合の方向」と併せて一つの論稿である「労働組合の組織と運営——上部団体と単位組合の機能の関係を中心として」に改めて、『労働法の研究』Ⅲに再収録
- 「団体交渉における連合体の地位」菊池勇夫教授六十年祝賀記念論文集『労働法と経済法の理論』(有斐閣・1960)→『労働法の研究』Ⅲに再収録¹⁶⁷⁾
- 「労働組合——その組織と統制」総合判例研究叢書『労働法』(有斐閣・1959)5巻→表題を「労働組合の組織と統制」と改めて『労働法の研究』Ⅲに再収録
- 「新しい労働組合の方向」日本鉄鋼連盟〔編〕『技術革新下の労働と労働法』(1962)→上述したように同所所収の「若干の問題」と併せて同一稿と改めて『労働法の研究』Ⅲに再収録¹⁶⁸⁾
- 「労働組合の当事者適格」労働問題研究44号(1950)→『労働法の研究』Ⅲに再収録
- 「ILO87号条約をめぐって」日本労働協会雑誌2号(1959)→『労働法の研究』Ⅰ労働基本権に再収録
- 「合同労組」石井・有泉亨〔編〕『労働法演習』(有斐閣・1961)¹⁶⁹⁾→『労働法の研究』Ⅲに再収録

167) 本稿については、後注(165)を参照。

168) これら二つの論稿は、内容的に重複し、同稿(追記)として「若干の加筆訂正を加えて、これを一つにまとめた」と記されている(『労働法の研究』Ⅲ45頁)。しかし『組織と運営』収録の「若干の問題」32頁分および「労働組合の方向」24頁分に対し、同じ版型ながら「組織と運営」44頁分で、当初の約3分の2ほどの紙幅を占めるにすぎず、「労働組合の方向」稿は、ほとんど削除されている。

169) ただし当初の発表=石井・有泉〔編〕『労働法演習』刊行時、その冒頭に付されている設例問題文が削除されていることから、読者には論稿締め括りの文章には違和感を覚えるのではないと思われる。

「労働組合の法的性格：上部団体と単位組合」ジュリスト増刊『労働判例百選』（1962）→ 表題を「上部団体と単位組合」と改め『労働法の研究』Ⅲに再収録

「労働協約の理論と実際」初出不明

「不当労働行為について——不利益取扱を中心として」法曹時報3巻2号、4号（1951）

「経営権と労働権」官公労働8巻6号（1954）

「船長と労働組合」海事研究3号（1949）→『労働法の研究』Ⅲに再収録

すなわち、上に記したように『労働組合の組織と機能』と題された論文集に収録された14本の論稿のうち、実に過半数を超える8本が7年後に刊行された別の論文集である『労働法の研究』Ⅲに再度収録されている——同Ⅰに収録されたものを含めれば9本を数える——ことがわかった。さらに論文集『労働法の研究』Ⅲについても、同書に収録された論稿のうちで『組織と機能』と重複せず、また別の論文集（前掲『労働協約と就業規則』）から重ねて収録されたもの（「労働協約論」「労働協約の締結について」）をのぞくと、同書に収録された11本の論稿のうち、従来論文集には収録されず、初めて同論文集に収められたのは、わずか2本だけである。これらは、いずれも同書刊行時8年前に石井が有泉亨との共編著として刊行した労働法大系全5巻（有斐閣）中の1『労働組合』（1963）に発表した「労働組合の分合と解散」と、同4 不当労働行為（1963）に収録されている「幹部責任」にすぎない。このことは、石井「業績目録」をみたとき、1963（昭和38）年以降、概説書の改訂や演習書、共編著の刊行をのぞけば、石井が発表した労働法に関する論稿は決して多くはないということからも理解できる。つぎに『労働法総論』以降に発表された論稿群をみたとき、石井はどのような課題に関心を向けていたのであろうか。前掲『組織と運営』の「はしがき」のなかで、石井は読者にとって同書が「全体として、労働組合の組織運営をめぐる法律問題の研究に役立つことを期待する」とのべている。一方『労働法の研究』Ⅲの「はしがき」でも冒頭、同書には前著（『労働法の研究』Ⅱ）と同じく「労働組合の組織運営に関する研究を中心とし」ているとされていた。これらにいう「労働組合の組織運営」とは具体的には、何をさすの

か。それは要するに、労働組合の組織形態や上部団体と単位組合との関係に向けられていたということであった。そこで本稿でも、上記二つの論文集のうち石井のいう「労働組合の組織運営」に関わるもので、主要なものと思われる論稿について、いくつか紹介することにしよう¹⁷⁰⁾。

(2) 団体交渉をめぐる単位組合と連合体そして合同労組

まず『組織と機能』巻頭の二篇の論稿は、同前『総論』刊行からさほど経過していない時期に発表されたもので、同前書のなかでのべられていたものと内容的に重複する。つぎに「若干の問題」と「労働組合の方向」は、両者を併せた『労働法の研究』Ⅲの「労働組合の組織と運営」をもって紹介しよう。冒頭、石井は労働組合の対使用者機能として二つあるという。一つは団体交渉を通じた労働条件の改善を実現することであるとし、もう一つは団体交渉に付随して、労使の団交で妥結したことを労働協約にまとめたとき、その有効期間中、労使間で協約解釈に齟齬が生じた場合の対応や苦情処理制度の運用などをさすとする。石井は前者を「創造的機能」とよび、後者を「安定的機能」と名付けている。ところが企業別組合という組織形態をとる日本の組合が対使用者との交渉力の弱さを補うために、他組合との共同交渉や上部団体への加盟と、それによる「産業別統一闘争」——石井は「春季統一闘争」「春闘」という表現を使用しない——には、北米の労使関係を対比させて、つぎのような問題性があるとのべている（「むすび」の部分に、それまでの記述が要約されているので、引用しよう。44頁）。

「日本では、労働協約において賃金についての具体的な協定をみることは

170) 石井は同時期、萩澤清彦との共著として、石井『労働法』（弘文堂）の編別構成にしたがって「判例を通じて労働法の体系を概説することを目的とした」判例法学全集15『労働法』（青林書院・1958）を刊行し（2年後、同書の改訂版を刊行）、同書の延長線上の作品として「判例を通して労働組合の意義及び地位を一般的に考察」した「労働組合——その組織と統制」同=浅井清信〔編〕総合判例研究叢書『労働法』（5）（有斐閣・1959）195-217頁を刊行している。本文中に記したように、同稿は表題を改めて論文集『組織と機能』、続いて同『労働法の研究』Ⅲに収録された。

少なく、従来生活賃金の確保のために、労働組合の創造的機能は、不安定な形で展開され、創造的機能=闘争的機能といった観を呈している……。のみならず団交の機能においても、連合体と単位組合の関係などは……過大な企業意識や戦略的な利用のうちに混迷し、連合体は、団交の面においてはひかえめに、しかも闘争の面においては積極的であるという、逆立ちした形を示し、それらのこともあいまって、労使関係の安定を妨げる因素となっている。また、労働組合がその職場において発揮するはずの安定的機能も、一方においては本来の創造的機能の貧困のゆえに、他方においては誤った職場団交や職場闘争の意義や動きのうちに、その作用をみうしなっているほか、労働協約の労働条件に関する内容の貧弱性のゆえに、苦情処理といったようなことも、労働組合の現実的な関心事とはなっていない」。

ここには、労働者・労働組合の対使用者との関係における対抗的姿勢を批判する一方、使用者との協調関係を慫慂する立場を明らかにしている。しかし、そのくり返す労働組合の「創造的機能」とは何を意味しているのか。組合の対使用者との団体交渉を通じた労働条件・待遇改善がいかなる意味で「創造的」なのかについての説明はない。しかしいずれにせよ、日本の労働組合における単位組合と上部団体との関係について、否定的ないし悲観的な事実認識を法的に論じたのが菊池還暦記念論集に寄稿した「団体交渉における連合体の地位」であった¹⁷¹⁾。このような課題は、1950年代半ば以降の、公共部門労働運動におけるILO87号条約批准に向けた運動の高まりのなかで醸成されていった。しかし石井は、企業別組合から産業別組織への発展を展望した産業別統一闘争には、労使双方の「連合体をめぐる労使の現実的な意識」を知っておく必要があるとした¹⁷²⁾。すなわち一方で企業別組合は本来自ら自由に決定しうる連合組織への

171) 石井は同稿発表の約1年後(1961〔昭和36〕年10月)、同一表題の講演をし(速記録が労働経済判例速報412号〔1962〕14-23頁に掲載)、さらに、これに「若干の加筆訂正をなして」前掲『労働法の研究』Ⅲに収録している。

172) 石井のILO87号条約に関する記述は、このような観点から論じるものであった。

加入について、団交に際し上部団体が指導的役割を営むことを危惧する使用者に「遠慮する」傾向がある。それは法的に「団交当事者」と「担当者」の区別を明確にせず、「いわば『意識的』に漠然と処理してきた」(204頁)ことによるとする。しかし連合体は(1)「労働戦線における組織力強化の要請が強いこと」、(2)「工職混合の企業内組合は組合としての統一的な要求として大綱的なことを掲げるしかないこと、および(3)敗戦後の経済環境のもと「とりあえず賃金の引き上げが必要であった」ことから、連合団体——具体的には、総評を念頭においている——は『団体交渉のための統制力の背景』というよりは『闘争のための統制力の背景』として利用されてきた(205頁・下線は引用者)。このような側面の背景にあるのは、単位組合を構成する個別の組合員や組合役員の意識に「根強く内在している誤った『企業別意識』」であったと、石井は指摘している(208-209頁)。それゆえに連合団体と単位組合とのあいだで『団交権の配分』をいかに合理的かつ適正に調整するかが重要であるとする(209頁)。こうして連合団体が連絡調整機関ではなく、独自の労働組合としての実質を有する場合——石井は労組法が「予定する連合体の純粹型」とよぶ——、「統一事項についての団交権は連合体に専属し、各企業に特有な事項については単位組合に団交権が保留される」と解することができよう(211頁)。しかし現実には必ずしも、そのような理解はできないとする。具体的には、団体交渉に関する「唯一交渉団体条項」と「委任禁止条項」をとりあげている¹⁷³⁾。

つぎに「合同労組」は周知のように、企業単位ではなく、とくに中小企業に働く労働者が地域や業種別に、個人単位で加入する労働組合である。石井は「そこには自己が雇用されている使用者に対して労働組合運動をすることについての労働者の気がねというものが底流している」(261頁)と指摘している。学生向けの演習書のなかの一課題として示された本稿では、合同労組に関する団体交渉について議論となった(1)匿名組合員を理由とする団交拒否の適否と、

173) 「労働組合の法的性格：上部団体と単位組合」は、単位組合の支部の法的性格が問題となった朝日新聞小倉支店事件(最大法判昭27・10・22民集6巻9号857頁)に関する判例研究である。

(2) 協同組合の交渉主体性の二つの課題についてとりあげている。そして「労働組合の分合と解散」は労働組合の組織変動をみつがっている。要するに、石井のいう「労働組合の組織と運営」とは、このような問題であった。

2 「労使関係法研究会」への関与——日本の労使関係の「近代化」を目指して

1966(昭和41)年12月、「労使関係法研究会」による報告書である『労使関係法運用の実情及び問題点に関する報告書』が公刊された。ただしそれは、主要部分の要約である第一部(本文約10万字)のみであった。そして翌年3月末、調査・研究を詳論した第二部とあわせた報告書全体が4分冊(約2000頁)¹⁷⁴⁾——日本労働協会(当時)から刊行された——にまとめられて、早川崇(当時)に提出された。同報告書は満7年の歳月をかけた調査と検討をへて、まとめられたものであった¹⁷⁵⁾。すなわち同研究会は、1959(昭和34)年11月13日、労組関係法の実情および問題点についての調査・研究を労働大臣(松野頼三〔当時])から委嘱されて、発足した。同研究会は13名の委員から構成されたが、石井は会長職に就いた¹⁷⁶⁾。その調査・研究の経緯については、同前書第一分冊

174) 有泉亨「『報告書』を読んで——イギリスにおける調査委員会と比べて」法律時報39巻3号(1967)13頁。

175) 有泉亨〔司会〕・石井照久・峯村光郎・石川吉右衛門「“労使関係研究会報告”をめぐって」日本労働協会雑誌96号(1967)38-52頁は、研究会メンバーによる『報告書』作成の経緯を語ったものである。

176) 委員を委嘱されたのは、石井のほかには、つぎのような者たちであった。吾妻光俊(一橋大学教授〔当時、以下同じ〕・労働法)、石川吉右衛門(東京大学教授・労働法)、色川幸太郎(弁護士)——ただし最高裁判官就任にともない1966(昭和41)年5月委嘱を解かれた——、大河内一男(東京大学教授・社会政策)、兼子一(弁護士〔東京大学名誉教授〕・民事訴訟法)、岸星一(弁護士)、後藤清(和歌山大学名誉教授・労働法)、所澤道夫(弁護士)、団藤重光(東京大学教授・刑法・刑事訴訟法)、松崎正躬(弁護士)、峯村光郎(慶応義塾大学教授・法哲学・経済法・労働法)および山中篤太郎(一橋大学教授・社会政策)の12名であった。その人選は労働省によりなされたものであったが、各種の労働委員会に関与した経験をもつ者が多いという特徴があった(後掲「労働問題フォーラム／その四不当労働行為」48頁〔後藤清発言〕)。

「まえがき」にのべられているが、7年間のあいだに117回の会合、小委員会が73回開催され、9項目、のべ100事項におよぶアンケート調査を実施し——ただし回収できた回答は送付総数の1割程度の694通にとどまった——、「毎年一回ないし二回地方に出向き、関係府県労政当局の協力のもとに当地方における実情及び問題点を直接労使公益各側の関係者から聴取するための会合」がもたれたという。

同報告書の構成は、当初なされたアンケート調査に則して、「労働組合の組織と運営」「使用者団体」「団体交渉」「労働協約」「争議行為」「不当労働行為」「争議調整」「労働委員会」の八つの大項目に分けられて、内容的には各項目ごとに、大きく「概要」「実情」「問題点」から構成されていた¹⁷⁷⁾。『報告書』は、研究会委託・発足の事実が広く知られることがなかった¹⁷⁸⁾ためであろうか、研究会『報告書』が示されたとき、大きな話題となり、各方面からの様ざまな関心を集めた¹⁷⁹⁾。『報告書』に対する論評は、大きく(1)事実認識について

177) 今日とは異なり、社会的にも、法的にも大きな課題とされていた公共部門労働関係については、検討対象から除外されていた——これについては、1977(昭和52)年に『報告書』が公表された(後注180)——ことから、その「労使関係野分析も、当然に予定されてしかるべき」(野村・後掲稿5頁)との評価も見られた。

178) 宮島尚史・後掲「労働組合の組織と運営」8頁。ただし外尾・後掲「使用者団体」14頁は、1959(昭和34)年11月25日の第一回総会での松野労相の発言(週刊労働紙34・11・27)を紹介している。

179) 『報告書』に対する反応を示すものとしては、つぎのようなものがあった。まず法律時報39巻3号(1967)は巻頭に野村平爾「労使関係の法的未来像——『報告書』を読んで」4-7頁をかかげたあと、報告書の調査項目に即して宮島尚史(労組の組織と運営)、外尾健一(使用者団体)、青木宗也(団体交渉)、藤田若雄(労働協約)、佐藤昭夫(争議行為)、初井常喜(不当労働行為)、窪田隼人(争議調整)および本多淳亮(労働委員会)の8名がそれぞれ報告書の内容について検討しているほか、有泉亨、伊藤正己、柳川真佐夫(1907~?・敗戦直後の時代、東京地裁裁判官であった当時、労働民事裁判、とくに労働仮処分法理を形成するのに貢献した)、菊池勇夫(九州大学名誉教授)および千種達夫(1901~1981・柳川と同じく、戦後裁判官として多くの労働事件に関与し、労働裁判法理の形成に貢献した。同人が残した文書・資

の分析の弱さや誤りないし一面性を指摘するもの、(2)「研究会」がとっているとされる現行法の解釈を批判するもの、および(3)『報告書』の示唆する立法措置の狙いを批判するものという三つに分類できるとされる。『報告書』

料は没後、母校の早稲田大学に寄贈された)がコメントを寄せている。季刊労働法63号(1967)96-115頁では、「労使関係法研究会の報告書を読んで——労使の意見」として、太田薫(化合労連委員長〔当時、以下同じ〕)、中川新一(国労書記長)、天池清次(同盟会議書記長)、細谷松太(新産別中央執行委員)および入江席男(日本通運副社長)の見解を掲載している(以上は、『報告書』第一部公開時)。さらに同前誌は続く64号〔1967〕51頁以下で「労使関係法の現代的課題」という特集を組み、沼田稲次郎〔『労働組合主義』と日本労働法〕52-70頁、松岡三郎「英・米の労使慣行——イギリスへのアプローチを中心として」71-85頁、片岡昇「報告書のえがく労使関係法の未来像」86-97頁および木元進一郎〔『労使関係近代化』の背景と内容〕98-108頁の各論稿に加えて、『報告書』第二部をも踏まえた「労使関係法研究会報告書の問題点——労・使・学者による分析と意見」を掲載している(109-171頁)。『報告書』の章立てにしたがって、角田豊(労組の組織と運営)、正田彬(使用者団体)、久保敬治(団体交渉)、横井芳弘(労働協約)、蓼沼謙一(争議行為)、山本吉人(不当労働行為)、浅井清信(争議調整)および大和哲夫(労働委員会)がそれぞれ『報告書』の記述を論評した。そして労働協会雑誌はまず先に言及した(注169)有泉亨を司会者とした座談会「“労使関係法研究会報告”をめぐって」を開催したのに続き、同一タイトルの「労働問題フォーラム」として、105号(1967)から109号(1968)の計5回にわたり、同じく有泉亨が司会担当した研究討論記録(「“労使関係法研究会報告”をめぐって」)を掲載している。さらにジュリスト誌は同年6月から翌1968〔昭和43〕年5月までの1年間全12回:371、374、376、380、382、385、388、390、392、394および396の各号で「労使関係セミナー」として、やはり『報告書』の目次構成の柱建てにしたがった座談会記録(司会は、研究会会長であった石井によりなされた)を掲載した。とくに最後の座談会はもっとも多くの紙幅をあてられていた。またそこでは、研究会メンバーであった石川(第11、12両回のみ欠席)、峯村(第1、5、6各回出席)、岸(第2回出席)および吾妻(第3回出席)らの参加は当然ながら、石井らと学的立場を異にする野村平爾と沼田稲次郎の両人も多くの回に参加し(野村は全回出席し、沼田は第6-12回〔最終回〕に出席した)、発言していた。ただしそこでは、参加者の発言が拡散し、議論の内容も不明瞭なものとなっていることが多かったように思われる。

は「まえがき」(6頁)でその目的が集団的労使関係法の『実情及び問題点』の解明にあり、現行法の「改正の可否及び改正の方途」について具体的意見をのべることを目的とするものではないことを強調していた。また会長であった石井も、上記『報告書』をめぐる研究座談会の席上等で同旨のことを繰り返しのべていた¹⁸⁰⁾。しかし政府から委託され、7年もの時間をかけて検討し、取りまとめられ、提出されたものが単なる現状把握にとどまるとの『報告書』に記された説明をそのまま受け止めることはできないというのが、当時の大方の理解であったと思われる¹⁸¹⁾。すなわち、これについて論究・評価する各論者に共通するのは、『報告書』が日本の労使関係において実現さるべき模範として示す、労使(資)協調的ないし「近代的」労使関係を形成すべしとの基本的な認識に対する違和感であったといってもよからう¹⁸²⁾。この点について、片岡昇(1924～2020)は『報告書』があたかも「労使自治の原則」を集団的労働関係法における唯一・絶対の原則であるかのように理解し、労働組合が法的に関与しうる範囲も労使関係の枠のなかに限定しているのではないかとして、そのあとをつぎのように続けている(少し長くなるが、引用しよう)¹⁸³⁾。

「報告書の描いているあるべき労働法の姿は、ほぼつぎのようになるであろう。すなわち労働法は、団体交渉の保護助成を通じて労働者の経済的利益ないし地位の向上を図ることを基本理念とし、その実現に仕えるものである。団体交渉は、労働協約のうちに結実するが、協約はまた、団体交渉を軸として展開される労使関係に秩序を与え、これを安定化せしめること

180) たとえば、有泉亨〔司会〕ほか・前掲座談会38-39頁(石井)。なお同前稿38-44頁には、研究会発足の経緯やとりまとめ段階での「苦労話」が語られている。

181) 菊池・前掲「『報告書』を読んで」法律時報39巻3号(1967)42頁は「当面の政策をはなれた資料として評価される」とした。しかし外尾・前掲「使用者団体」14頁は「政府は、同報告書を労働法改正の重要な資料としてうけとるであろう」と指摘していた。このような理解をする者の方が多かったと思われる。

182) 沼田稲次郎『労働基本権論—戦後労働法史のイデオロギー的側面』(勁草書房・1969)221頁。

183) 片岡・前掲「報告書のえがく労使関係法の未来像」92頁。

によって、労使関係を一層近代的で合理化された関係たらしめるのであり、それが労使双方の利害を調和せしめるゆえんともなる。かくて労働法は、労働協約の基礎の上に団体交渉を中心とした安定的秩序ある労使関係が確立されることを要請する。このような基本的立場に照して夾雑物とみられる一切の要素は、すべて法的保護には値しないものとして、法律関係の埒外に放逐しなければならない。……報告書が立法による過度なる干渉をいましめる反面、団交—協約の交互関係をめぐる安定的秩序を妨げている諸要因——集団の威力で使用者を圧倒しようとする労働者側の態度、組合を否認し、企業内交渉に固執する使用者側の態度、労使双方の側の交渉体制の不備、職場交渉、苦情処理制度の形骸化、協約内容の不明確と協約の規定の解釈をめぐる紛争の多発化、等々——を、さまざまな角度から検討し、近代の労使関係に関する当事者の自覚を高めることを通じて、それを除去する必要性を強調するのは、その故である」。

このように片岡がまとめた『報告書』の労使関係観は、委員会がとった立場について、要をえて示したものであると思われる。労使間の団体交渉と労働協約を中心として、集団的労働関係が形成されるべきものとの理解からすれば、使用者が直接的に対応できない政治ストや同情（連帯）ストについては、団体交渉になじまず、使用者に「傍杖を食わせる」ないしは、使用者には処理の施しようもないものになることから、団体交渉権行使の範囲外へとおかれざるをえないことになる¹⁸⁴⁾。憲法による労働基本権の保障ということについて、労働者にとっての生存権の実現・確保のためのものではなく、あくまでも「労使自治の原則」のなかにおしとどめるものであったがゆえに、当時の多くの学説の反発と批判を招くということにもなったのであろう。

以上のように要約された『報告書』の基本的な姿勢や内容については、研究会の委員らの共同研究を通じて「おおむねわれわれ全員の一一致した結論によって述べられている」（「まえがき」9頁）とする。しかし石井は調査研究会委員として任命されるとともに、会長職に就いただけでなく自らも、石川吉右衛門、

184) 同前論文93頁。

後藤清および峯村光郎「とともに報告書案としての整理の作業」にあたってとされる。このような事実それ自体から、『報告書』の内容については、後述するように石井と石川の「見解」が色濃く反映されているのではないかと推測することができる¹⁸⁵⁾。すなわち『報告書』の「まえがき」のなかで、つぎのようにのべられていた(8-9頁)。

「あるべき労使関係の基本は、労使自治の原則であった、良好な労使関係の実現のためには何よりもまず労使当事者がみずから健全な慣行を形成していく努力が必要であるにもかかわらず、そのような自主的な努力が不十分であ[る]」。

では、なぜ労使はそれぞれの「自主的な努力によりわが国の労使関係のあるべき姿に近づける」ことをしないのか。「まえがき」は続けていう。

そのような「労使の意識は、わが国の戦後の集団的労使関係が労使関係法の制定をまつてはじめて本来的な展開をみるにいたつたという特殊な歴史的事情にも由来するものであろうが、いずれにせよ、今なおぬけ難いその後進性を物語るものである。もともと労使関係法は、労使の自主的な努力により形成されるよい慣行の基礎のうえに立つて制定されることが望ましい」。

このように戦前の日本では、労使が争議行為を含む広義の団体交渉や労働協約の締結を通じて、自主的な労使関係の形成が社会的に広く普及することなく、むしろ治安刑事法上の規制対象と捉えられ、集団的労使関係に関する国家的認知のあり方を示すべき労働組合法がアジア太平洋戦争敗北後の占領下に制定され、労使関係が本格的に開始されたことを重視し、労使双方ともに「自主的慣行」形成の形成と努力を不十分なものであるとする理解は、先に紹介・検討してきたように、石井が従来から繰り返し指摘し、強調していたことであった。このような事実を前提としたとき、『報告書』は石井の労使関係法理解にも

185) 前掲「労働問題フォーラム／その三争議行為と争議調整」日本労働協会雑誌107号(1968)38頁(吾妻)は、自身が委員会のメンバーであったが、「実は主要な作業はほとんど……石川さん、石井会長その他数名の〔ママ〕小委員のお骨折りで、この調査がまとまりました」とのべて、『報告書』の成り立ちをはしなくも暴露している。

とづき、それを具体的に論証するためのものとして実現されたと捉えるのは、牽強付会な見方であろうか。

周知のように、近代的な労使関係の実現を主張した本『報告書』それ自体が、大方の危惧が現実となることはなく、法改正に直接に結びつくことはなかった。それは事実上、石井らがのべていたことを裏書きしたことになった¹⁸⁶⁾。そして『報告書』が否定的に捉えていた企業内労働組合を始めとする日本的労使関係のあり方に関する評価も、その後、大きく変容していった。すなわち1970年代の二度にわたる「石油ショック」にもかかわらず、経済的停滞にあえいだ欧米諸国に対して経済的な成長維持を確保した80年代、『報告書』が克服すべきものと否定的に捉えていた日本的労使関係のあり方は、終身雇用制および年功序列賃金とともに企業別（内）組合としてまとめられ、天皇たる地位の象徴である「三種の神器」になぞらえて呼ばれ、むしろ高度経済成長を実現する原動力として役割をはたしたとして肯定的に理解され、わが国社会に持続的な繁栄をもたらした秘訣であり、「ジャパン・アズ・ナンバー・ワン」などともてはやされたこともあった¹⁸⁷⁾。しかし今日では、組合組織率の低迷を反映してである

186) 濱口桂一郎『日本の労働法政策』（日本労働研究機構・2018）932頁。その後、労使関係法研究会は委員を再編し（会長：峯村光郎、学識者10名）、1977（昭和52）年9月に公共部門（公労法・地公労法）について報告書を提出した。翌年には新たに委員を加え（会長：石川吉右衛門、学識者15名）、1982（昭和57）年5月『労働委員会における不当労働行為事件の審査の迅速化等に関する報告』を行ない、その提言に基づいて労組法の改正がなされた。そのあとは、研究会（会長：石川、委員13名）は平成10年10月「我が国における労使紛争の解決と労働委員会制度のあり方に関する報告」を提出して、同研究会は解散となった。それは個別的労働関係紛争の解決の促進に関する法律の制定（2001年）に結実した（厚生労働省大臣官房地方課労働紛争処理業務室〔編〕『個別労働紛争解決促進法』〔労務行政研究所・2001〕参照）とされる（濱口・前掲書・932-933頁）。

187) 前者はOECD（経済協力開発機構）の『OECD対日労働報告書』によって示されたものであり、後者は、アメリカの社会学者であるエズラ・ボーゲルEzra F. Vogel(1930～2020)のJapan as Number One : Lessons for America (Harvard Univ. Press, 1979)の邦訳書で、わが国でベスト・セラーとなった書名『ジャパン・アズ・ナンバー・

うか、集団的労使関係法について論じられることもほとんどなくなり、『報告書』の存在それ自体忘却のかなたへと置き去りにされたままとなっている。

五 結び——『団体交渉と労使協議制』（1972）の刊行と逝去

労使関係法研究会報告書が労働大臣に提出される直前といってもいいかもしれない、1966（昭和41）年7月、既述のように石井は中央労働委員会公益委員に再度任命されるとともに、併せて会長職に就いた。同前報告書のなかで不当労働行為および、その救済機関としての労働委員会制度も先にのべたように、わが国労使関係法に関わる制度のなかで改められるべき点について指摘され、その実現は大きな課題であり、多くの紙幅をあてて言及していた。石井は既述のように、石川吉右衛門とともに、日本労働協会雑誌およびジュリストの両誌

ワン：アメリカへの教訓』（広中和歌子・木村彰子〔訳〕／TBSブリタニカ・1979）に由来する言葉である。これらについては、野村正實『終身雇用』（岩波同時代ライブラリー・1994）を参照。またわが国が、いわゆるバブル経済の最中であった1986年に製作・公開された「ガン・ホーGung Ho」というアメリカのコメディ映画がある（ただし日本では、劇場公開されずビデオ・DVDが発売された）。そのなかで描かれているのは、つぎのようなものであった。すなわち住民の雇用と生活を支えてきた自動車工場が閉鎖されたことから、街全体が衰退していかざるをえなかった。そこで住民の興望に応じて再び活気を取り戻すために、日本の自動車会社を誘致して、日系自動車工場としての生産活動が再開された。ところがそれに際しては日本での経済成長の実現に由来する、日本的生産方式のみならず、企業内人事・労務管理をそのまま持ち込んだことから、これに対し現地アメリカ人や労働者らが反発し、それらが惹き起こす軋轢やトラブルの数々であった。それでもアメリカ映画らしく、最後はたがいを理解し、日本人駐在員とアメリカ人現地労働者らにより、工場は円滑な生産活動を実現したことを象徴するかのごとく、工場敷地内の運動場であろうか、同じ制服を着た——工場再開当初は、各自思い思いのラフな服装であった——従業員らの集団的で繰り広げられる、作業前の準備体操の風景が繰り広げられるなかで、エンド・ロールへとつながっていった（なお藤田幸正『映画で学ぶ国際ビジネス』〔大修館・1994〕43-61頁参照）。

に連載された座談会には上記研究会を代表して参加し、発言をしている。しかし、これらの座談会記録をのぞけば、石井が上記の二つの法制度について発言する機会は決して多いものではなかった¹⁸⁸⁾。また1967(昭和42)年3月、定年(60歳)をもって東京大学を退官し、翌4月より成蹊大学教授となり、その翌年4月には、従来の政経学部を経済学部と法学部に改組されたことにともない、法学部長職についた。さらに石井は明るく1969(昭和44)年6月には成蹊大学学長に就任した。こうして従来からの公職に加えて、大学行政職に就きながら、労働法実務大系4(全20巻中の第16回配本)として、1972(昭和47)年の12月に公刊されたのが*『団体交渉と労使協議制』(総合労働研究所)であった(本文253頁)¹⁸⁹⁾。同書の目次構成は、つぎのようなものであった。

第1部 団体交渉

第1章 団体交渉権／第2章 団体交渉の当事者／第3章 団体交渉の担当者／第4章 団体交渉の手續・方法等／第5章 団体交渉の対象事項／第6章 団体交渉における上部団体の関与／第7章 団体交渉と職場交渉、苦情処理／第8章 団体交渉拒否に対する救済／第9章 団体交渉に関する特別規制／第10章 諸外国における団体交渉

第2部 労使協議制

第1章 労使協議制の概念及び意義／第2章 わが国における労使協議

188) 知りえたかぎりでは、つぎのようなものがあるのみである。

*「労働委員会制度について」中央労働時報448号(1967)

*「労働委員会について」同前519号(1971)

189) そのほかの業績としては、労働法概説書の改訂版の刊行をあげることができるかもしれない。石井の概説書である『労働法』には、勁草書房「法学」叢書と弘文堂「法律学講座双書」の二つの系列がある。前者が1952年に『労働法』として刊行されたあと、1957年「改訂版」、1960年『労働法概論』上巻、1963年同書・中巻の一が刊行されて以後、続刊が中断されたままとなったのに対し、後者は1953年『労働法』I・IIとして発表され、翌年合本されて『労働法』(法律学講座)となったあと、1969年同書新版(法律学講座双書)上、翌年、同書下I、1971年に同書下IIが発刊され、さらに同年に『新版労働法』〔改訂版〕となり、石井の労働法学に関する体系的理解が完成されるにいたった。

制の沿革／第3章 わが国における労使協議制の現状／第4章 労使協議制をめぐる法律問題／第5章 諸外国の労使協議制

同シリーズは、裁判例や労働委員会命令を重視しながら、当該テーマに関する実務的な動向や法解釈上の理解を明らかにすることを企図したものであったと思われる。そうであるがゆえであろうか、同書では内容的には、石井が自らの見解を積極的に披歴するというよりは、団体交渉および労使協議制に関する裁判例や労働委員会命令を紹介することに多くの紙幅が割り当てられている¹⁹⁰⁾。石井の遺著となった¹⁹¹⁾同書は、従来、石井にとって当該テーマそれ自体を直接的にとりあげた業績は少ない¹⁹²⁾。しかし戦後直後の時期、労働者の企業経営への参加を日本社会の民主化実現の一環として積極的に位置づけるべく試みたり、また労働法を集团的労使関係法における団体交渉制度を中心として理解した同人にとっては、同書の執筆はもっともふさわしい課題に因應のものであったのかもしれない。

そして石井は数年来体調を崩していた（病名等は不知）が、同書を刊行して約半年後の1973（昭和48）年7月16日逝去した。享年66歳であった。遺骨は東京都多磨霊園の石井自らが建てた墓所（21区1側7種）に葬られている。

190) 同書の「はしがき」2頁には、当時の労働省職員二名の名をあげて「その全般にわたり……適切な協力をえた」「終始協力を惜しまなかった」云々という記述がみられる。本書については、石井のいずれの業績一覧にも、その記載がないが、それはこれらのことに関係するのであろうか。その理由は知らない。

191) 同書の「しおり」№12（1972）には、「石井先生には、今夏以来、入院治療中にもかかわらずご執筆を賜りました」との編集者のコメントが付されていた。

192) 先へのべたように従来、当該テーマに関する論稿としては、「団体交渉における連合体の地位」菊池勇夫教授60年記念『労働法と経済法の理論』（有斐閣・1960・のちに前掲『労働組合の組織と機能』収録）と「団体交渉における連合体の地位」労働経済判例速報412号（1962・のちに、石井・前掲『研究』Ⅲに収録）があった。